

第七十一回国会
衆議院

社会労働委員会議録第三十九号

(七〇六)

昭和四十八年七月六日(金曜日)

午前十時三十七分開議

社会労働委員会 濱中雄太郎君

調査室長

濱中雄太郎君

出席委員長

田川 誠一君

委員長

田川 誠一君

理事

伊東 正義君

理事

竹内 黎一君

理事

山下 徳夫君

理事

加藤 紘一君

理事

齊藤滋与史君

住

柴作君

高橋 千寿君

羽生田 進君

枝村 要作君

多賀 谷眞総君

石母田 達君

坂口 力君

出席國務大臣

厚生大臣

労働大臣

厚生政務次官

厚生省公衆衛生局長

厚生省環境衛生局長

厚生省保険局長

厚生省労働基準局長

厚生省労働基準局安全衛生部長

人事院事務総局議員

職員局參事官

後藤 敏夫君

北川 俊夫君

小林 悅夫君

委員外の出席者

田邊 誠君

渡邊 健二君

江間 時彦君

北川 俊夫君

小林 悅夫君

自治省行政司課長

昭和四十八年七月六日

昭和四十八年七月六日(金曜日)

午前十時三十七分開議

社会労働委員会 濱中雄太郎君

調査室長

濱中雄太郎君

出席委員長

田川 誠一君

委員長

田川 誠一君

理事

塩谷 一夫君

理事

橋本龍太郎君

理事

八木 一男君

力君

志賀 節君

田中 覚君

戸井田三郎君

増岡 博之君

田邊 誠君

村山 富市君

大橋 敏雄君

小宮 武喜君

加藤常太郎君

山口 敏夫君

齋藤 邦吉君

上田 茂行君

木村 俊夫君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

出席委員長

田川 誠一君

理事

伊東 正義君

理事

塩谷 一夫君

理事

橋本龍太郎君

理事

八木 一男君

瓦

志賀 節君

田中 覚君

戸井田三郎君

増岡 博之君

田邊 誠君

村山 富市君

大橋 敏雄君

小宮 武喜君

加藤常太郎君

山口 敏夫君

齋藤 邦吉君

上田 茂行君

木村 俊夫君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

正巳君

高見 三郎君

増岡 博之君

木村 俊夫君

中村 寅太君

ることその他当該被害の発生を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて当該家庭用品に当該被害と関連を有すると認められる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときは、

当該被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の拡大を防止するため必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができるものと認められるものうちから、厚生大臣、都道府県知事又は市長が任命する。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて当該家庭用品に当該被害と関連を有すると認められる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときは、

当該被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の拡大を防止するため必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができるものと認められるものうちから、厚生大臣、都道府県知事又は市長が任命する。

(立入検査等)

第七条 厚生大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験に必要な限度において当該家庭用品を收去させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査、質問又は收去をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び收去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(家庭用品衛生監視員)

第八条 前条第一項の規定による立入検査、質問及び收去に関する職務を行なわせるため、国、都道府県及び保健所を設置する市に、家庭用品衛生監視員を置く。

2 家庭用品衛生監視員は、国、都道府県又は保健所を設置する市の職員で、厚生省令で定める

資格を有するもののうちから、厚生大臣、都道府県知事又は市長が任命する。

(経過措置)

第九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(罰則)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

1 第五条の規定に違反した者

二 第六条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

三 第十一条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

四 第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 (毒物及び劇物取締法の一部改正)
毒物及び劇物取締法の一部を次のようにより改正する。
第二十二条の二及び第二十五条第八号を削除する。

3 (毒物及び劇物取締法の一部改正)
毒物及び劇物取締法の一部を次のように改正する。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

置

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十五条の二の次に次の二号を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

三十五の三 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百五十六号)の定めるところにより、家庭用

品について基準を定めること。

(厚生省設置法の一部改正)

三十五の四 家庭用品衛生監視員をして、必

要な立入検査を行なわせ、必要な場合にお

いて試験用物品を取去させること。

(厚生省設置法の一部改正)

三十九条の二第四号の次に次の二号を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

四の二 有害物質を含有する家庭用品の規制

に関する法律を施行すること。

(厚生省設置法の一部改正)

二 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)

別表

一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十

三号)第二条第一項に規定する食品、同条第

二項に規定する添加物、同条第四項に規定す

る器具及び同条第五項に規定する容器包装並

びに同法第二十九条第一項に規定するおもち

や及び同条第二項に規定する洗浄剤

二 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)

別表

二 条第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項

に規定する医薬部外品、同条第三項に規定す

る化粧品及び同条第四項に規定する医療用具

法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて

その製造、輸入又は販売をしており、かつ、

当該規制によつて有害物質による人の健康に

係る被害が生ずるおそれがないと認められる

製品で政令で定めるもの

(家庭用品に対する有害物質の使用状況にかかる健康)

理由

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二

号)の一部を次のように改正する。

第七十三条中「費用について、次の各号に掲げる額」を「費用の百分の四十」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条に次の二項を加える。

に係る被害の発生を防止するため、これらの家庭用品の販売等を規制する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

優生保護法の一部を改正する法律案
優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

十四条第一項第五号を同項第六号とし、同項

「健康」を「精神又は身体の健康」に改め、同号

を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

四 その胎児が重度の精神又は身体の障害の原

因となる疾病又は欠陥を有しているおそれがあ

る检查若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌

避し、又は同項の規定による質問に対して答弁

をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万

円以下の罰金に処する。

(厚生省設置法の一部改正)

三十五の四 家庭用品衛生監視員をして、必

要な立入検査を行なわせ、必要な場合にお

いて試験用物品を取去させること。

(厚生省設置法の一部改正)

三十九条の二第四号の次に次の二号を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

四の二 有害物質を含有する家庭用品の規制

に関する法律を施行すること。

(厚生省設置法の一部改正)

二 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)

別表

一 条第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項

に規定する医薬部外品、同条第三項に規定す

る化粧品及び同条第四項に規定する医療用具

法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて

その製造、輸入又は販売をしており、かつ、

当該規制によつて有害物質による人の健康に

係る被害が生ずるおそれがないと認められる

製品で政令で定めるもの

(家庭用品に対する有害物質の使用状況にかかる健康)

理由

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二

号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第七十三条中「費用について、次の各号に掲げる額」を「費用の百分の四十」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条に次の二項を加える。

2 国は、前項に規定するものほか、組合に対し、政令の定めるところにより、組合の行なう国民健康保険の財源を調整するため補助金を交付することができる。
3 前項の規定による補助金の総額は、組合の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の五に相当する額とする。

附 則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の第七十三条の規定は、昭和四十八年十月一日以後に行なわれる療養に係る療養の給付及び同日前に行なわれた療養の給付及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての國の補助については、なお從前の例による。

理 由

国民健康保険組合が行なう国民健康保険事業に対する國の補助率を療養の給付及び療養費の支給に要する費用の百分の四十に引き上げるとともに、その財源調整のために新たに当該費用の百分の五を補助することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、本年度約八億円の見込みである。
(平年度約百五十六億円)

○齊藤国務大臣 ただいま議題となりました有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。近年における化学工業の発展並びに国民の消費動向の変化に伴い、各種の化学物質が繊維製品等の家庭用品に使用され、国民生活に多大な利便を

与えておりますが、その反面、このような化学物質を使用した家庭用品による健康被害が発生し、このことが消費者の深い関心を集めているところであります。
有害物質を含有する家庭用品については、従来から毒物及び劇物取締法等によりその一部について必要な規制を行なってまいりましたが、國民の健康を保護するためには、さらに、有害物質を含有する家庭用品全般について規制する必要があるのです。新たにこの法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案のおもな内容について、御説明申し上げます。

第一に、家庭用品について、有害物質の含有量等に関し、必要な規制を行なうことといたしておられます。すなわち、保健衛生上の見地から、家庭用品について有害物質の含有量等に関し必要な基準を定め、その基準に適合しない家庭用品の販売等を禁止するとともに、基準に適合しない家庭用品による人の健康被害の発生を防止するため必要がある場合その他緊急の場合には、すでに販売された家庭用品の回収その他の措置を講ずることといたしております。

第二に、有害物質を含有する家庭用品の監視体制については、国及び地方公共団体に家庭用品衛生監視員を置き、立ち入り検査等の業務を行なわせることといたしております。

その他、家庭用品の製造または輸入の事業を行なう者は、事業者の責務としてその家庭用品について含有される物質の人の健康に与える影響を把握し、その物質により人の健康被害が生ずることのないようにしなければならないことといたしております。

優生保護法は、優生上の見地から、結婚の相談、遺伝その他優生を防止するとともに、母性の生命健康を保護するという目的のもとに、優生手術、人工妊娠中絶の要件及び優生保護相談所等の業務内容をこれに適合するよう改める措置を講じ、もって、優生保護対策の適切な実施をはかるとするものであります。
改正の内容といたしましては、まず人工妊娠中絶の要件に関する改訂であります。現行法では、妊娠の继续または分娩が身体的理由または經濟的理由により母体の健康を著しく害するおそれがある場合は母体の保護のため人工妊娠中絶を行なうことと認めているところではありますが、このうち、經濟的理由といふ要件については國民の生活水準の向上を見た今日においては、このままにしておくことは問題があり、この際、これを取り除き、妊娠の继续または分娩が医学的に見て母体の精神または身体の健康を著しく害するおそれがあるものというように改めることとしております。

○田邊議員 ただいま議題となりました国民健康保険法一部改正案について提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険組合は、周知のとおり、昭和十三年の國民健康保険法の制定とともに発足し、以来三十有余年、業種別組織の特性を生かし、民主的かつ効率的運営によって、國民の医療確保との健康の保持に貢献してまいりました。今日、國民健康保険組合は、店舗自営業者、自由業者、医療関係者などによるもの百五十五、あるいはまた、四十五年六月、日雇い健康保険の擬制適用の廃止によつて新設された大工、左官、とび職などによるもの三十八、合計百九十三組合、被保険者総数二百七十万人にも達しております。

さて、これら最近における經營状況を見ますと、医学薬学の進歩、給付の改善、受診率の増大等により、医療費が年々二〇%前後の伸びを示すため、実際に容易ならざる事態になつております。たとえば、四十六年度の保険料負担を見ますと、一世帯当たり、市町村国保の年平均五千五百二円に対し、國保組合平均は、何と一万五千九十六円、とりわけ旧擬制対象者によつて新設された組合では、五万円にも及ぶという異常な事態さえ生じております。

このような事態は、國民健康保険組合のうち約八割が、何らかの程度、法定給付率を上回る給付を行なつてゐる事情をしんしゃくしてもなお異常絶を認めることがいたしましたのが改正の第二点であります。

次に、ただいま議題となりました優生保護法について、その提案の理由を御説明申し上げます。次に、優生保護相談所の業務に関する改正であります。次に、優生保護法のものとでは、優生保護相談所は、現行法のものとでは、優生保護相談所は

ところは、市町村国保に対する国庫補助率が、医療給付費の四〇%であるに比べて、国保組合に対しては二五%とどまっていることがあります。すなわち、国保組合は、四〇%と二五%の差一五%分相当額たる約百六億円を、国にかわって背負っているということになるのであります。

かかるに政府は、臨時調整補助金の名のもとに、わずか四十三億円（四十八年度）を計上しているにすぎません。一方、市町村国保に対しては、四〇%の補助に加えて、五%の財政調整交付金制度があることは、御案内のとおりであります。どこから見ても、国保組合に対する国の対応は、著しく公平を欠くものといわざるを得ないのであります。

本案は、右の観点から、政令の定めるところにより国民健康保険組合に対して補助できる率を四〇%に引き上げるとともに、政令の定めるところにより、五%の調整補助金を交付することができることとしたわけであります。

なお、本案は、施行期日を四十八年十月一日といたしております。

○田川委員長 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を行ないます。

申し出がありますので、順次これを許します。

多賀谷真穂君。

○多賀谷委員 長い間争点になつておりました通勤途上における災害について今度初めて法律化されようとするわけですが、そこで私は、今日の労働基準法と労働者災害補償保険法との関係についてお聞かせ願いたい。と申しますのは、労働基準法は昭和二十二年にできてから、いわばほとんどそのままの形である。そこで、たとえば年金給付についても基準法については何ら触れていない。そうして死亡の場合には千日分なんという法律がいまだに残つておるということ自体も非常に問

題があると思うのですね。しかし基準法は現存しておりますわけです。労災保険法によってその後のいろいろな保険給付の改善はされておるが、労働基準法は何ら手をつけられていない。これは一体われわれとしてどういうように解釈をしていいのか。今後の方針はどういうようにお考えになつておるか。まずお聞かせ願いたい。

○渡邊(健)政府委員 労災保険によります業務災害給付とそれから基準法によります災害補償との関係でございますが、これはいずれも事業主の業務によります。

本案は、右の観点から、政令の定めるところにより国民健康保険組合に対して補助できる率を四〇%に引き上げるとともに、政令の定めるところにより、五%の調整補助金を交付することができることとしたわけであります。

本案は、右の観点から、政令の定めるところにより国民健康保険組合に対して補助できる率を四〇%に引き上げるとともに、政令の定めるところにより、五%の調整補助金を交付することができることとしたわけであります。

なお、本案は、施行期日を四十八年十月一日といたしております。

○田川委員長 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を行ないます。

申し出がありますので、順次これを許します。

多賀谷真穂君。

○多賀谷委員 長い間争点になつておりました通勤途上における災害について今度初めて法律化されようとするわけですが、そこで私は、今日の労働基準法と労働者災害補償保険法との関係についてお聞かせ願いたい。と申しますのは、労働基準法は昭和二十二年にできてから、いわばほとんどそのままの形である。そこで、たとえば年金給付についても基準法については何ら触れていない。そうして死亡の場合には千日分なんという法律がいまだに残つておるということ自体も非常に問

題があると思うのですね。しかし基準法は現存しておりますわけです。労災保険法によってその後のいろいろな保険給付の改善はされておるが、労働基準法は何ら手をつけられていない。これは一体われわれとしてどういうように解釈をしていいのか。今後の方針はどういうようにお考えになつておるか。まずお聞かせ願いたい。

○渡邊(健)政府委員 労災保険によります業務災害給付とそれから基準法によります災害補償との関係でございますが、これはいずれも事業主の業務によります。

本案は、右の観点から、政令の定めるところにより国民健康保険組合に対して補助できる率を四〇%に引き上げるとともに、政令の定めるところにより、五%の調整補助金を交付することができることとしたわけであります。

なお、本案は、施行期日を四十八年十月一日といたしております。

○田川委員長 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を行ないます。

申し出がありますので、順次これを許します。

多賀谷真穂君。

○多賀谷委員 長い間争点になつておりました通勤途上における災害について今度初めて法律化されようとするわけですが、そこで私は、今日の労働基準法と労働者災害補償保険法との関係についてお聞かせ願いたい。と申しますのは、労働基準法は昭和二十二年にできてから、いわばほとんどのままの形である。そこで、たとえば年金給付についても基準法については何ら触れていない。そうして死亡の場合には千日分なんという法律がいまだに残つておるということ自体も非常に問

題があると思うのですね。しかし基準法は現存しておりますわけです。労災保険法によってその後のいろいろな保険給付の改善はされておるが、労働基準法は何ら手をつけられていない。これは一体われわれとしてどういうように解釈をしていいのか。今後の方針はどういうようにお考えになつておるか。まずお聞かせ願いたい。

○渡邊(健)政府委員 労災保険によります業務災害給付とそれから基準法によります災害補償との関係でございますが、これはいずれも事業主の業務によります。

本案は、右の観点から、政令の定めるところにより国民健康保険組合に対して補助できる率を四〇%に引き上げるとともに、政令の定めるところにより、五%の調整補助金を交付することができることとしたわけであります。

なお、本案は、施行期日を四十八年十月一日といたしております。

○田川委員長 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を行ないます。

申し出がありますので、順次これを許します。

多賀谷真穂君。

○多賀谷委員 長い間争点になつておりました通勤途上における災害について今度初めて法律化されようとするわけですが、そこで私は、今日の労働基準法と労働者災害補償保険法との関係についてお聞かせ願いたい。と申しますのは、労働基準法は昭和二十二年にできてから、いわばほとんどのままの形である。そこで、たとえば年金給付についても基準法については何ら触れていない。そうして死亡の場合には千日分なんという法律がいまだに残つておるということ自体も非常に問

題があると思うのですね。しかし基準法は現存しておりますわけです。労災保険法によってその後のいろいろな保険給付の改善はされておるが、労働基準法は何ら手をつけられていない。これは一体われわれとしてどういうように解釈をしていいのか。今後の方針はどういうようにお考えになつておるか。まずお聞かせ願いたい。

○渡邊(健)政府委員 労災保険によります業務災害給付とそれから基準法によります災害補償との関係でございますが、これはいずれも事業主の業務によります。

本案は、右の観点から、政令の定めるところにより国民健康保険組合に対して補助できる率を四〇%に引き上げるとともに、政令の定めるところにより、五%の調整補助金を交付することができることとしたわけであります。

なお、本案は、施行期日を四十八年十月一日といたしております。

けれども、その給付の事由、給付の内容等はそれに準じた新しい通勤災害、こういう概念を設けました。これを労災保険の給付として実施することにいたしたわけでございます。

○多賀谷委員 日本は今後社会福祉に重点を置く、あるいはまた高度の工業国であるという点から考えてみると、やはり発展途上国まで規制するILLO条約よりも、やはりILLOの勧告の線に従つてすみやかに法制化する必要があるのではないかと思うのです。なるほどこの条約においては、これは必ずしも業務上として扱えというようなことは書いてありません。実質的に、保険であろうと何であろうと、通勤時が保障されればいいんだというように書いてあるけれども、しかし業務災害給付勧告、百二十一号勧告によればやはり労働災害として扱え、こういうようになつておるわけですね。それからよくあなたの方は、英米は西ドイツやフランスやオーストリアと違つて業務上として扱つていないということをあちらこちらで書いておられますけれども、私調べますと、全然システムが違うのですね。英國の場合は大体業務上とか業務外とかいうことを区別してないのです。医療給付は全部一本でいっておるわけですね。ですから、業務上災害としてそれを規定してもあまり実益がない。私は、今日の英國の政治のあり方、あるいは労働組合の力関係からいって、業務上なんというのはすぐとれると思うのですよ。とれども、あまり実益がないところに、やはりその運動がなかつたんじゃないかと思います。アメリカは、一般的の医療ですら社会保険が普及しない、むしろ民間保険のほうが力が強くて、御存じのよう社会保険制度の問題について政治問題になつておる。損害保険団体から民主党に対して公開質問状が出ておるわけですね。あなたの所属のケネディは社会保険を推進しておるけれども、もつてのほかだ、政治資金も出しておるだけです。ですからとも、普通の病気ですら制度がないですから、これもやはりむづかしい問

題だと思う。そういう状態ですから、私は、英米の例というのはあまり今度は例にならない、むしろ大陸型といいますか、日本としてはやはり西ドイツやフランスやオーストリアやベルギー等の制度を見習うべきではなかつたか、こういうように考へるのですが、それはどういうようにお考へですか。

○渡邊(健)政府委員 まずILLO百二十一号勧告について申し上げますと、百二十一号勧告がILLOで議論になりましたときに、通勤途上も業務上の中に全部含めるべきだという意見が労働者側から出まして、それをめぐつて審議がかなり活発に行なわれたようですが、それぞれの国の事情によって、一がいにそら言えないということです。勧告の中にはそういう規定ということではなく、いま先生おっしゃいましたような他の社会保険法でも、業務上と性格がやや違つておるのではないか、こういうふうに考えまして、そこで、日本の場合には、全く基準法の個別使用者の責任の上に立つております業務上と、通勤途上と同じに取り扱うということは、理論的にも問題があるところでございます。そういう意味におきまして、個別使用者の無過失責任の基礎の上に立つておる日本の業務上災害についての取り扱いと、そういう個別使用者の責任というものを背後に持つてないドイツ、フランスの保険制度本来による業務災害の取り扱いとは、やはり法体系の仕組みが全く同じことは言えないのではないか、かように考へるのでございまして、ドイツ、フランスももちろん参考にはなりますけれども、やはり法体系全体の中で考へますと、違いを設けることが理論的に一応筋が通るのではないかと考えるわけです。そういうことを私は聞いておって、

定としてあらわれたわけございまして、そういうことから申しますと、やはり勧告の中には入らずに勧告に入ったということは、それぞれの国の実情に応じて取り扱われるべきもので、一律に強制するのは適当でない、こういう考へ方があったものと考へるわけでございます。

なお、諸外国の場合に、米、英の例ではなんというのはすぐとれると思うのですよ。とれども、あまり実益がないところに、やはりその運動がなかつたんじゃないかと思います。アメリカは、一般的の医療ですら社会保険が普及しない、むしろ民間保険のほうが力が強くて、常に熱心にしかも掘り下げてされたのでございまして、その業務上か業務外かという議論が非常に多く、その業務上か業務外かという判断が非常に難しくなつておるわけでございます。すなわちドイツ、フランスの場合におきましては、業務上災害は労災保険で行なわれておりますが、根っこに個別使用者のいわゆる無過失責任といったような日本の基準法に当たる規定というものはございません。これに対しまして日本の場合でございますと、業務上災害については根っこに基準法の個別使用者の責任といふことはこれは無理であります。ですからとも、普通の病気ですら制度

るわけでございます。

しかし、通勤災害ということになりますと、これはやはり使用者の管理下において発生するものでなく、しかも使用者が通勤災害を防ぐとか少なくするとか努力し得る範囲外にありますので、個別使用者にそういう義務を課するということはやはり適当でない、そういう点で、現在の日本の基準法に基づく、そして同じ考え方の上に立つた労災保険法でも、業務上と性格がやや違つておるのではないか、こういうふうに考えまして、そこで日本の場合には、全く基準法の個別使用者の責任の上に立つております業務上と、通勤途上と同じに取り扱うということは、理論的にも問題があるところでございます。そういう意味におきまして、個別使用者の無過失責任の基礎の上に立つておる日本の業務上災害についての取り扱いと、そういう個別使用者の責任といふものを背後に持つてないドイツ、フランスの保険制度本来による業務災害の取り扱いとは、やはり法体系の仕組みが全く同じことは言えないのではないか、かように考へるのでございまして、ドイツ、フランスももちろん参考にはなりますけれども、やはり法体系全体の中で考へますと、違いを設けることが理論的に一応筋が通るのではないかと考えるわけでございます。

○多賀谷委員 それはあとからつけた理屈ですか、初めから労働省はそう思つておつたのですか。

○渡邊(健)政府委員 通勤途上災害調査会におきましても、その業務上か業務外かという議論が非常に多く、その業務上か業務外かといふことはこれは無理であります。だからそれを一応現行法の法体系との理屈づけの調整をはかると、そういうことになるのではないか、かような意味で申し上げておるわけでございます。ただそれを一応現行法の法体系との理屈づけの調整をはかると、そういうことになるのではないか、かような意味で申し上げておるわけでございますが、先生おっしゃるよう、労災保険に入つてしまえば、全部あれてしまえば、それは保険の中で全体としてやれるじゃないかとおっしゃる点は、そのとおりだと思います。ただ、理屈的に通勤災害なら使用者に個別的に課していいじゃないかということについては、これはそういふことがあります。たゞ、それが理屈的にすつきりしたものにしなければならぬということは、審議会の議論等を承つておりますと、私ども考へてお

おるところでございます。

○多賀谷委員 それはあまり理屈にならないと思うのですよ。個別使用者の責任でいいわけですね。しかし個別使用者は多大な損害を免れるために保険をかけばいいのです。何も理屈にならないのですよ。先ほどから聞いておると、個別使用者の責任であるから、上に基準法があるからなじまないで、それは個別使用者が責任を負担することができない通勤時のような場合は、それは労災保険法でも、業務上と性格がやや違つておるのではないか、こういうふうに考えまして、そこで日本の場合には、全く基準法の個別使用者の責任の上に立つております業務上と、通勤途上と同じに取り扱うということは、理論的にも問題があるところでございます。そういう意味におきまして、個別使用者の無過失責任の基礎の上に立つておる日本の業務上災害についての取り扱いと、そういう個別使用者の責任といふものを背後に持つてないドイツ、フランスの保険制度本来による業務災害の取り扱いとは、やはり法体系の仕組みが全く同じことは言えないのではないか、かように考へるのでございまして、ドイツ、フランスももちろん参考にはなりますけれども、やはり法体系全体の中で考へますと、違いを設けることが理論的に一応筋が通るのではないかと考えるわけでございます。

○多賀谷委員 それはあとからつけた理屈ですか、初めから労働省はそう思つておつたのですか。

○渡邊(健)政府委員 通勤途上災害調査会におきましても、その業務上か業務外かといふことはこれは無理であります。だからそれを一応現行法の法体系との理屈づけの調整をはかると、そういうことになるのではないか、かような意味で申し上げておるわけでございます。ただそれを一応現行法の法体系との理屈づけの調整をはかると、そういうことになるのではないか、かような意味で申し上げておるわけでございますが、先生おっしゃるよう、労災保険に入つてしまえば、全部あれてしまえば、それは保険の中で全体としてやれるじゃないかとおっしゃる点は、そのとおりだと思います。ただ、理屈的に通勤災害なら使用者に個別的に課していいじゃないかということについては、これはそういふことがあります。たゞ、それが理屈的にすつきりしたものにしなければならぬということは、審議会の議論等を承つておりますと、私ども考へてお

○多賀谷委員 基準法が個別使用者に責任を課しておるから通勤途上の災害を労災に見られぬという理屈は立たない。そんなこまかいやうな法理論を展開すべきでないと思う。今度改正になつたらあなた方どうしますか、非常に困るのですよ。理論が立たなくなる。そういうことではないのです。

いま結局労使の話し合いかつかないから、ここにそういう制度にしようということになつておる。ですからもの本を書いても、あなたのようない英米、大陸法と違う理由が、日本の基準法の立て方が違うからなんという理屈は全然通らない。それは局長が涼しい顔で理論構成をしただけで、木を見て森を見ずの議論ですよ。私はそういうことでなくして、いまの労使の力関係で、とにかく緊急に急ぐという観点からそくなつたんだ、こう理解をする以外にはないと思うのです。ですからあまり理屈の立たないところへ理屈をつけておくと、あとから困りますよ。

○渡邊(健)政府委員 調査会でまとまりました経過は、先生おっしゃるとおり労使の意見がいろいろ対立いたしまして、調整をはかるために公益委員がこういう案を出されてきたことは事実でございまして、それを法体系の中に立法化していくときについては、一応現行の法体系と理論的な齊合性の上に立って立法化しなければいけませんので、その辺のことを申し上げたわけでございます。

○多賀谷委員 次いで、これはひとつ大きな論争点になると思うのです。そこで今度の制度と、すなわち通勤途上と従来の業務上災害との差をひとつお知らせを願いたい。給付とか補償の差です。

○渡邊(健)政府委員 通勤災害と業務災害との差につきましては、労災保険法上で申しますと、療養給付を受ける労働者に、通勤災害の場合には二百円以下の一部負担金の義務があると思います。それからもう一つは、労災保険法上特別加入者につきましては、業務災害の給付はあるけれども、通勤災害については今回は保険給付が行かわれないことになつておる。労災保険法上はそういうことでございます。

は、業務上災害につきましては業種別に料率に差があり、メリット制が一定の範囲のものに行なわれておりますが、通勤災害につきましては料率に業種別の差異がなく、メリット制も適用がない、かようなことに相なっております。それから、保険法上ではございませんが、基準法との関係で申しますと、労災保険法上休業給付につきまして、三日の待期があるわけでございまして、業務災害の場合は、その三日待期に対しまして基準法上の補償義務といふものがございませんので、そういうものが使用者から行なわれない。これは結果論でございますけれども、そういうことがござります。また業務上災害につきましては、基準法は十九条で御承知のよう分解制限がござりますけれども、通勤災害につきましては、その規定も適用がない。これらの点が通勤災害と業務災害との差の諸点でござります。

○多賀谷委員 大体財源的にはどのくらいと考えているわけですか。

○渡邊(健)政府委員 財源といたしましては、この労災法改正を施行いたしましたならば、通勤災害の費用といたしまして使用者全部に賃金総額の千分の一の料率のアップを行なうことによつてあります。

○多賀谷委員 現在の平均は幾らですか。

○渡邊(健)政府委員 業種によって差がありますが、平均いたしますと千分の八ぐらいです。

○多賀谷委員 今までのところは自賠法等の給付、賠償がなされますが、みな業者がもつてはいるので千分の一ぐらいだといわれておる。

○多賀谷委員 は、自賠法等の給付、賠償がなされると、緊急に出勤を命ぜられた場合の外の問題としていま人事院の取り扱いはなつておる、こう考えてよろしいですか。

○渡邊(健)政府委員 国家公務員災害補償法上は緊急であると緊急でなかろうと、いま人事院の参事官のおっしゃいましたような午後十時から午前七時までの出勤及び午後十時から午前五時までの退勤は、公務災害となつておるわけでござりますか。

は、業務上災害につきましては業種別に料率に差があり、メリット制が一定の範囲のものに行なわれておりますが、通勤災害につきましては料率に業種別の差異がなく、メリット制も適用がない、かのようなことに相なっております。それから、保険法上ではございませんが、基準法との関係で申しますと、労災保険法上休業給付につきまして、三日の待期があるわけでございまして、業務災害の場合は、その三日待期に対しまして基準法上の補償義務といふものがございませんので、そういうものが使用者から行なわれない。これは結果論でございますけれども、そういうことがござります。また業務上災害につきましては、基準法は十九条で御承知のよう分解制限がござりますけれども、通勤災害につきましては、その規定も適用がない。これらの点が通勤災害と業務災害との差の諸点でござります。

○多賀谷委員 人事院にお尋ねしますけれども、昭和四十三年に当分の間業務上扱いにしておられるもの、これはどの程度になりますか。

○後藤説明員 昭和四十三年に人事院におきました「災害補償の取扱いについて」ということで事務總長通達が出ておりますが、その内容を簡単に申し上げますと、深夜、早朝に勤務に従事する場合、あるいは深夜に勤務を終了して退勤する場合、あるいは休日に緊急の要務により勤務を命ぜられた場合の通勤途上における災害は公務上の災害として取り扱うことができるという趣旨のこととを通達をいたしておるわけでござります。

○多賀谷委員 いま人事院の当分の間の業務上の取り扱い中、基準法で認めた分はどの範囲があるわけですか。それは全部基準法外ですか。

○渡邊(健)政府委員 先ほど私がお答えいたしました基準法上の業務災害という点は人事院規則でも公務上となつておりまして、いま人事院の参事官が言われましたものはそれ以外でござりますので、基準法上われわれが業務上としておるものよりも、その分だけは差異を生じておる点でござります。

○多賀谷委員 人事院の場合は、いわば政府といつてもむしろ使用者ですから、使用者が優遇措置を講ずるというのはいいと思うのです。民間の一般の労働者の労働条件をよりよくするために、公務員等が先行的に行なわれるということは間的な関係の相違があることは、これはいまの日本の現状からいくといたしかたないと考えております。

○多賀谷委員 人事院の場合は、いわば政府といつてもむしろ使用者ですから、使用者が優遇措置を講ずるというのはいいと思うのです。民間の一般の労働者の労働条件をよりよくするために、公務員等が先行的に行なわれるということは間的な関係の相違があることは、これはいまの日本の現状からいくといたしかたないと考えております。

○多賀谷委員 そうすると、緊急に出勤を命ぜられた場合の外の問題としていま人事院の取り扱いはなつておる、こう考えてよろしいですか。

○渡邊(健)政府委員 は、公務災害となつておるけれども、本来、国としての政府と事業主としての政府と両方あるわけですね。ですからそういう場合には、一般的の基準法がそういうようになつてないけれども、しかし公務員についてはそういうようにしたいと、使用者としておやりになることは一向差しつかえないと思うのです。ですから、今後とも幾らもそういう事例もあるし、いままであるわけですから、これは私はよろしいと思うけれども、それなら基準法をその水準に合わせたらどうか、こう言うのです。

○多賀谷委員 通勤の途中で起きた事故でいま業務上にしておりますのはさつき言つた二つの場合でございますが、通勤バスのような場合でござりますか。

ございますと、これは使用者の提供する施設によるわけでございますし、それから緊急に出勤を命ぜられたような場合には、やはり緊急ということで最短の距離、一番早い方法といったようなことで、通勤といいましても一応この経路が事実上制約されるというようなこともあるって、業務との起因性を認めてやつておるわけでございますが、いままでの考え方から申しますと、単に時間のおそい早いというだけで業務との起因性ということを一般の民間の労働者全部についていまそのよう思つておるということについては、いろいろ問題があつうと思います。今後検討させていただきたいと存じます。

○多賀谷委員 結局使用者である業界が賛成しなかつたということで、一方のほうは業界の理解があつたから政府がやつたということ、単純に言えばそういうことですよ。あまり理屈をつけておると、これも理屈にならぬ。なぜ公務員だけにそういう優遇をするかといつても理屈にならぬわけでですから。私はむしろそのままの水準に、せっかく四三年度から通達があるんですから、少なくともその水準に合わせるべきではなかつたかと思つますが、これは意見ですが、そこまでやりになるなら、この通勤時における災害を国家公務員災害補償の中においてどういう位置づけをするか。もう少し具体的に言ひますと、あなたのほうではたとえば昇給等の復元問題でも、公務災害、それから結核による療養、それから私病の場合、三つに分けられておる。そして、公務災害の場合は復帰した場合には昇給が一〇〇%復元される、それから

結核の場合は三分の一復元される、その他の私病の場合は三分の一、こういうことですね。この通勤時における災害の場合、少なくとも公務災害に準するくらいにすべきじゃないでしようか、どうでしょうか。

○後藤説明員 ただいま御指摘のとおり、私ども今回本国会に労災法の改正法と同様の趣旨の国家公務員災害補償法の改正を御提案申し上げておるわけでござりますが、その中で先ほど申しました

四十三年の通達までの分は公務災害として扱いました。

すけれども、それ以外の分は、労災保険法と同じように、公務災害ではないけれども、公務災害に準じた補償、保護を与えるという形で進めておりますので、概念的にはやはりその分は公務上のものとは違うという概念になるわけでございます。

したがいまして、給与上の取り扱いの問題になり

ますと、これは現在の制度の中では、先生御指摘

のとおり私傷病扱いということになりますので、

従来の公務災害上の扱いあるいは結核に対する特

別の扱いよりは、いまのたとえば復職の調整等につきましては従来の私傷病と同等の扱いを受けることになると思つます。しかしながら、今後民間の企業等におきましてこの制度の発足と同時に給与上の取り扱いをどのように扱われるいくか、そういう民間の動向等を見きわめながら今後の問題としていきたいというふうに考えております。

○多賀谷委員 それはやはり政府主導型で、公務災害に準じて扱われることを私は期待しますね。

私病と同じことはどうもせっかく制度が一

般の民間でも、保険ではありますけれども、しか

し全体的には災害と同じように、実質はあまり差

別がないように行なおうとしておるわけですか

ら、政府のほうがやつてあと民間が見習います。

ですから、人事院のほうでぜひやつてもらいたい

どうですか。

○後藤説明員 今後の検討問題とさせていただきたいと思います。

○多賀谷委員 これは強く要望しておきたいと思

います。

まず、今度の改正の中で第一条「災害」補償を行つ」というのを「保険給付を行ない」、こういうように改訂されていますが、ぼくはこれはやはり、災害給付を行ないそれから保険給付も行なう、こういうふうに書いたらどうかと思うのですね。それから同じような問題がずっとあるわけでござりますよ。今まで災害補償といふことを行なつてお

る、全部保険給付に直しておる、あちらこちらずつと。このことは逆にいりますと、ILOの勧告等の否定になるのではないか、否定的なことをはつきり明示したということ。ILOの勧告とは何か

というと、業務上の災害とみなすということ。これを明らかに全条文について否定している。わざわざそんなに否定をしなくていいのではないか、こういうように思つのです。これはどういう

ようにお考ひですか。

○渡邊(健)政府委員 一条で「災害補償」を「保険給付」といたしましたのは、業務災害の災害補償、それから通勤途上災害についての給付、それ

らを総括したことばとして申しましたので、従来の災害補償も、保険の立場で申しますと保険給付であることは間違いないわけでございまして、別

に、災害補償であるということを否定をいたした

趣旨ではないわけござります。

○多賀谷委員 それは、災害補償は否定していないのですけれども、しかし法文の規定というのが

漸次そういうようになつてある。たとえば今

度現行二十条を変えていますね。現行二十条の「第三者による」、つまりこの「因つて」という因果関係の因を今度の改正で削つてお

ります。そして全部かなにしておるわけです。

もう少し聞きますと、現行の第一条の「業務上

の事由による」という「よる」と、いまの二十条

の「行為に因つて」の「因る」ですね。これは違

うのですか。同じですか。字は違う。一方はかな

です、一方は漢字ですがどうなんですか。

○渡邊(健)政府委員 これは別に意味がございません。古い規定でございましたので、法制局で、最近の用例によって字を直した。別に私ども、直接特段の意味があるわけではないわけでありま

す。

○多賀谷委員 そうすると、現行法の二十条の「因つて」だけに「因」があるというのはどう

うわけですか。

○渡邊(健)政府委員 いじつてないところは直さないわけでございまして、改正の際にそこを直し

ていくわけでございます。

○多賀谷委員 現行法上二十条の「因つて」だけに因果関係の因を入れて、ほかは全部かなである

に因果関係の因を入れて、ほかは全部かなである

ら、かなの「よる」とわざわざ漢字の「因る」を書いたのは、第三者の行為というものは初めから因果関係を前提にしておる。こちらのほうは必ずしもそれをびしと前提にしていないんだという規定のしかたですよ。法律の規定のしかたというの人は、そういう感じでやつておるのでない。簡単に、これは一つだけ漢字があつて、ほかはかなで書いてある、あれは間違つておるというふうな問題じやないのです。少なくとも最初立法した人はそういう感じでやつておるのでない。ひしつとした因果関係が強くなくても、大体業務上と考へる範囲のものであればという気持ちですね。ですから、そういう点をいままでどういうように扱つてきたのか漢字もかなも同じように考えておったのでしょうか。

○渡邊(健)政府委員 業務上の災害についての支給の考へ方は、これは基準法、労災法が昭和二十二年できましたときから一貫いたしておるわけ

でございまして、業務起因性の有無といふことで業務上かいかないかを基準法上の業務上かいかないかと全く同じ考へ方に立つておるわけ

でござります。基準法の七十五条は「よる」というような表現ではなしに「業務上負傷し、又は

疾病にかかった」という書き方をいたしておりますして、労災法上の業務上かいかないかも基準法上の業

務上かいかないかと全く同じ考へ方に立つておるわけ

でござりますので、これは変わつてきたといふことはございません。

〔委員長退席、竹内(黎)委員長代理着席〕

昭和二十二年当時から一貫した考へ方に相なつておるわけでござります。

○多賀谷委員 立法者の気持ちとは違うのですね、行政のやり方は、立法者はかなと漢字を区別しておる。そこだけなぜ因果関係の因を使っておるか。区別しておるので。それから七十五条は「業務上」というだけでしよう。「よる」とかなんとかいつていいのですから、私はそういう点もどうも役所が最初から縮めてきたのではないいかといふ感じを持つわけです。これは非常に遺憾だと思つのです。

統いて、具体的に通勤途上に入りますが、これ

は報告書というのですか答申というのですか、これまで「目的」の項ですが「全体としてみて、」

というのは一体どういうふうに解釈するのです

か。「その往復行為を全体としてみて、出勤又は退勤の目的をもつたものと認められる場合に限る。」

という「全体として」ということですね。

○渡邊(健)政府委員 往復行為が通勤に入るなど

れのまますと、そつちの面では組合の業務とし

ての通勤ということになると思います。

○多賀谷委員 そうすると執行部、専従、半専従

というような場合にはこれは組合の通勤途上にな

る、一般的の代議員や組合員はならぬわけですね。

は組合のメンバーとしての行為でございまして、特にそれは組合業務に労働者として従事するという関係にございませんので通勤にはならないわけでござります。

○渡邊(健)政府委員 一般の組合員の方で別に組合から、いわゆる組合業務をしたことに伴う賃金等をもらっておられない、そういう場合にはこれ

は組合のメンバーとしての行為でございまして、

特にそれは組合業務に労働者として従事するとい

う関係にございませんので通勤にはならないわけ

でござります。

○多賀谷委員 それに手当を出しておった場合はどうですか、組合が手当を出した場合。

○渡邊(健)政府委員 ですからそういう場合に、手当がいわゆる雇用関係に基づく賃金と見られるかどうかということになると思ひます。雇用関係があつてそれに伴う賃金だと見られるような組合の方であれば、業務についての通勤といふことに

なりますが、賃金と見られるものでない、雇用関

係があつて賃金が出されたと見られるものでない

場合には、通勤とはいえないと思ひます。

○多賀谷委員 そうすると会社が主催する運動会に出席した場合はどうですか、出場した場合はどうですか。

○渡邊(健)政府委員 会社の運動会に出勤する場合にもいろいろございまして、単なるレクリエーションで出る出ないは全く本人の随意である、それに出るべき特に雇用関係上の義務といふものが

ない場合にはこれは会社の業務といえないのでござりますと、組合の会議があつて出られる、これが会社の業務ではございませんから、したがつて通勤目的というわけにはいかない、したがつて

通勤途上にはならないわけでございます。もしそ

の人が会社の従業員であると同時に半専従といふ

ことはございません。

○多賀谷委員 これは私も異論があるのですが、

「時間」のところで聞きたいと思ひます。

○多賀谷委員 これは私も異論があるのですが、

「時間」のところで聞きたいと思ひます。

○多賀谷委員 それから「始点、終点」ですね。「労働者の住居及び業務の場所とし、住居とは居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいい、業務の場所とは、

業務の開始又は終了の場所をいう。」これは例のフ

ランスあたりでは第二次的居所を含むということになつておる。ドイツでは恒常的住居といふこと

になつておる。これはどういうふうに扱われるわ

けですか。最近は通勤が非常に多くそろするので

小さなアパートを借りてそこから出勤しておる人

もあるし、これはどういうふうに解釈しますか。

○渡邊(健)政府委員 ここでいいます住居とは、労働者が居住いたしまして日常生活の用に供して

おります家屋等で、本人の就業のための拠点と見られるようなものを、いっておるわけあります。

具体的に申しますと、労働者本人が通常家族と生活しておる家屋はもちろんでござりますが、そのほかにいま先生がおあげになりましたように、労働のために特にセカンドハウスを持つておる。本家の家族と住んでおる住居が非常に遠い、通勤に苦労であるために通勤の便のために就業場所の近くにセカンドハウスを持ったとさうような場合は、そのセカンドハウスもやはり労働者の就業のための拠点と見られますので住居に入ると考えております。

○多賀谷委員 次に、食事をする場合ですね。家に帰れる場合、これはどうなんですか。

○渡邊(健)政府委員 一定の労働を終了いたしまして、相当の休憩の時間がある、その間に食事に帰るというような場合は、就業の場所と住居の間を就業の一定の区切りのときに往復する行為でござりますから、これは通勤に入ると考えております。

○多賀谷委員 食事の場所、自分の住居以外の食事の場所との往復を通勤にするかどうかということは、調査会等でもいろいろ議論があつたところでござります。フランス等におきましては、

当初はそういうものは通勤の範囲に入つておらなかつたのですけれども、それらの国におきましては昼食の時間が相当長く、社会の慣習として昼食のために自宅に帰るという例が非常に多いために、それとの関連で、うちに帰れない人の食事の場所等もあとから通勤に入つてきただといふに私も承知いたしておりますが日本の場合には、食事のあたに住居に帰るということはまだ一般化した慣行とは必ずしも言えませんので、それとの均衡上、住居以外の就業の場所の近辺の食堂等との往復を通勤としなければならぬ理由も少ないのでないか。それから、そういう場合でございま

すと、むしろ屋の時間に就業の場所で食事をして、あと近所を散歩するとか、あるいはその際にお茶を飲み入るとか、ということとの均衡上の問題等

も生じますので、今回においては、そういう住居以外の食事の場所との往復は今回の通勤範囲には含めなかつたわけでございます。

○多賀谷委員 含めなかつたといったって、どこにも生じでしよう。どこにあるんですか。含めなかつたというけれども、含めなかつたとはどこ書きしてない。

○渡邊(健)政府委員 就業の場所と住居の場所の間を往復するように書いておりますので、食堂等は就業の場所と住居との往復にはならないわけでございます。

○多賀谷委員 これはあとから議論があるだらうと思いますから、先にいきますけれども、問題提起だけ。これは非常に問題ですね。工場によりますと、工場内に食堂がない、ありましてもごく収容人員の少ない場合、これは必ず外へいくわけですから、これは一つ問題点としてあとから統いてしていただきたいと思いますが、これは問題点があることを提起しておきたい。こういうように思ひます。

それから今度、帰る場合に、独身者等が食堂へ寄つて帰るのがあるのですね。これはどうなんですか。

〔竹内(黎)委員長代理退席、委員長着席〕
○渡邊(健)政府委員 食堂に寄ること自身は、これは同じようなことだと思いますので、食堂まで

いることよりは、社会通念的に見て、マージャンの帰りだと見られるような場合になりますと、これは退勤とはいえないと考えるわけでござります。

○多賀谷委員 しかし、主目的は会社に勤めに行つたのですからね。たまたまサークルだの会議があつたということですから。それに行くときは当然就業のために行つたわけです。帰るときも終わつたわけです。マージャンをするために行つたわけじゃないですからね。それで、これはどうなんです。時間に限るというのは一つの大きなマルクマールといいますか、ファクターになるのですか。保護の対象にしないといふ要素になる

故が起こった場合に救済する、こういうことにならわけですね。

○渡邊(健)政府委員 続いて業務時間の観念ですけれども、先ほどちょっと申しましたように、マージャンをするとか、社内のサークルをするとか、それから労働運動、大会とか執行委員会をして帰る、これは一体どの程度おそかつたら通常であると考

えて判断しなければならない問題でございまして、就業の時間の終わったときにして帰宅の途に着かれるとは限らないわけでございまして、若干職場でやれやれということで雑談をして帰られたり、お茶を一ぱい飲んで帰られたり、あるいは将棋の一局もさして帰るということは、社会通念上あり得るわけでござります。したがいまして、そういう社会通念的に見て、就業の時間が終わつたあとでその会社で若干ゆっくりして帰るという判断であれば、それから帰るときももちろん通勤に入るわけでござります。したがいまして、今はそこで長くマージャンをして帰るというようになりますと、これは仕事が終わつて帰るということよりは、社会通念的に見てマージャンの帰りだと見られるような場合になりますと、これが退勤とはいえないと考えるわけでございま

す。

○多賀谷委員 私は時間が入るということ、時間が一つのファクターになると、いうのが率直にいうとどうもわからないのです。要するに仕事に行つたわけですからね。帰りはその事業所で何かほかのことをしておつたのでおそくなる。しかし仕事から帰るのですよ、何をしよう。あなたのほうで時間というものを入れた理由ですね。それはお

そくなるから、交通事故になりやすいといふことです。

○多賀谷委員 調査会報告で時間につきまして、「始業又は終業の時刻、通勤所要時間その他事情からみて、一般に通常と考えられる時間内にのものに限る。」こういうふうに出ておりますのは、やはり通勤と就業との関連性、そういう出勤目的、退勤目的、それに当たるかどうかの一つのファクターとしてそういう時間を入れた考え方には、立つておるのでございまして、たとえて申しますと、そこに非常に長時間マージャンをして帰つた

のです。

○渡邊(健)政府委員 通勤というのは就業との関連性があつて通勤となるわけでございまして、先ほど先生の御質問にございました調査会の報告で見て、仕事が終わつたことに基づく帰宅と考えられれば通勤、退勤になるわけでございますが、時間にわたつて全く業務と関係のない時間があつて、そして社会通念的に見てそれが仕事が終わつた帰りといつては、別個のことをした時間から帰路だと見られるように社会通念的になれば、これは就業との関連性というものが薄くなり、調査会報告でいうところの、そういう出勤、退勤日立つておつたのでおそくなる。しかし仕事から帰るのですよ、何をしよう。あなたのほうで時間というものを入れた理由ですね。それはお

そくなるから、交通事故になりやすいといふことです。

うよりも、寄り道をして、マージャン屋に寄つて帰るのを、たまたまマージャン屋に寄らないでそこの就業の場所でマージャンをしたというように見られる。したがつてそれは仕事が終わったことに基づく帰宅ということよりは、マージャンをしてその帰りだというふうに見られる。こういう考え方によるわけでございます。

○多賀谷委員 しかし、場所から場所へ移転するわけですからね。何のために行ったかといえば、就業するためを行つた。たまたまそこではかのことをしておつて帰りがおそくなつたからといっても、それは保護の対象にならぬというのはぼくは非常におかしいと思うのです。おそくなつたから、ことに危険なときに帰るからいかぬのだとしたら、また全然別です。ただおそくなつたということがだけで仕事のための帰りではないというわけにいかないんじやないかと思うのです。主目的がとにかく就業しておるのでからね。大部分就業しておるわけですから、ただ帰る時間がおそかつたということはあまり理由にならないんじやないですか。

○渡邊(健)政府委員 たとえば会社の中ではなくて、会社のすぐ向かいのマージャン屋に寄つて、三時間も四時間も、さらにそれ以後もマージャンをして帰つたといつて、もちろん昼間は長時間働くわけですが、それはもうマージャンの帰りであつて、就業の帰りとは社会通念上見られない。それと同じように、事業所の中でやりました場合でも、就業時間がすっかり終わつてしまつて、もう就業とは全く関係がなくなつて、長時間そういうことをして帰つたといつて、向かいのマージャン屋でやつておつたのと実質同じことでないか。もうそこで一応就業目的といふのは断ち切れておる、こういうふうに考えられるという考え方でございます。

○多賀谷委員 ですから私は、さつき、「よる」というのは漢字ですか、かなですかと聞いたのです。要するに、局長のものの考え方の態度なんですよ。

たとえば一回事業所外に出て、近くのマージャン屋へ行つて帰る場合は保護の対象にならないじゃないか、それと工場内でやつた場合は区別がないから保護の対象にしないといふものの考え方

方は間違つておる。フランスの場合は逆ですよ。大部分が屋に留めしを食べに家に帰る。だから入られた。家へ帰らないで食堂で食べる場合と区別することは困難だから、両方入れておるわけですよ。

私は近所のマージャン屋に寄つたのを救えとは言つていいけれども、要するに工場から出る時間がおそかつたのと、隣のマージャン屋に行つて帰りがおそくなつたのと区別がつかないから、工場の中で行なつたいろいろな行為の場合も入れないというほうがおかしい。あなたのほうは、消極的に消極的に、否定的に否定的に解釈すれば、無限に否定的になりますよ。基本的なものの考え方の態度が法の趣旨とは違うんじゃないですか。

○渡邊(健)政府委員 今回の通勤災害保護制度は通勤が業務と密接な関連を有することに着目いたしまして、その途上で災害を受けた被災労働者であるはその遺族を補償し保護しよう、こういう考え方には立つておるわけでございます。したがいまして、その往復行為が業務との密接な関連性がある場合はその遺族を補償し保護しよう、こういう考え方には立つておるわけでございます。したがいまして、その往復行為が業務との密接な関連性がある場合はその遺族を補償し保護しよう、こういう考

どですから、それによつて保護が中断される、切れられるというのがおかしいじゃないですかね、時間の観念は。

○渡邊(健)政府委員 もちろん会社で就業が終わらなければ、それがおかしいじゃないですかね、時間の観念は。

○渡邊(健)政府委員 もちろん会社で就業が終わらなければ、それがおかしいじゃないですかね、時間の観念は。

○多賀谷委員 これからはずしておるわけでございます。そういう意味で、時間の要素なども業務との関連性というものが、そのままにまだ入つておるか、あるいはもう業務との関連性が断ち切れたと見られるかといふことは社会通念によってそこを判断するほかはないのではないかと考えるのでございます。

○渡邊(健)政府委員 これは就業の場所と申しますてもいろいろございまして、業態その他によつて必ずしも一律に申せませんので、単に時間的な長さだけで一律に何時間とか何分とかいうことはいえないのではないかと考えるのでございます。

○加藤国務大臣 これはまだ最終的に法律できましたわけではありませんので、ことによつたら局長の頭によつて変わることもあつたと思います。会社によつては、工場内に福祉センターをつくるとか、いろいろなものをつけつておる。出勤したら必ず帰つてこなければいかぬのですからね。社会通念上といつても、これは人によつていろいろ見方が違いますが、この法案が通過いたしましたと――いろいろなケースがあると思いま

す。そういうようなケース、ケーツスによつて、各末端のほうに通達を出さなければいかぬ。通達を出す以上は朝令暮改というわけにもいきません。

いま、渡邊局長の頭と道楽者の私の頭とは少し違つて、どちらにしてもお示して、そして通じまして、直ちに帰路につくとは限らないわけですが、ございまして、ある程度、先ほど申しましたようなことでしばらくの時間帰らないということは社会通念上あるわけでございます。したがいまして、クラブ活動あるいは組合の会合等も、終業直後に人が集まりやすいことややられるかもしけませんが、社会通念から見て、終業後、普通若干の、ほかの用事をその場にするであろうというアローランスの中であれば、これはもちろんそこまで排除して強く縛ろうという考え方ではないわけございまして、その辺はやはり社会通念によつて、終業後会社の構内に残つておるということが一般に考えられる限度であれば、別に退勤からはずれるわけではないわけございます。

○多賀谷委員 この法律は新しい法律ですから、速記録というのは今後の解釈に非常に影響があるのです。ですから、私はかなりこまかく聞いておるわけです。あなたは社会通念、社会通念と言われるけれども、こんな便利なことばはない。局長としては大体どのくらいの時間を想定しておるのですか。

○渡邊(健)政府委員 これは就業の場所と申しますてもいろいろございまして、業態その他によつて必ずしも一律に申せませんので、単に時間的な長さだけで一律に何時間とか何分とかいうことはいえないのではないかと考えるのでございます。

○多賀谷委員 こういうものは十分予想されるわけですからね。法律を提案されるときには、びしっとした解釈をして出していただきたい。これがやはりわれわれとしては、改正をするかどうか、あるいは修正をするかどうかの一つのポイントになるわけですからね。大体意見がきまって出しておるはずですから、私はもう少し明快に答えてもらいたいと思います。

○多賀谷委員 マージャンの例が悪いから一般に納得しにくいけれども、クラブ活動だって同じであります。クラブ活動なんかをやつて帰りがちょっとおそくなつた、あるいは終業時間後に労働組合の執行委員会を開いたからおそくなつた、こういうふうな場合、適用がない、そこは中止されるという考え方ではないであります。会社によつては、工場内に福祉センターをつくるとか、いろいろなものをつくつておる。そこで、ずいぶんあるわけです。時間もあまりないで、しかも、問題点の提起をしておきたいと思うのですけれども、次に逸脱、中断の行為ですね。先ほど、たばこを買つ、ちょっとトイレに行つ、これは逸脱、中断ではないということでした。それから独身者の食事も、これは帰路にちょっと立ち寄つて食事をして、そしてもとの道に返つ

てからは保護の対象になるということでした。そこで、共かせぎの場合の食料品の購入も同じだらうと思うのです。

もう一つは、保育所ですね。あるいは託児所へ子供を預けておる場合ですね。つとめてから帰りに連れて帰る。この行為はどうなんですか。

○渡邊(健)政府委員 たとえば母子家庭といったような場合で、出勤の途中に子供を託児所に預けなければ勤務につけないというような場合でござりますと、託児すること自体が就業と密接な関係にあるわけでございますから、託児所を回って勤務場所まで行く、あるいは勤務場所から託児所を回って帰るというのは、就業に関する合理的経路に当たると思います。したがいまして通勤に入るわけでございます。

○多賀谷委員

わかりました。合理的経路でありますから入る。そうすると、おばあちゃんのところへ預けておつたらどうなんだ。もう少し具体的に言いますと、夫婦で別居しておる。ですから就業するときにおばあちゃんのところへ預けていく。帰りにはおばあちゃんのところから連れて帰る。こういう場合はどうなんですか。

○渡邊(健)政府委員 それが、祖母の方のところへ預けいかなければ就業できない、子供一人を置いていくことはできないから、そういうことで毎日おばあさんのところへ預けるような場合には、いま申しました託児所の場合と同じでございます。

○多賀谷委員

選挙の投票はどうですか。総理大臣は、日曜日は投票日にして、普通の日でないとみんな投票に行かないから、こう言つておるが、普通の日に選挙の投票へ行くのはどうですか。

○渡邊(健)政府委員

やはり選挙といったようなことは、勤務者が投票に行くことは日常しばしばあることでございます。したがいまして、これは日常生活上必要な行為に該当すると考えますので、通勤経路に復したあとは通勤になるもの、かように考えます。

○多賀谷委員

そうすると、デートはどうですか。

○渡邊(健)政府委員 恋人とのデートのために経路からはずれる、あるいは途中で長時間ベンチ等であられる場合には、通勤目的がそこで中断されたりとされる。そしてその点でデートの目的たとえられる。そしてその点でデートの目的たとえられる。そしてその点でデートの目的たとえられる。それは逸脱、中断に当たると思います。

○多賀谷委員 丸ビル等で、空気の悪いところにいて、公園に立ち寄って帰るという習慣のある人、こういうのはどうですか。

○渡邊(健)政府委員 合理的な経路と申しまして、も、別に直線的な、幅のないものではございませんので、帰りの道近くに公園があれば若干そこのからだと休めて帰るといったことは、これは通勤の合理的な経路、手段を逸脱しないものと考えます。

○多賀谷委員 外国では喫茶店に寄ってコーヒーを飲んで行く。それからドライブではビールを飲むのですね。帰りにビールを一ぱい飲んで帰る。これもやはり肯定的に考えておりますね、ドイツ、フランスでは。要するに保護の対象になる、こういうふうに考えておる。日本ではどうですか。

○渡邊(健)政府委員 たとえば通勤の場合に、駅の売店でジースを飲んだりすることはしばしばあるわけでございます。それと同じように、帰りに若干通常のお茶を飲むくらいの時間そういうところに寄りましてお茶を飲む、あるいはビール等で渴をいやす程度でござりますれば、これは逸脱、中断には該当しないと思います。ただし、それが長時間にわたって飲酒をいたしまして、そこで腰を落ちつけたと社会通念上どうも見られるようになりますと、これは通勤の途上の合理的な、渴をいや程度の範囲を越えることになりましたし、それは飲酒のための逸脱、中断、こういうことになります。

○多賀谷委員

自動車をガレージに預けておるという場合、自動車をとりに行く場合は合理的経路になりますね。

○多賀谷委員

次に、いろいろあるわけですが

ども、「重大な過失」についてお聞かせ願いたい。要するに、労働者の重大な過失の場合は給付の全部または一部を停止することができる。そこでありますから、今までの労災法といふのは基準法を受けておりますから、重大な過失の場合の制限としては、療養給付それから障害給付以外は制限ができない、こういうように考えておつたわけですが、今度の場合は全面的に制限ができるのですか。

○渡邊(健)政府委員 今度の通勤災害の保険給付の内容につきましては、業務上の災害と全く同じ考え方でござりますので、給付制限の範囲も業務上で出す給付制限と同じようにする考え方でございまして、受け方でござります。

○多賀谷委員 ところが条文上でいきますと、通勤時は基準法を受けないわけでしょう。ですから、いままでの労災のほうは本来基準法を受けておりますから、療養とか障害の給付は一部制限ができるが、遺族補償であるとか埋葬料であるとか、そういうものは制限ができない、こういうことになります。ところが、基準法を受けないわけでもしょう。受けないのに通勤時は同じような条文を適用しておるのですね。ですから、私は制限があるのかないのか、それを聞いておるわけです。

○渡邊(健)政府委員 確かに從来業務につきましても労災保険法上は給付制限が一部または全部というところで、何でもできる形になつております。それでも労災保険法上は給付制限が一部または全部ということが、何でもできる形になつております。ところが、基準法を受けた當時と同じような条文の書きかたをしているのは、法の技術からいいますと、これはじょうずな技術ではないですよ。いままでの労災法といふのは基準法を受けてやつているわけです。今度は、通勤時は基準法を受けてやつてないならば、やつてないようになります。ところが、基準法を受けた當時と同じような条文の書きかたをしておるわけですが、それは、同意をするわけですけれども、法律に当然書かなければいけないですよ、こう言つておる。ところが、基準法を受けた當時と同じような条文の書きかたをしておるわけですが、それは、同意をするわけですけれども、法律にたてまえからいいますと、必ずしも法技術からいふとあまり上等な扱い方ではない、こういうようないわれるわけです。

○多賀谷委員

そこで、次に重大な過失とは一体何か。「社会通念上合理的」と考えられる手段」こういっておるのですね。これは、社会通念上合理的手段とは一体どういうことなのか。ここで具体的に無免許と酔っぱらい運転、これは一体どうなのか、これをお聞かせ願いたい。

○多賀谷委員

無免許の人は、もともと自動車の運転等をしてはならない、自動車をみずから走行させて通勤するということは法律上許されないわけございまして、そういうような手段は、社会通念的に見て合理的な通勤手段にはならない

と思います。したがって、そういうものはむしろ合理的な手段のほうではある。かように考へてござります。その他の交通違反になりますと、飲酒運転と申しましても、飲酒にもいろいろな深酒あるいはそこまでに至らない程度もござりますし、その他の交通違反についても、いろいろ軽度の場合、重度の場合等があつて、一律には言えないのでござりますが、こういうものにつきましては、それがだれが見ても運転できないほどめいていしておつて運転したような場合、そういう状態のもとにおいては合理的な手段ではなかつたと、そういうことが言えると思いますが、一般的には飲酒運転だからといってすべてこれは合理的な手段でないとまでは言えないと存じます。したがいまして、そういう場合にはあまり——ごく軽い飲酒運転程度でございますと、そこまで給付制限をいたしませんけれども、社会通念上見てある程度重大な過失、そつちのほうの給付制限になると思ひます。

○多賀谷委員 では無免許でも、免許状を携帯しなかつたとか、免許状の切りかえ時期を忘れておったというのはどうなんですか。

○渡邊(健)政府委員 先ほど私が無免許と申しますのは、もともとまだ免許をとつてない、したがつて十分な運転能力のないような人が運転をする場合でございまして、一度免許証をとつて、運転の経験も能力も十分ある、その方がたまたま切りかえ時を忘れたために手続的にその日は無免許の状態になつておったといったような場合には、そこまでが社会通念的に見て合理的な手段でないことは言えないと存じますので、そういう場合まで合理的な手段からはずして考へる考へ方は持つております。

○多賀谷委員 そうしますと、道交法違反をもつて直ちに労働者の重大な過失とは考へない、こういうふうに考へてよろしいですか。

○渡邊(健)政府委員 そのとおりでございまして、社会通念によつて判断いたしたいと思います。

○多賀谷委員 質問をするとずいぶんあるわけですがあります。審議会でもいろいろ議論があつた一人親方をはずしたのはどういう理由に基づくのですか。

○渡邊(健)政府委員 これも調査会で非常に議論がありまして、審議会でもいろいろ議論があつたところでございます。ただ、議論の結果では、特別加入と申しますのは、大体大きいいまして五種類あります。中小企業主、家族従業員、一人親方、それから家内労働者、農民、これらの五つのタイプがあるわけですが、中小企業主あるいは一人親方といつたような場合になりますと、必ずしも労働者のように始業、終業の時間が明確でない。したがつて、それが連勤であつたのかあるいは退勤であつたのか、あるいは退勤でなく労働者ほど明確でない。それからまた逸脱、中断にいたしましても、労働者の場合でございますと、たとえばお客様を接待する場合には、業務命令があればそれが業務だということが明確になります。それから労働者等になりますと、これはうちで就業するのが通常でございますと、業務命令というものがございませんから、そちらの判断で、そういう接客の扱いは退勤になるわけでござりますが、事業主の場合でございますと、業務命令というものは非常に困る。よほど注意して見ても非常にむずかしいわけでございます。

○多賀谷委員 では、それでござつて、おけいわからぬかと思つて見たら初めてわかった。それもぎょぎょうよく一條解釈をわれわれにくれておるわけですよ。こんな解釈を見つけておつたつて何もならぬ。ですから、もう少し親切にわかるよう書いてもらいたい。何にしても、この特別加入の問題は、私はこの特別加入があるから労災に入つておるのだという人が多いのですから、これは今後ぜひ実現をするようにしてもらいたいと思います。

○多賀谷委員 それから例の五人未満の商業、サービスの労働者、これについては整備法によつて事後に、すなわち事故が起こつた後に加入することができるようになつておりますけれども、これも私は事業主の請求だけでなく、労働者の請求によつて行なが困難であるわけでございます。そこで、これらについては、いまにわが細目にわたつて検討するについてはは相当な時間を要するということです。用労働者はど通勤、退勤の概念を明確にすることが困難であるわけでございます。そこで、これら用労働者ほど加入者はその就業実態から見て、雇用労働者についても通勤災害保護制度からはずすことにはいたしましたわけでございます。しかしながら、

○多賀谷委員 どうに考えておるわけでございます。

○渡邊(健)政府委員 すみやかに検討するようという、審議会の答申の中にもそういうことが述べられておりますので、私ども今後これら問題を検討してまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○多賀谷委員 せつかく大きな資料をもつて、どこでございます。ただし、議論の結果では、特

別加入と申しますのは、大体大きいいまして五種類あります。中小企業主、家族従業員、一人親方、それから家内労働者、農民、これらの五つのタイプがあるわけですが、中小企業主あるいは一人親方といつたような場合になりますと、必ずしも労働者のように始業、終業の時間が明確でない。したがつて、それが連勤であつたのかあるいは退勤であつたのか、あるいは退勤でなく労働者ほど明確でない。それからまた逸脱、中断にいたしましても、労働者の場合でございますと、たとえばお客様を接待する場合には、業務命令があればそれが業務だということが明確になります。それから労働者等になりますと、これはうちで就業するのが通常でございますと、業務命令といつたようなのは非常に困る。よほど注意して見ても非常にむずかしいわけでございます。

○多賀谷委員 ちょっととおかしいじゃないですか、これは要するに基準法の適用のあるものは、これは労働者の意思表示と無関係に教説を受けるわけですね。基準法の適用でない通勤の場合はやはり、当該被害者がその事業主に言えれば事業主は申請しなければならぬと、うように書くべき

○多賀谷委員 かといふことでしょう。ですから当然当該労働者が事業主に申請すれば、事業主としては保険の申請をしなければならぬ、こういうよう書くのが過半数などということばを設けたのか。そうでなくて、これは全然給付をもらえるから、これは今まで申請しなければならないと、うように書くべきではないですか。何でこんなところに「労働者の過半数」などということばを設けたのか。そうでもないで、当該被害者がその事業主に言えれば事業主は申請しなければならぬと、うように書くべき

○多賀谷委員 かといふことでしょう。ですから当然当該労働者が事業主に申請すれば、事業主としては保険の申請をしなければならぬ、このよう書くのが過半数などということばを設けたのか。そうでもないで、当該被害者がその事業主に言えれば事業主は申請しなければならぬと、うように書くべき

いような場合には、基準法でございますと千二百日の打ち切りで、あと一切補償は受けられない。それが労災でござりますと、療養を要すれば長期傷病補償給付ということで、なおるまで、あるいはその後障害が残ればさらく年金がもらえ、なくなれば遺族年金ももらえる、非常に差があるわけでございます。

そこで労災保険に加入しておられない、基準法だけの方との間のギャップを埋めるために、それら五人未満の商業、サービスについては事後加入の特別加入の制度があるわけでございますが、これにつきましても従来過半数の労働者の請求があつた場合に事業主が申請する、こういう形をとつておりますので、通勤災害についても業務災害の場合と全く同じ方法によることにしたわけでございます。労災は先ほども申しましたように、労働者個々の単位の適用でなくして、事業所単位で適用する、もしその事業所が入るということになると、その通勤災害を受けた労働者一人だけでなしに全労働者を含めて、事業主としては適用に入申請で事業所単位で加入する方法をとつておりますので、それと平仄を合わせる意味におきまして、通勤災害についてもこういう方法をとつたわけでございます。

○多賀谷委員　ぼくは率直に言うと、どうも局長のものの考え方が間違つておるとと思うのです。現行法がむしろ悪いのですよ、私から言うならば。あなたは悪いほうに悪いほうに合わすような話をさつきからされておるので。現行法もそうなつてゐるからそれに合わすのです、なるほど現行法は基準法と労災法の差がありますよ。しかしこ度は非常に差があるので、今度の場合はも覚えないのでですから。もらえるかもえないと見えますから、また使用者としても保険をかけておかなければ払う必要はないのです。義務がないの

でしよう。ですからそれは当然事業主としては、当該労働者の希望があれば申請する、こういふようすべきではないですか、今度の場合は、それを今までのような基準法がかかる規定をそのまま、従来もあつたからといって援用すべきではない、こういふように思うのですよ。従来は基準法というのがあつて使用者の責任なんです。今度は基準法の適用を受けないのですから、使用者は何も義務がないのですよ、通勤時の労働者に対する保険をかけた場合に初めて義務を生ずるわけです。そうすると、当該労働者については非常に差があるわけでしょう。ですから、当該労働者が希望した場合は事業主は申請しなければならぬ、こういうふうに書くべきではないか、こう言つていらわけです。

的な検討をお願いいたしましたして、現在同審議会で鋭意御検討をいただいておりますので、それらの問題についてはその全般の再検討の中で検討するよういたしたいと考えておるわけでございます。

○多賀谷委員 私は事業所単位に申請するということを否定しているのではないのです。個人単位ではないということことは、私は十分承知しているのです。ただ当該労働者の希望によつて当該事業所が、事故があつた場合には全体として申請すべきだ、こう言つているのですよ。それをわざわざ、たつた四名しかいないのに過半数とかといふような形式論は通用しないじゃないか。あなた方の間違いというのは、基準法をかぶつておった労災と今度は基準法をかぶらない通勤時の災害との区別が法技術上はつきりしないのですよ。ですからこういう混乱が起つてゐるわけです。ですから先ほど私が、基準法上は休業補償と障害補償しか差をつけられないけれども、今度のものは全面的に差をつけられるのですか、こう言つたら、いやそういうことにいたしませんというけれども、条文上はできることになつておるのであります。ですから法技術として少しおかしいぢやないか、こう言つているのですよ。基準法をかぶる今までの労災と今度の基準法をかぶらない通勤時とは、給付の面において要するにそういう義務がない場合には、さなりしり抜けのないようにしてやるのが、政府の改正をする場合の注意ではないか、こういうように思うのですよ。

○渡邊(健)政府委員 確かに、業務上災害については基準法の背景があるわけでござります。したがいまして、それと基準法の背景のない通勤とは違つた点があるわけでございまして、その点から申しますと、労災保険だけでやること自身に問題があるわけでございますが、当面緊急に通勤災害について保護を及ぼすというには、従来ございます労災保険の仕組みを利用することが最も迅速、合理的だということでこれにしたのでございます。したがつて、基準法のバックのない通勤災害

と基準法のバックのある業務災害との間にいろいろな差異が出てくることは事実でございますが、この点につきましては、私ども やはり基本的に、早急に労災保険の全面適用というものを実現することによって、それらのギャップが初めて根本的に解決されることになるのではないか、かように考えておるわけでござります。そういう意味におきまして、すみやかに労災保険の全面適用を実現したい、こういう考え方でおるわけでござります。

○多賀谷委員 こんなところで時間をとつてもなんですかれども、そういう全面適用をする前に、役所としてはそれをカバーするだけの注意力が必要ではないかと言つておるのであります。ですから、何もたつた四名しかいないのに過半数なんという大げさなことばを使わないので――問題は当面当該労働者ですよ。ですから、当該労働者が希望した場合には、事業者としてはあとの四名分を保険に加入するようになります。こういうように改めたらどうですか、大臣。

○加藤国務大臣 御趣旨の点、なかなか、ほんとうに、数人の場合の過半数という字句はどうかと思ひますので、御趣旨を体して今後検討いたします。

○多賀谷委員 一名、二名のことを探は言つているのぢやないのですが、大体基準法を適用する場合と基準法の適用のない通勤時の場合の差についての注意力が足りていらないということをあえて指摘をしたわけです。

そこで、先ほどから聞いておりますと、行政解説というのは、通勤時の場合なかなかたいへんでですね。そこで、監督官というものは大体どのくらいふやすんですか。

○渡邊(健)政府委員 今回の労災保険法の改正は、基準法の背景が通勤途上についてはございませんので、監督官の業務というよりは、労災の事として、やはりいままでやつていなかつたこういう私ども、新しくできます通勤途上災害につきまして、やはりいままでやつていなかつたこういう私ども、新しくできます通勤途上災害につきま

いたしております。

なお、通勤災害保護制度に関する業務の中には、主要な業務はもちろん正規の職員が行なうわけでございますが、通勤についての自賠との関係の問題についても、必ずしも常勤の職員でなくとも、非常勤の職員に委託をしてそれを行なわせ、行政的な判定には常勤職員が当たるというようなやり方も可能でございますので、常勤職員百三十二名の増員のほかに、通勤災害調査員といった非常勤の職員の予算をいたしまして、五百一万名分の予算を計上いたしております、これらによつて本年度におきます通勤災害保護制度の運用を何とかスマーズにやつてしまひたい、かようになっておるわけでござります。

○多賀谷委員 その百三十二名、これは全国でしう。そうすると、一基準局でどのくらいになるのですか。三名くらいですか。これで一体できることですか。それは無理な話じゃないですか、大臣。そして定員の削減もあるわけでしょう。実際は十三名くらいしかふえないと。ふやすといふけれども、定員の削減もいわれているわけでしょう。ですから、全国で十三名くらいふやして、一体できるのですか。

○渡邊健政府委員 定員の削減は、こういう新しい業務が生ずると生じないとにかくわらず別個に行なわれるわけでございまして、もしこの百三十二名の増員がなければ、それだけの、百何十名の減員になるわけでございますから、この百三十名の増員はこの業務に伴うものとして、それぞれの部署に配置をされるわけでございます。これだけの新しい業務をやることについて、これで十分かどうかという御懸念がござりますことは、確かにごもっともでございますけれども、先ほども申しましたように、事實上の、いろいろ自賠との

活用いたしますし、それから、これは自賠保険と競合する場合が非常に多いのです。どちらを先に請求するかは労働者の選択にまかせておるわけでございますが、従来のいわゆる業務上としての自動車災害、たとえば通勤いやない、集金などに回つておる場合の業務上としての自動車災害等の場合などを見ますと、やはり自動車にはねられてかつき込まれた場合に、自賠で請求される例が非常に多い。自賠先行の場合が非常に多いわけでございまして、軽度のものであれば自賠だけが必要な補償は済みまして、それを上回る給付がない場合には労災から支給しない場合もかなりあるわけでござりますので、これは実際にやってみませんと、通勤災害の場合に自賠と労災どちらの先行が多いかということは的確に申せませんが、従来の業務上の災害と自動車災害との競合等の場合でございますと、自賠先行の例が多うございますので、それらから見て何とかこのような増員で今年度は処理できる、かように考えておるわけでございます。

いろいろ当たりまして……これでは私は足らないと思ひます。しかし法律が通りますと、当然これは現実の姿として大問題になりますので、御趣旨の線に沿つて努力いたしますことをここで誓いいたします。

○多賀谷委員 次に、本件の通勤途上とは関係ないのですけれども、非常に從来問題になつております一、二点を御質問いたしたいと思います。

一つは脊損患者で労災法の適用以前の患者、私どもは数字はわかりませんけれども、福岡県の筑豊地区でも身体障害協会友愛同背会という会をつくって、脊損の基準法以前の方々が日夜非常に悩んでおられる。そして毎日療養をされておるということです。この基準法以前の、今まで言ひますと長期傷病療養患者に指定をされる方々、こういふ方々に対して一体政府はどうしようとされておるのか。これはあとから質問があると思いますけれども、例の星野鉱山等についてもやはりいけ、肺で悩んでおられる方々がおる。そういうことで、現在は事業主はもう終閉山でない。それから脊損についても、炭鉱ですから終閉山で事業主はない。こういうことで忘れられておる災害者がいるわけです。これをどういうふうに考えられておるか、お聞かせ願いたい。

○加藤国務大臣 この問題はほんとうにお気の毒な立場にある方で、労災保険施行前に業務によつて実際に肺なり外傷性脊髄損傷、また中には砒素中毒、こういう患者に、現在療養を要する方に保険給付は行なえない、こういう困難な現在でござります。また当時の事業主も、現存する事業主に対してどうだこうだといふことの方法はない。こういう方々に対して国が何とか援護を行なう必要がある、こういうことをわれわれも感じております。このことについては各関係省とも再三再四折衝いたしまして、最近は何とかこれに近く結論が出るような段階に至つて、この保護対策を何とかやりたい、こういうように具体化しておりますので、この点については渡邊局長が各省と当

○渡邊一健(政府委員) 先生御指摘の休廃止鉱山の元従業員の方が脊損であるとかあるいはけい肺であるとか、そういった長期間の疾病にかかりました場合には、それが就業中の業務に起因したことが明らかであります場合に、その就業が労災法施行後のものであれば、これはもう退職されて長年たって発症したものであっても当然労災保険から補償が行なわれるわけでございます。ただ、労災法施行前の就業のものであり、これは同時に基準法の施行前にもなるわけでございますが、そういう場合には労災保険からも保険給付を行なうこととは法律上できませんし、基準法上もその義務はないわけでございますが、当時の事業主が現存するような場合はその事業主、それから当時の事業主から鉱業権等を承継している事業者のある場合に、はその事業者に、実効性のある救済を行なうようにこれまで行政指導を行なつて、大体これまではそれでやつてきたわけでございますが、しかしながら、先生もいま御指摘のように、当時の事業主もしない、鉱業権の承継をした者も現存しないといふような場合につきましては、そういった保護の方法もございませんので、労災保険の保険給付としてそれらの方に何らかの給付を行なうことは法律上不可能でございますが、保険施設によりまして入院、通院を含めて療養の費用は全額見て差し上げたい。それから若干の手当を同時に差し上げたい。この額の程度は現在のところ、入院の場合には月一万円程度、それから通院の場合には三千ないし四千円程度を支給するようになつたといふことで、現在関係省と検討を進めております。大体そういうことでまとまる見込みが立つておりますので、できる限りすみやかにそういう措置をとることによりまして、これら休廃止鉱山の元従業員の方のそういううけい肺、脊損などの災害疾病につきまして保護をはかつてまいりたいと考えております。

からできますか。

○渡邊(健)政府委員 近く最終結論を見る予定でございまして、結論を見次第、本年度中にもそういう処置をとるよういたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 本年度中にいうとすいぶん時間があるわけですが、結論を見たならすぐやるわけですか。

○渡邊(健)政府委員 そのつもりでございます。

○多賀谷委員 給付は非常に不完全で、不満足ですけれども、長期傷病手当に切りかえた場合の人々の問題もあるし、いろいろありますので、これはひとつ今後の改善を待ちたい、こういうように思います。

そこで、例のけい肺の方を長期療養に切りかえるときに、いま四十日分か引いています。

現実にその四十日分は常に新しいスライドした額の四十日分を引いているものですから、もうほとんど十年近くになっているので、金額からいうと打ち切り補償をもらった金額をこえるような状態になつてきています。これはひとつしゃくし定木にやらないで、この際もうこの程度で打ち切つたらどうかと思うのですが、どうですか、控除する分について。

○渡邊(健)政府委員 労災保険法の三十五年の改正によりまして、長期傷病補償給付の適用を受けられる前の方は、千二百日分の打ち切り補償を当時の保険法によつて受けおられるわけでござります。したがいまして、そういう方々で三十五年の切りかえに引き続い长期傷病者補償に移られた方は、それ以後に長期傷病者補償の決定をされた方と比べますと、前に千二百日分の打ち切り補償を受けておられるという点で、その後の方にない給付を受けておられますので、その均衡を保つために、先生の御指摘のように、四十日分の金額が年金額から引かれておるわけでございます。確かにその後の賃金の上昇、それに基づくスライド等による年金額等から見ますと、当時は賃金が低うございましたので一千二百日分といふものの差は埋まつてゐるのではないかという御

趣旨、ごもつともでございますが、当時としてはやはり千二百日分の賃金というものは、当時の価値においては相当なものを受けおられるわけでございまして、その均衡をどうするかという問題はやはりあるのでございます。したがいまして、これはいま直ちに四十日分の削減をやめるということを申し上げることはなお検討を要すると考えますけれども、ちょうど現在、労災保険の全面改

正を労災保険審議会で御検討願つておりますので、将来の問題としてはそういう中でこれらの問題も検討していただきよろしく存じます。

○多賀谷委員 でも、金額からいうと給付をもられた以上の金額はもう払つておるわけでしょう。ですから、そのときの算定はどういうようやるのですか。利子でやつておるのでですか、やはり何十日分というそのときの給付の場合に控除しているのですか。

○渡邊(健)政府委員 現在、給付の日数から単純に四十日分を引いておるわけでございます。

○多賀谷委員 それはちょっと無理じゃないですかね、利子をつけるというのはやむを得ぬかもしれません。しかし、金額に法定の率をかけた分を返済をする、こういうことでいいんじゃないですかね。給与が上がった無理に絶対額以上に納めると、

ことは、やはり政治として酷ではないですかね。逆にいえば、その人たちから言うならば、本来法律を早く施行してくれおればそういうこともなかつたであろうということになるのですね。ですから、大臣はどういうようにお考えですか。

○加藤国務大臣 基準法の問題と並行いたしまして労災保険全体について、いまこれの改善、改正を研究いたしておりますので、この法律とは関係ありませんけれども、日にちもたまして相要矛盾の点もありますので、いま御指摘の問題も含めていろいろな問題を前向きに検討いたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 これは現在のいわば患者に対する問題とそれから制度としての問題とあります。とりあえず現在の患者にそういう处置を講じてもらいたい、私はこういうふうに希望しておきます。

次に具体例を二点ほど。一つは、コークス工場における肺ガンの問題です。コークス工場——この形で調整するように法律で認められたのでござります。それで、確かに先生御指摘のように、名目額はいまから見ると少なくとも、価値で申しあげことで、法律上それの方の年金額をそういう形で調整するように法律で認められたのでござります。

○渡邊(健)政府委員 三十五年の労災法の改正で長期傷病者補償給付制度ができまして打ち切り補償がなくなりましたときに、従来の方との均衡と

が行なわれたものと考えておるわけでござります。しかし、今後、将来の問題としてどうするかという問題につきましては、先ほども申しましたとおり、現在労災保険制度の全面検討を保険審議会にお願いしておりますので、その中でそれらの人の将来の取り扱いをどうするかも御検討を願いたいと考えます。

○多賀谷委員 それが、賃金にスライドするほど打ち切り補償というものが有効に使われ、利潤を得ているなら確かにいまの制度でいいと思うのですが、そういうことはあり得ないわけでしよう。

ですから、金額に法定の率をかけた分を返済をする、こういうことでいいんじゃないですかね。給与が上がった無理に絶対額以上に納めると、

ことは、やはり政治として酷ではないですかね。逆にいえば、その人たちから言うならば、本来法律を早く施行してくれおればそういうこともなかつたであろうということになるのですね。ですから、大臣はどういうようにお考えですか。

○加藤国務大臣 基準法の問題と並行いたしまして労災保険全体について、いまこれの改善、改正を研究いたしておりますので、この法律とは関係ありませんけれども、日々もたまして相要矛盾の点もありますので、いま御指摘の問題も含めていろいろな問題を前向きに検討いたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 これは現在のいわば患者に対する問題とそれから制度としての問題とあります。とりあえず現在の患者にそういう处置を講じてもらいたい、私はこういうふうに希望しておきます。

次に具体例を二点ほど。一つは、コークス工場における肺ガンの問題です。コークス工場——この

形で調整するように法律で認められたのでござります。それで、確かに先生御指摘のように、名目額はいまから見ると少なくとも、価値で申しあげことで、法律上それの方の年金額をそういう形で調整するように法律で認められたのでござります。それで、確かに先生御指摘のように、名目額はいまから見ると少なくとも、価値で申しあげことで、法律上それの方の年金額をそういう形で調整するように法律で認められたのでござります。

○北川(後)政府委員 八幡製鉄はかつてガス発生炉で三十三例の職業ガンの発生を見ております。そのうち戦後の九件につきましては、すでに業務上災害という認定をいたしております。今回、先に御指摘のガス発生炉以外のコークス炉も同様にこれは職業病ではないかという点と、それから少なくとも健康管理手帳はもらいたいという希望が出ます。そうすると、これはどうしても肺ガンがコーキス工場に多いということです。ですから、これは職業病ではないかという点と、それから少くとも健康管理手帳はもらいたいという希望が出ます。一方は基準局に提訴が行なわれておる、コーキス工場に多いということです。ですから、これはどういうふうに理解をされておるのか、お聞かせを願いたい。

○北川(後)政府委員 八幡製鉄はかつてガス発生炉で三十三例の職業ガンの発生を見ております。そのうち戦後の九件につきましては、すでに業務上災害という認定をいたしております。今回、先に御指摘のガス発生炉以外のコークス炉も同様に職業ガンが出るのではないか、こういうことが話題になつております。その話を聞きまして直ちに、いま御指摘のように従業しておる人たちのみならず、過去に退職いたしました事務系職員を含めまして健康調査を指示いたしております。それから環境測定、それに基づきまして、やはり設備等について若干不備な点がございましたので、その改善を指示いたしました。

○多賀谷委員 なあ、八幡だけではございませんで、御承知のようにコークス炉は、他の製鉄所あるいはガス工場、ガスをつくつておりますが、ガス会社等で相当從業員がおりますので、全国で十六のコークス工場に従事しております労働者約五千名についても、ガスの発生の状況を調べたところでござります。

いままでのところ、統計学的には一般の人との有

〔委員長退席、伊東委員長代理着席〕
目が荒いタオルですから、さらに逃げたかもしれない。そうすると、これはどうしても肺ガンが発生します。一方は基準局に提訴が行なわれておる、コーキス工場に多いということです。ですから、これは職業病ではないかという点と、それから少くとも健康管理手帳はもらいたいという希望が出ます。一方は基準局に提訴が行なわれておる、コーキス工場に多いということです。これに対して労働省でははどういうふうに理解をされておるのか、お聞かせを願いたい。

○北川(後)政府委員 八幡製鉄はかつてガス発生炉で三十三例の職業ガンの発生を見ております。そのうち戦後の九件につきましては、すでに業務上災害という認定をいたしております。今回、先に御指摘のガス発生炉以外のコークス炉も同様に職業ガンが出るのではないか、こういうことが話題になつております。その話を聞きまして直ちに、いま御指摘のように従業しておる人たちのみならず、過去に退職いたしました事務系職員を含めまして健康調査を指示いたしております。それから環境測定、それに基づきまして、やはり設備等について若干不備な点がございましたので、その改善を指示いたしました。

○多賀谷委員 なあ、八幡だけではございませんで、御承知のようにコークス炉は、他の製鉄所あるいはガス工場、ガスをつくつておりますが、ガス会社等で相当從業員がおりますので、全国で十六のコークス工場に従事しております労働者約五千名についても、ガスの発生の状況を調べたところでござります。

いままでのところ、統計学的には一般の人との有

意差はこの場合にほないというような結論でござりますが、しかし外国の発表されておる文献を見てみますと、コーカス工場でのガン発生など、これがあり得るのではないかという事例等もございました。したがいまして、私たち行政ベースだけでなくて専門家の御意見をこの際まとめてみたいといふことで、先般から伺っております原因がいま先生御指摘の三・四ベンツビレン、そのもとはコールタールの扱いによるものと思われますので、コールタールに関する職業ガンの専門委員会というのを発足いたしまして、先ほど言いましたような外國の文献、あるいは国内のコーカス工場の実態等を取り組んでいただいております。私たちは、こういう問題でござりますのでなるべく早急にその結論を得まして、業務上因果関係が明確であれば当然職業病として認定いたしますし、また先ほど御提案の健康管理手帳につきましても、その結論に基づきまして前向きに検討いたしたいと思います。

○多賀谷委員 これはかなり大きな問題ですけれども、大体作業はいつごろを目途にやつておるのですか。

○北川(俊)政府委員 作業の内容はきわめて専門的でかつケースタディーといいますか、実態調査をあわせてやらなければなりませんので、やはり今年度中はかかるのではなかろうか、こう考えております。

○多賀谷委員 これはかなり深刻な問題ですか、ひとつ早急にしていただきたいと思うのです。

次に、やはり職業病の問題ですけれども、弗素中毒の問題。これは小野田化学門司工場に起つた問題ですけれども、作業員が弗素の急性中毒といふ門司の労災病院のお医者さんの診断を受けたのですね。

〔伊東委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、これは当然職業病ではないかといふことで問題が提起をされておるわけですが、労働省はどういうようにお考へになつておるか、これをお聞かせ願いたい。

意差はこの場合にほないといふような結論でござりますが、しかし外國の発表されておる文献を見ますと、コーカス工場でのガン発生など、これがあり得るのではないかといふ事例等もございました。したがいまして、私たち行政ベースだけではなくて専門家の御意見をこの際まとめてみたいといふことで、先般から伺っております原因がいま先生御指摘の三・四ベンツビレン、そのもとはコールタールの扱いによるものと思われますので、コールタールに関する職業ガンの専門委員会というのを発足いたしまして、先ほど言いましたような外國の文献、あるいは国内のコーカス工場の実態等を取り組んでいただいております。私たちは、こういう問題でござりますのでなるべく早急にその結論を得まして、業務上因果関係が明確であれば当然職業病として認定いたしますし、また先ほど御提案の健康管理手帳につきましても、その結論に基づきまして前向きに検討いたしたいと思います。

○多賀谷委員 これはかなり大きな問題ですけれども、まだ疑問点もかなりありますし、また個別的な職業病問題については今後の労働省の検討をお願いをしたい、こういうように思いますので、一応本日のところは、これで質問を終わりたと思います。

○北川(俊)政府委員 さうして、その結果全員の健康診断の実施、それから基準局が専門家とともに立ち入り調査をいたしますとともに、四月二十三日、二十四日、さらに基準局が専門家とともに立ち入り調査をいたしました。その結果全員の健康診断の実施、それから作業環境の改善、これを指示いたしました。

現在二名の方から労災の職業病認定の申請が出でおりましたけれども、病院ではさらに精査をして、もう少し詳しく診断をしたい、といいますのは、どうも慢性的な症状が出ておって、急性だけでは認定しにくい、かつまた弗素以外の有害物の影響もあり得るんじゃないか、そういうことも病院側でも言つておりますので、先ほど言いました環境の調査あるいは全員の健康診断の結果と、この二名の方の病院の精査が終りましたところで、これらの患者につきましての職業病の認定問題の決定をいたしたい、こう考えております。

○多賀谷委員 そうすると弗素以外の有害物がある。この有害物というのは、おそらくやはり工場から発生したものでしょ。うね。

○北川(俊)政府委員 おっしゃるとおりでございまして、これは焼成の肥料工場と水晶石工場、そこの二つの工程がはじつておりますので、いろいろの化学物質を使つております。したがいまして弗素だけでなく、それ以外のそういう化学物質の影響というのもあわせて、今後の職場点検ある

八日に急性弗素中毒であるという診断を受けておられます。それに伴いまして、県評から基準局に申告がございました。四月二十一日に当該事業所の監督指導をいたしましたところ、水晶石の袋詰め工場、そういうところで弗素を含みます紛じんの発散、そういうところの排気処理が十分である、あるいは排気ガス処理、こういうものの処理が十分でなかつたということの十項目の改善を指示いたしましたとともに、四月二十三日、二十四日、さらには基準局が専門家とともに立ち入り調査をいたしました。

○多賀谷委員 さうして、その結果全員の健康診断の実施、それから作業環境の改善、これを指示いたしました。

現在二名の方から労災の職業病認定の申請が出でおりましたけれども、病院ではさらに精査をして、もう少し詳しく診断をしたい、といいますのは、どうも慢性的な症状が出ておって、急性だけでは認定しにくい、かつまた弗素以外の有害物の影響もあり得るんじゃないか、そういうことも病院側でも言つておりますので、先ほど言いました環境の調査あるいは全員の健康診断の結果と、この二名の方の病院の精査が終りましたところで、これらの患者につきましての職業病の認定問題の決定をいたしたい、こう考えております。

○多賀谷委員 そうすると弗素以外の有害物がある。この有害物というのは、おそらくやはり工場から発生したものでしょ。うね。

○北川(俊)政府委員 おっしゃるとおりでございまして、これは焼成の肥料工場と水晶石工場、そこの二つの工程がはじつておりますので、いろいろの化学物質を使つております。したがいまして弗素だけでなく、それ以外のそういう化学物質の影響というのもあわせて、今後の職場点検ある

○多賀谷委員 さうすると、事実上は労災病院で

かなりやつておるわけですか。

○北川(俊)政府委員 健康診断につきましては、

そこからもう一つは、特別加入者、中小企業主

とか一人親方、家内労働者等の特別加入者につきましては、業務災害の適用はございませんが、通勤災害の適用がないという点が労災保険法上の違いでございます。

それから保険料の徴収法上の取り扱いにつきましても、まだ疑問点もかなりありますし、また個別的な職業病問題については今後の労働省の検討をお願いをしたい、こういうように思いますので、一応本日のところは、これで質問を終わりたと思います。

○多賀谷委員 かなり長い間質問をしたわけですけれども、まだ疑問点もかなりありますし、また個別的な職業病問題についても、今後の労働省の検討をお願いをしたい、こういうように思いますので、一応本日のところは、これで質問を終わりたと思います。

○北川(俊)政府委員 さうして、その結果全員の健康診断の実施、それから作業環境の改善、これを指示いたしました。

現在二名の方から労災の職業病認定の申請が出でおりましたけれども、病院ではさらに精査をして、もう少し詳しく診断をしたい、といいますのは、どうも慢性的な症状が出ておって、急性だけでは認定しにくい、かつまた弗素以外の有害物の影響もあり得るんじゃないか、そういうことも病院側でも言つておりますので、先ほど言いました環境の調査あるいは全員の健康診断の結果と、この二名の方の病院の精査が終りましたところで、これらの患者につきましての職業病の認定問題の決定をいたしたい、こう考えております。

○多賀谷委員 そうすると弗素以外の有害物がある。この有害物というのは、おそらくやはり工場から発生したものでしょ。うね。

○北川(俊)政府委員 おっしゃるとおりでございまして、これは焼成の肥料工場と水晶石工場、そこの二つの工程がはじつておりますので、いろいろの化学物質を使つております。したがいまして弗素だけでなく、それ以外のそういう化学物質の影響というのもあわせて、今後の職場点検ある

午後一時五十六分開議
○田川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○村山(富)委員 午前中相当具体的に詳しく突っ込んで質疑がございましたので、この提出されておる改正案についてもそれはほど問題はないと思うのですが、ただ、先ほど来お話をありましたように、この資料を見ても難解でなかなかわかりにくいのです。

そこで私は端的にお尋ねしますが、今回の改正案は、要するに通勤災害の場合に、業務上災害とみなすのではなくて、準じて保険給付をする、それが基本的に違うわけですね。その基本的な違いから出でる今度の改正案は、具体的に業務上災害の場合は、準じて保険給付をする場合と、どういう点が違うのか、違う点だけを明確に示してください。

○渡邊(健)政府委員 業務上災害の場合と通勤災

害の場合の違いは労災保険法上におきましては、

通勤災害の場合には初回の療養の際に二百円以下

の自己負担がございます。業務災害の場合にはこ

れがございません。

○村山(富)委員 初回の初診料を二百円の範囲内

で自己負担する、この二百円を自己負担しなけれ

ばならないことになつたんですね。そういうた原

因は一体何なのかということがどうも私は理解で

きぬわけなんですけれども、この点はどうなんですか。

○渡邊(健)政府委員 これは通勤災害調査会の三

者一致の御答えがそうなつております。それを

忠実に法文化したことによるものでございます。

が、その考え方には、通勤災害というのは使用者の管理下において発生する事故ではございませんので、そういう意味において業務災害と全く同じ性格ということはできないわけでございます。ただ通勤災害は業務との関連性が密接であるといふことで、今日の状態においては通勤に伴う一種の社会的危険であるといったことから、労災保険においてこれを保護することになったわけでございました。そういう観点から保険料としては一応使用者の保険料によって労災保険の通勤災害の原資がまかなければ保護のわけでございますが、ただ純粹の業務上とは先ほど申しましたような差異があるという意味において、労働者も受益者として何らかの負担をするということは一応の理屈があるのでないか。ただそれにつきまして、保険料として労働者が負担するということになりますと、労災には労働者保険料というのがございません。しかも今まで度できます通勤災害も業務災害も、労災保険の中では労働保険料の中の労災勘定ということで括して取り扱われますので、労働者負担分がもあるとすると、業務災害込みのものに労働者負担がなるということです。その点は性格上の問題を生ずるわけでございます。そこで保険料としてではなしに、別個の労働者負担という形が考えられたわけでございます。しかしそれにつきましても、もし労働者の負担が過大でありますれば、労働者がこの通勤災害の保護を受けることに対するそれが支障になるおそれがござります。そういうことであってはならないということで、そういう支障にならないということでも考慮いたしまして、初回の診療受給の際、二百円以下程度の負担ということに相なったというが、通勤途上災害調査会の御答申に出ました考え方であろうと思います。

○村山(富)委員 先ほどから申しておりますように、改正案の前提が業務上災害とみなせば労災法が適用されるわけですから、問題ないわけですね。あえて業務上災害としなくて準ずる措置をとったということいろいろな違いが出てきていて思うのですけれども、それにもその違いをあら

わすために、ここが違んだということを証明づけるために、初診料で二百円以下の自己負担をとってもよからう。これは財政的には負担をする危険であるといつたことから、労災保険においてこれを保護することになったわけでございました。ものにならぬと思うのですね。たいしたものにならぬようなものをあえてここでわざわざ設けたといふことは一体どういう理由なのかということが、ほうの側もあるいは受けるほうの側も、たいしたものにならぬと思うのですね。たいしたものにならぬよりといふ説明では納得できぬのですね。

○渡邊(健)政府委員 先生御指摘のように、通勤災害を業務上の災害とするか業務上の災害と見なすかといふ点は、通勤途上災害調査会でも非常な議論があつたところでございまして、労働者側の委員の方は、通勤がなければ労務の提供がないんですから業務上である、こういふ御主張でございました。使用者のほうは、業務と関連があることは認められるけれども、業務上といふのは使用者の管理下において発生した事故である。通勤といふのはまだ管理下に入る前の段階のことではないか。したがつて、これを業務上とすることは理論的におかしい。特に管理下にある業務上であれば、使用者の安全衛生対策、努力等によって業務上災害を減らすということも可能だけれども、通勤等はまだ使用者の管理下に入っていないのだから、使用者が通勤災害を減らそうとかいうことをする余地がない。したがつて、それを使用者の業務上責任とすることは筋からいってもおかしいではないか、こういふような主張がございまして、なかなかか意見が一致せず、調査会の報告ではその点について業務上であるか業務上でないかという断定はいたしておりませんが、この法案の内容に含まれましたような内容の保護制度を労災保険の仕組みを利用して設けることが適当である、こういうことをつきましての考え方は先ほど申し上げたような考え方の上に立つておるわけでございます。

○村山(富)委員 しいていえば、使用者の管理下で設けたわけですね。

○渡邊(健)政府委員 もちろん、保険給付に要する費用の大宗をなすものは使用者の負担によつて全部やるわけでございますが、先ほど申しましたように理由から、受益者としての労働者もそれが保護を受けるに障害とならない形、範囲で一部負担をするのは、その性格からいって理屈があることではないか、こういう考え方でございます。

○村山(富)委員 私は同じ業務災害に準じて扱うのなら、ことさらこんなことをして、これはもういかにも違うのだということを証明づけるような措置をする必要はないのではないかと思うのですが、この点はひとつ意見として申し上げておきますから、今後の検討にしてもらいたいと思うのです。

○渡邊(健)政府委員 これは設けたというよりは結果としてそなつたということでございまして、労災保険法上三日間の待機期間がありますことは、これは業務災害も通勤災害も全く平等でございませんが、こういふような主張がございまして、なかなかか意見が一致せず、調査会の報告ではその点について業務上であるか業務上でないかという断定はいたしておりませんが、この法案の内容に含まれましたような内容の保護制度を労災保険の仕組みを利用して設けることが適当である、こういうことをつきましての考え方は先ほど申し上げたような考え方の上に立つておるわけでございます。

○村山(富)委員 しいていえば、使用者の管理下で設けたわけですね。

○村山(富)委員 あとでまたいろいろな問題に触れたいたいと思うのですが、ここで少し観点を変えて、いまの労災で認定をする場合にいろいろ関連した問題がたくさんあると思うのです。そこで全般的な問題についてここで質問する時間もございませんので、特殊な例をあげて具体的にお尋ねしたいと思うのです。

○村山(富)委員 あとでまたいろいろな問題に触れたいたいと思うのですが、ここで少し観点を変えて、いまの労災で認定をする場合にいろいろ関連した問題がたくさんあると思うのです。そこで全般的な問題についてここで質問する時間もございませんので、特殊な例をあげて具体的にお尋ねしたいと思うのです。

○渡邊(健)政府委員 私ども、社会福祉施設につきましては、いろいろ基準法履行につきまして労働者はどうで基準法上の調査がありますね。その結果はどうなっていますか。

○渡邊(健)政府委員 私ども、社会福祉施設につきましては、いろいろ基準法履行につきまして労働者はどうで基準法上の調査がありますね。その結果はどうなっていますか。

施しておるところでございますが、これは四十七年の監督結果によりますと、大体監督をいたしました事業場の七九・八%の施設に違反が認められておるところでございます。

○村山(富)委員 その違反の内容は、どういう違反が一番多いですか。

○渡邊(健)政府委員 違反が多い事項といたしましては、女子の労働時間に関する違反、それから休憩に関する違反、それから就業規則に関する違反、それらの事項が違反が多い事項に相なつております。

○村山(富)委員 そこで、いま明らかになりましたように、こういう社会福祉施設については基準法違反がたいへん多いのです。労働時間も守られていらない、あるいは昼休みの休憩時間もとれない、こういったような業務の実態から、最近たとえば腰痛症とかあるいは頸肩腕症候群とか、そうした新しい病気がだんだん発生してきている。ところが、重度心身障害者なんかの施設の場合には、比較的特殊な事業場だから認定が受けやすいわけです。ところが、一般の保育所になりますと、まだ事例も少ないためになかなか認定が受けにくい、こういう事例があるのではないかと思うのです。

そこで、私は具体的な例を一つあげてお尋ねしたいと思うのですが、横浜市の光源寺保育所でもと保母をされておりました牛塚かよ子さんという人と、それから同じく久良岐保育所の金子康枝さんという人が労災病の認定を受けるために申請をしたわけですね。これは認定になつたわけですが、それでも、認定になつた原因は一体どういうところに一番大きなポイントがあつて認定をされたのか。たとえば保育所における勤務の態様あるいは本人の素因あるいはまた受け持つ児童数とか、それから対象児の年齢とか、そうした問題も含めて、認定が受けられた最大の要因は何であったのかと

いふことがわかれば御説明願いたいと思うのです。

○渡邊(健)政府委員 その違反の内容は、どういう違反が一番多いですか。

○渡邊(健)政府委員 違反が多い事項といたしましては、女子の労働時間も守られていらない、あるいは昼休みの休憩時間もとれない、こういったような業務の実態から、最近たとえば腰痛症とかあるいは頸肩腕症候群とか、

そうした新しい病気がだんだん発生してきている。ところが、重度心身障害者なんかの施設の場合には、比較的特殊な事業場だから認定が受けやすいわけです。ところが、一般の保育所になりますと、まだ事例も少ないためになかなか認定が受けにくい、こういう事例があるのではないかと思うのです。

○村山(富)委員 それは一般論として、たとえば認定をする場合の基準としては、そういうものも

あります。

○村山(富)委員 認定につきましては、業務上と認定をいたしました。

○村山(富)委員 それは一般的論として、たとえば

認定をする場合の基準としては、そういうものも

あります。

○村山(富)委員 それは一般的論として、たとえば

認定をする場合の基準としては、そういうものも

あります。

○村山(富)委員 この横浜の事例の場合、四十五

○渡邊(健)政府委員 先生御承知のように、腰痛

症はなかなか認定がむずかしい問題がございます。いろいろ業務以外の事由によりましても腰痛になる場合がござりますので、したがいまして私ども専門家の意見を聞きまして、昭和四十三年に

は、従来からありました腰痛症についての認定基準をさらに改正した認定基準を設けて、それに

よつて認定をいたしております。

この認定の基準に書いてありますところの中に

は、先生おつしやったような業務によって、そろ

うよう腰痛になりやすいように相当程度なつ

ていただかうかといふ問題、あるいは腰痛症が發

生するについて、業務外のいろいろ要因、場合

がござりますので、そういうような事例があるか

ないか、他の原因と認められるような症状がある

かないか、それらのことを全部総合勘案いたしま

して認定をすることになっておるわけでございま

して、いまおあげになりました光源寺保育所の方

につきましても、それらのことを十分調査をいた

しまして、業務上と認定をいたしました。

○村山(富)委員 それは一般的論として、たとえば

認定をする場合の基準としては、そういうものも

あります。

○村山(富)委員 それは一般的論として、たとえば

認定をする場合の基準としては、そういうものも

あります。

○村山(富)委員 それは一般的論として、たとえば

認定をする場合の基準としては、そういうものも

あります。

○村山(富)委員 この横浜の事例の場合、四十五

のズレはありますけれども、四十五年の十月と四十五年の十二月に申請するわけですね。そして認定を受けたのが四十七年の五月ですね。約一年半もかかっているわけです。一年半もかかりますと、自分のからだもだんだん悪くなる、仕事もうまいかない。このまま勤務したのではひどくなっているのですね。この二人の場合ははどういう理由かわかりませんけれども、退職しているわけですね。退職しますと、せっかく労災法の認定を受けてそして救助されるという面が相当減殺されることがあります。言うなれば、労働保険というものはそこになくなってしまうわけですよ。私は、こういう問題はたいてんむずかしいと思うけれども、一年半もかかって認定がされるという理由は一体どこにあるのかといったような経緯について、若干お尋ねしたいと思うのです。

○渡邊(健)政府委員 このお二人の方、それぞれ多少の事情、時間的な違い等はござりますけれども、災害補償の請求が出ましたあと、監督署といつたしましては、保育園の保母の労働の事情などをいろいろ調べました上、さらに、出されました診断書だけでは必ずしも十分な認定の材料にならないと考えまして、他の医師の受診を命じたのであります。しかし、初めのうちはお二人とも、その受診命令に応じられなかつたのでございます。そこで、監督署といつたしましては、調査資料によつて、いろいろな病院、専門家に意見を求めたのでござりますが、それらの書面審査だけではどうもはつきりしたものが出なかつたのでございます。

結局、お二人とも最後は受診命令に応じられまして、関東労災病院その他で受診をされたのでございます。初めの牛塚かよ子さんの場合で申しますと、最初に受診命令を署が出来ましたのが四十六年八月でございますが、なかなかそれに応じられなくて、その間、もちろん署としてはいろいろな専門家に書面審査は求めておりましたけれども、それではっきりせず、御本人が受診命令に応じら

れない限り、本疾病が業務によって起つたという考えは否定し得ないというようなことが専門家に御意見として出されています。

○村山(富)委員 業務起因性といふ問題に関連しなつております。川村さんの場合には、これは引するほど過重であつたとは認められないといふことで、業務起因性なしと判断したという経緯に相なつております。川村さんの場合には、これは

腰痛について業務起因性を認めるということで業務上と決定されたというわけでございます。

○村山(富)委員 業務起因性といふ問題に関連しなつております。川村さんの場合には、これは

腰痛について業務起因性を認めるということで業

務上と決定されたというわけでございます。

○村山(富)委員 業務起因性といふ問題に関連しなつております。川村さんの場合には、これは

持病に過重な労務がプラスしていく、そうしてかりに腰痛症になる、あるいは頸肩腕症候群になる。こういうこともあり得るのですね。そうしますと、いま申し上げました横浜の場合と川村さんの場合との事例といふものは、そういう意味の素因といふのは全然ないわけですか。

○渡邊(健)政府委員 金野さんの場合に業務上と認定されなかつたことについて、そういう御本人の素因があつたかどうかという点は、ちょっと手元にあります資料だけでは、その点が何も触れてございませんので、ただいまのところはわかりません。

○村山(富)委員 その横浜の先ほどの例と川村さんの場合には、その点はどうですか。

○渡邊(健)政府委員 先ほどの神奈川の場合、それから川村さんの場合には、これは業務上と認定されたわけでございますから、業務がそういう腰痛症を誘発したものという認定がされたものと存じます。

○村山(富)委員 そうすると、素因のほうは別にないわけですね。たとえば本人に神経痛があるとか貧血があるとか。

○渡邊(健)政府委員 素因の点は書いてございませんが、業務上と認定されたところを見ますと、業務起因性を帳消しにするようなほどの素因は御本人になかつたものと考えます。

○村山(富)委員 次に、ごく最近新しい事例として、東京都の杉並区にあります俊正保育園の保母さん、田中康子さんが、これは実は九ヵ月間ぐら

いの期間で認定を受けているわけですね。これは私は非常にけつこうなことだと思うけれども、この人の場合にこういう指摘がされているわけです。私が仄聞するところによりますと、休憩時間が全く保障されていない、これはもう基準法違反ですね。しかもこの基準法違反というところに最も大きな重点が置かれておつたのです。若干本人にはその素因があつた。しかし、いまの職場実態等から考え、基準法の適用状況等から考えてみて認定が当然であるといったような意味でその認定

をなされたというように聞いておるわけですがれども、この間の経緯はどうですか。

○渡邊(健)政府委員 ここにございます資料でちよっと、本人の素因の点は触れてございませんので、その点は明確でございませんけれども、判斷の理由といたしまして、本人の業務、労働条件、発症の時期及び発症部位などを総合判断して、本件の背腰痛症は業務に起因した疾病と認めざるを得ないということになつておるわけでございまして、基準法違反の有無というだけではなく、労働条件全般の問題もございましょうが、さらに本

人の業務それから発症の時期、発症の部位などから、業務に起因するものと認められたというふうになつております。

○村山(富)委員 これはまたあとで詳しくそういう点の資料もいただきたいと思うのですが、私はこの保育所というのは、冒頭に申し上げましたように、しままでそういう職業病が発生するという意味ではあまり関心もなかつたし、注目もされなかつたと思うのですね。ごく最近やはりこういう問題があちらこちらに起つておる。それはやはり冒頭にも申し上げましたように、職場環境なりあるいは労働条件なり基準法の適用状況なり、そうしたもろもろが重なつてそういう新しい病気が起つてくる、こういうことが考えられると思うのです。

そこで、いま最後に申し上げました東京都の例なんかを考えてみますと、やはりそういう点が一番ウエートを持たれて調査されておるという意味では、たいへん新しい傾向として歓迎していいのじやないかと思うのです。

ただ私がここでお尋ねをしたいと思うのは、きょう自治省お見えになつておりますか。——公

のですね。東大阪の例がありますけれども、これも認定からはずされているわけですね。その東大阪の場合の例を見ますと、申請者が四人です。高砂さん、坂口さん、高田さん、井上さんは申請書を四十四年の八月に提出したのです。そして実際に却下されたのが四十六年の七月、二年かかっているわけです。それからさらに不服申請をして、そうしてこれはまだ審査中ですけれども、四年かかって最終的にまだ結論が出ないわけです。こういうふうにおくれる理由は一体どこにあるのですか。

○小林説明員 現在地方公務員の災害補償につきましては基金で認定を行ないまして、そこで行なつておるわけでございまして、それに不服のあるものは基金に設置されております審査会に請求できるようになつておるわけでござります。ただいまお話をありました認定の状況でございますが、私の事例を詳しく聞いておらないわけでございませんけれども、認定の段階におきましては、一応むずかしいケースになりますと、本部に協議しなければならない。こういうことで本部で慎重に取り扱う、こういうことで多少おくれた点があるのではないかかと思ひます。審査の段階でおくれた原因については、私ちょっと承知しております。

○村山(富)委員 そうすると、これは自治省を呼んだ意味をなさぬことになるわけですから、

○村山(富)委員 これは各県支部ですから、本部もあるわけでしょう。そうすると、本部と支部との関係というのはどういうことになりますか。

○小林説明員 失礼いたしました。ちよと説明が不十分でございましたが、支部の審査会で不服のある者はさらずに本部の審査会に請求できる手続になつております。

○村山(富)委員 そうすると、自治省とのかかわり合いというのはどういうことになりますか。

○小林説明員 自治省は、基金業務の適正な運営をはかるように指導すべき立場にござります。一般的な認定基準等の作成につきまして協議を受け

るべき立場にあると思ひます。

○村山(富)委員 認定基準等についても相談を受ける立場にあるわけですか。

○小林説明員 基金が認定基準等を作成する場合には、当然他の各省とか他の労災等との関係もござりますし、そういう統一的な点をはかる意味もござりますし、また自治省の、基金の業務の適正な運営をはかる、こういう見地から全般的な指導をすべき立場にあると考えます。

○村山(富)委員 事例を申し上げても、具体的な内容については閲知していないと言つておるわけですね。そうすると、これは審査会に出席しても

らえは一番はつきりするわけですから、私は詳しい資料をそつ持つていませんからわかりませ

んけれども、概略を考えてみまして、労働省の監督署が扱う扱い方とそれから審査会が、補償基金が扱う審査のしかたとで若干違ひがあるんじやないかと思うのですね。たとえば東大阪の場合でもこういうことがいわれておるわけですよ。一番大きなエートは、事例が非常に少ない、ですから、通常こういう職場からは頸肩腕症候群が生まれてくるだろう、あるいは腰痛症が出るだろうというふうな事例がたくさんあるところは比較的受けやすい。ところが、いまあまり事例がないから、そんな職場からそんな病気が起るわけがないじゃないか、こういうふうな前提でもつて問題を扱われますと、やはりだいぶ違つてくると思うのですね。そういう意味ではたいへん審査が、実態を見ないで机上だけでやられるような審査になつておるんじゃないかといふうに思うのですね。これは東京都の場合なんかは、私も聞きましたけれども、実際に監督官が現地に行つて、そして勤務の実態なりあるいは執務の状況なり、そういうものをつけざる調査する。その上でいろいろ判断されてしまうわけです。ところがおたくの場合には、補償基金の場合にはそういう実態を見ないで、さつき申し上げましたように、たゞ事例が少ないので、そういう職場からそういう病気が生まれてくる可能性といふのはないんじやないか、こいつ前提に立つてものを考えていきますと、なかなか金錢につながつていかないということがあります。そこで自治者はそれを指導する立場にあるわけですから、今後そういう事例等も十分考えてみて、これからはもっと審査にあたっては實際に現実の勤務状況なり実態といふものを十分把握して、そういう先入観にとらわれないで事実をやはり見詰める、こういう立場でやつてもらいたいと思うんだけれども、そういう点はどうですか。

○小林説明員 保育所等の保母の頸肩腕症候群については私はちょっと承知しておりますけれども、自治省といたしましても、迅速かつ公正に審査を行なうことで基金を設置したことについてござりますと、審査会に不服申請をして四年もかかつてまだ結論が出ない。これは一体どういうわけですか。それはわからぬですか。

○小林説明員 これらの具体的な面につきましては私ちょっと承知しておりますけれども、自治省といたしましても、迅速かつ公正に審査を行なうことで基金を設置したことについてござりますと、審査会に不服申請をして四年もかかつてまだ結論が出ない。これは一体どういうわけですか。それはわからぬですか。

○村山(富)委員 これはちよっとあなたは、補償基金でないわからぬという点もあると思うので、突っ込んだ質問はできませんけれども、さつき申し上げましたように、最初補償基金が却下するまでに二年もかかる。これはたとえ非常に遠距離で大阪と東京の話というなら別なけれども、各県に支部がある。そうすると大阪で起つた事例については大阪の補償基金でもつて審査ができるわけでしょう。それに二年もかかった。しかも審査会に不服申請をして四年もかかつてまだ結論が出ない。これは一体どういうわけですか。それはわからぬですか。

○小林説明員 これらはあなたの具体的な面につきましては私ちょっと承知しておりますけれども、自治省といたしましても、迅速かつ公正に審査を行なうことで基金を設置したことについてござりますと、審査会に不服申請をして四年もかかつてまだ結論が出ない。これは一体どういうわけですか。それはわからぬですか。

○村山(富)委員 これはあなたに質問してもこれ以上のこととは出ませんから、いろいろな事例を十分参考にして、もし自治省があなたの立場がそうした補償基金やらあるいは審査会を指導する権限があるならもとより指導を徹底して、そして少しでも被害者が救済されるという部面に熱意を持って当たつてもらう。しかも、さつきから何べんも言っておりますけれども、事例が少ないからというような立場で扱うのではなくて、やはり

人、こういうものに専門的に調査を委託いたしまして認定等の基準にいたしておるわけございませんが、確かに先生おっしゃいますように、保母等につきましては確かに事例が少ない、またはつきりした医学的な原因もわかつておらない、こうしたことから、本年度基金におきましても調査を委託する経費等を計上いたしまして、保母等のこういう症状と疾病との間の因果関係、こういうものについて十分調査研究していくことになつておるわけでございまして、こういう点自治省といたしましても前向きで指導させていただきたいと考えております。

○村山(富)委員 これはちよっとあなたは、補償基金でないわからぬという点もあると思うので、突っ込んだ質問はできませんけれども、さつき申し上げましたように、最初補償基金が却下するまでに二年もかかる。これはたとえ非常に遠距离で大阪と東京の話というなら別なけれども、各県に支部がある。そうすると大阪で起つた事例については大阪の補償基金でもつて審査ができるわけでしょう。それに二年もかかった。しかも審査会に不服申請をして四年もかかつてまだ結論が出ない。これは一体どういうわけですか。それはわからぬですか。

○渡邊健政府委員 勞災保険におきましては、業務上の災害として補償を求める方については、本人が保険給付請求書を提出する際に立証されることはどういうふうにお考えですか。

○渡邊健政府委員 勞災保険におきましては、業務上の災害として補償を求める方については、本人が保険給付請求書を提出する際に立証されることは、ちよっと申上げますと、たとえば川崎市の公立の場合、二百名中休養を要する者が十名、それから治療を要する者が四十四名、それから注意をしなければならない者が九十名、それから要観察が三十名、異常なしは二百名中わずかに四名です。さらにまた京都市立の保育園関係を見てまいりましたところ、頸肩腕症候群あるいは腰痛など、職業病と思われるものが十八名、それから、のどを痛めておる者が二名、自律神経失調症が一名、二十二名の者がもう入院しなければならないのです。こういったような実態にあるわけです。さらに、小平市の保育所を見ますと、回答者の九十九人中八十人が何らかの自覚症状を訴えている。これはやはり頸肩腕症候群や腰痛が非常に多い。この率を見ますと、大体五十人以上がそういう病状を訴えているわけですね。

○村山(富)委員 その本人が監督署に申請をしまねますね。そうすると、監督官の人が調査に来ますね。さつきから言つておるような事情調査をいろいろで積極的に事情を調べて、そして認定をする、こういうやり方を今後とも一そく進めまして、労働者の保護に万全を期するようになつたいと思います。

○村山(富)委員 その本人が監督署に申請をしまねますね。そうすると、監督官の人が調査に来ますね。さつきから言つておるような事情調査をいろいろやつて、そして認定をされるという場合には、それほど本人に負担がかからぬと思うのですよ。し

かし、最初に却下をされて、不服審査を要求します。それから先はたいへん本人に過重になるわけですよ。これはやはり本人がいろいろ業務起因性の根拠を立証しないと、なかなか認定がされない。これはだれも手を貸してくれませんからね。むしろ、その事業所のほうは、使用者のほうは、たとえば保険料のメリットがある、あるいはまた、自分の職場から、自分の事業場から労災の患者が出たといったようなことは、社会的に若干不名誉になりますから、できるだけそうではないというほうが多いから、そういう立場をとる。そういう環境の中で本人は災害を受けながら一生懸命立証しなければならぬ、こういう立場に置かれるわけです。したがって、いまあなたが言われたように、初期の段階においては、あるいは監督署がいろいろやってくれるかもしれない。しかし、却下をされたりして、そして不服審査の申請をしてから後のその立証業務というのは、私は、本人にたいへん過重な荷物になるのじゃないかと思うのですよ。その点はどういうふうにお考えですか。

ふうに判断をされますか。それとも、そうではなくて、これは監督官なり審査官がやるのだからそれほど本人の負担にならないというふうに判断してありますか。

○渡邊(健)政府委員 場合によりまして、先生確かに御懸念のように、労働者が非常に苦労される場合もあるかと存じますが、全体として見ますと、年間百四十万件ぐらい業務災害につきまして申請がございまして、もちろんそれについて何百件かの不服審査等もござりますけれども、大部分はそれでスムーズに百四十万件の年間の新規の業務災害の認定がなされておるわけでございまして、これは実際にも監督署などがかなり職権でいろいろなそういう事情を調べて認定をしております。そのために監督署の職員等、相当忙しく出歩いたりしておりますわけでございます。したがいまして、大部分の場合には一応スムーズにいっておるのでないかと考へるわけでございます。何件かは先生御懸念のような点があるかと思いますが、これにつきましては、今後労働者の方に過重な負担にならないよう、監督署、審査官等の職権による調査等を十分に積極的にやりまして、労働者の保護に欠けることがないよう一そく指導してまいりましたいと思います。

○加藤国務大臣 この問題は、きょう御質問があるからといって私と厚生大臣が話したのではありませんが、ほかのいろいろな関係で厚生大臣のほうとも話をしたのであります。どうも、現在の労働者の中で、保母さん並びに厚生省管轄のいろいろの福祉の仕事の関係の方が、やはり一般に奉仕するという信念で非常に御親切にやつていただいております。ところが労働条件その他においても、労働基準法施行規則第二十七条で、基準法第八条十三号の事業として九時間、そしてやはり保母さんの場合には、子供さんのことではありますから、知らず知らずのうちに時間も超過したり無理したり、労働条件が悪い、職業病、頸肩腕症候群、腰痛の問題もありますが、基準法の改正の場合にもこれはやつたらどうだといって厚生大臣とともに話

したのであります。まあまあいま看護婦の場合にはちょっとむずかしいけれども、この問題はひとつそちらのほうで考えてくれ、そのときにたまたま労働条件その他、いまの給付の問題、いろいろな話が出た中に、ひとつ労働省のほうもそれに対して手厚いいろいろな、ちょっと谷間のような関係があるから留意してくれ、こう言うので、私が帰りまして省内の渡邊なりみな呼んで、一生懸命やっているんだろうけれども、なお一そこの問題について熱意を持っていままでの態度を改めてひとつやつてくれぬか、こう言ってよく懇談しておりますので、いろいろの不備な点がありますが、今後はこういうような方針の頭の切りかえをしておりますので、村山議員御質問の点もだいぶ改善されると思いますので、大臣としてこの問題に対する所見の一端を申し上げまして参考といたしたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 業務上災害あるいは業務上の疾病と申しますのは、業務に起因して生じました災害なり疾病であるわけでございまして、業務中に起きたものがすべてそれは業務上ということになるわけではございませんので、したがつて、業務中に起きたものは一応業務上だとして、業務上でないという反証をあげない限りということになるとすることは困難であろうと存じます。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、問題はその立証が労働者に非常に負担にならないようになれば、それで保護については欠けることがないわけでございます。現在も非常にむずかしい疾病等につきましては、専門医の診断を受ける等々のために時間を要することがござりますけれども、全体として申しますと全部がそう長くかかるわけではございません。休業補償の場合等でございまして、と平均して二十日以内くらいに認定がされ、請求ができるようになりますと全部がそう長くかかるわけではありません。やはり医学的に非常に判断がむずかしいものがそうなつておるわけでございます。そういう職業病のような場合でござりますと、たとえば当該職務を離れてからいろいろ出る場合もござりますし、では職務を離れた場合は、その推定をどうするかといったような、使用者の反証云々と申しましても、どうするのかという問題もあるわけでござりますので、反証をあげない限り業務中によくなるかという問題があるわけでございます。したがいまして、全体を通じてスムーズにやる道は、一応は業務との関連性は本人が一番御承知なわけでござりますから、それについて労働者が主張さ

れるような主張を説明として出していくだけで、そして労働者自身ではそれ以上の立証が困難な場合には監督署が専門的な立場から事情を十分積極的に調査する、あるいは審査官が職権に基づいて関連した、ここが問題だと思う点を積極的に調査する。そういうことによってその間の事情を解明し、すみやかに認定するというふうにいたしてまいりますならば、決して労働者の保護に欠けることはないかと思います。

なお、そういう点についてできるだけそういう判定がスムーズにいきますように、問題のある職業病その他につきましては、私ども逐次専門家の御意見を聞いて認定基準等をつくりまして、こういう点で認定されるのだということを明確にあらかじめしておきますれば、たとえば医者が診断書をお書きになる場合に、それらの認定基準上のそれが他のポイントについてはどうであるといふうことを診断書に、お書きになるわけでござります。労災の指定医等はそれらの認定基準を十分承知してござりますので、指定医が診断書を書かれた場合には、そういう認定基準上の問題点についての医証をお書きになるわけでござりますので、そういうことによって認定を一そくスムーズにすることができます。そういう認定基準の申立て、つまりは、その後の医学の進歩あるいは社会的な事情の変化によって逐次再検討して、常に合理的な認定基準をつくっていく、こういうふうにいつとめております。

○村山(富)委員 外傷の場合には比較的の判断がやすいわけですね。ところが最近のように難病、奇病がどんどん出てくる、新しい病気が出てくるというふうな事例を考えてみますと、これから先を考えてみると、非常に判断にむずかしい事例が多くなるのじゃないかと思うのです。ですからいままで比較的スムーズにいたった面があるかもしれませんのが、これからむしろそういう新しい職業病といふものがどんどん発生してくる可能性がある

ある。そうしたものに対しても監督行政の中では十分取り組めるような体制があるかといえば、私は完全にあるとは言えないと思うのです。したがって、相当長期化する可能性がある。そういうむずかしい問題を本人に立証責任を課すなんどいふことは、やはり問題があるのでないか。これは監督署や係官とずっといくけれども、本人が疎明し申請をしない限りはそれませんから、したがって最終的には本人に立証責任があるのでないむずかしいことは、やはり問題があるのでないか。これについて整備して、

〔委員長退席、竹内(黎)委員長代理着席〕

それによつて労災指定医の方が診断される場合、も、それらのポイントについて医証を明確にされ前のように本人に課することは非常にむずかしいのじやないか。むしろ立証責任は相手方のほうが公傷でない、公務上の疾病でない、ということが証明できない限りにおいては認定すべきではないか、ということが一つと、もう一つは、さつきから何度も言つてますが、一年半も二年も三年もかかりますと、生活上問題があるわけですよ。生活扶助を受けながら労災認定の申請をして、一生懸命そのため没頭するというようなことを考えた場合に、できにくい要件というものがたくさんあるわけです。もちろん認定されれば週返して給付を受けますから解決するわけですね。しかし認定されるかされぬかわからぬといつた場合に、本人にたいへん経済的に過重になると、つづきましても、その後の医学の進歩あるいは社会的な諸事情の変化によって逐次再検討して、常に合理的な認定基準をつくっていく、こういうふうにいつとめております。

○渡邊(健)政府委員 確かに今後職業病などで非常にむずかしい疾病がたくさん出てくるということは考えられるわけでござりますが、たとえば午前中も議論になりました肺ガンといつたような場合に、職務になられる方もあり、おやめになつてから肺ガンが出られた方もある。そういう場合にこれは職業病でないという説明をしない限り、これは職業病でないといつたような場合があると思います。これにつきましては、私はできるだけ早く認定をするようにつとめておられるところでございまして、これについてはともかく迅速に判断する、これが第一であろうと思います。私ども地方に対しましても、非常にむずかしい問題のときには、いつまでも出先であたためておきましていろいろな専門家もおりますし、またいろいろな外部の専門家とも本省のほうは連絡のとりやすい場にございますので、そういうところによって早く認定をする、こういうようないたいと考へて、地方において、ただいたずらに自らのところであたためておかないと、いう方法をとつても非常にむずかしいのであります。

○村山(富)委員 それはけつこうですけれども、しかしさつきから何回も言つていますように、現実にはそういう事例がたくさんあるのです。私が承知している範囲でも、これは被災された当人がらしますと、経済的な圧迫もある、社会的な圧迫もある。しかも、からだは健康でないわけですかね、その本人の立場を考えた場合に、たいへん大きな問題があるわけです。したがつて、これは労働者の基本的な権利を守るという前提からするならば、本人がその間の権利なんというものは——さつきも言いましたけれども、やめなければならぬようになつてやめていく。やめたあとで認定を受けたつて、そこで働く権利はなくなつているわけです。そういう事例もあるわけです。したがつて、このように思つて、私はたゞさうして、それによつて御本人が出されたものが不十分である場合に、こういう症状でこういう場合には業務上であるといふようなことを周知いたします。それによつて御本人が周知をし、労使の方にも周知して、こういう状況でこういう場合には業務上であるとささらに職業で専門家の鑑定を仰ぐといったようなことによつて処置をいたしておるわけでございまして、御本人が周知をいたしておるわけですが、こういう新しい職業病について整備していく、こういうことが新しい疾病に対しては最も有効である、かように考へるわけでござります。

○加藤国務大臣 いまの応答を聞いておりまして、これはもう無理からぬところがありますので、数年もかかるようになります。そうすると、せつかくある制度で教えないという場合もあり得るわけですよ。大臣、その点についてはどうですか。

○村山(富)委員 ここで押し問答をしていてもなかなか結論が出てないと思いますから、これから的是非とも地元の専門家もおりますし、またいろいろな問題を通して考へた場合に、一生懸命いろいろな専門家とも本省のほうは連絡のとりやすい場にございますので、そういうところによって早く認定をする、こういうようないたいと考へて、地方において、ただいたずらに自らのところであたためておかないと、いう方法をとつ検討してもらいたいと思います。

それからもう一つ申し上げますが、これは大分

県の日田市の石材業者の事業場で白ろう病が発生しているわけです。これは業者のほうが積極的に、久留米医大なんかの先生を呼んで集団検診をしたわけです。いま工員が三百名くらいおりますけれども、その三百名の中で、すでに入院を必要とする、早く入院しなさいと診断された患者が二十四名あるわけですよ。これはおそらく監督署も調査を行っていると思いますから、その調査の結果がどういうふうになつてあるか、もしわかれれば知らせていただきたい。

○渡邊(健)政府委員 本年二月に、先生御指摘の日田の石材業において白ろう病があるということです、久留米大学の環境衛生学教室による集団検診が行なわれまして、そのうちの五十八名については三月中に精密検診が実施されたわけでござります。もちろんこの費用は事業主の負担で行なつておるわけございます。基準局におきましても、さあそくそれについてはその業界に対しまして、いわゆるチエーンソーによる白ろう病の振動障害防止対策に準拠いたしまして、このチッピングハンマーによる振動障害の予防の対策要綱を定めまして、指導を進めておるところでございます。

なお、本年六月末にそのうちの二十二名の方について職業病の認定の申請が出されておりますので、これについては、いま急速に検討をいたしておりますところでございまして、すみやかに結論を出しまして万全の処置を講じたいと思っております。

○村山(富)委員 私がいろいろ聞きますと、昭和三十六、七年ごろ、徳島の黒紙製材というところでやはり同じチッピングハンマーを使ってそういう病気が起こる可能性がある——当時、白ろう病と同じようなチッピングハンマーをいま私たちを使つておるわけです。そして新しい患者が出ていましたね。こういう経緯を見ますと、もしそ

ういう、たとえばチエーンソーとかチッピングハンマーなんかを使うことによつて白ろう病が起つてくるということが考えられるならば、やはり規制をして、その使用時間を制限するとかいうようなことを直ちにやるべきではないか。もうすでに十年も前に起つておるのと同じような事例がまた起つてくるということについては、これはやはり監督行政上問題があるのでないかと思うのですが、その点はどうですか。

○渡邊(健)政府委員 お尋ねの徳島県の事案につきましては、きのう先生からそういうお話をございまして至急調べさせておるのですが、私どもの調べた限りでは、そういう事例があつたといふことは全く記憶等もございませんので、そういうことがあつたかどうか、ちょっとわからないわけですが、ただ白ろう病の場合等につきましては、先生御承知のとおり、チエーンソー等によります振動障害がかなり出ておることに応じてございますが、ただ白ろう病の場合等につきましては、先生御承知のとおり、チエーンソー等によります振動障害がかなり出ておることに応じて、四十五年以来、予防対策の通達を出しまして、一日二時間以内、それも継続してチエーンソー作業をやらないように、あるいはチエーンソーについても防振装置をつける等、できるだけ振動の少ない機械を用いる、あるいはそれについては健康診断を六ヶ月に一回はやりなさいといふような、いろいろな予防のための処置を通達いたしましたして、指導をつとめておるところでございまして、さつきも多賀谷さんが言われておられますけれども、いまの基準監督署の人員ではどう考へたつて無理ですよ。それは、局長は督撃してスマーズやらせますとか迅速にやらせますとか言いますけれども、この一つの事例を考えてみます。ここではさつきも多賀谷さんが言われておられますけれども、いまの基準監督署の問題では、たしかに何らかの問題なんかも出ておりましたけれども、保育所の問題やらこういう石材所の問題やら何やら考えた場合に、しかも申請があつた場合に、その申請の取り扱いをでけるだけ本人にかかるべきは監督署がちゃんと始末をしてやるというならば、びしょとやるならば、もう少し本格的にやるような体制をつくる必要がある。いまの人員ではどんなにうまくことと言つても無理ですよ。

これが、ここだけのことであるのかもし他に同様な業務があり、同様な事例があるようならば、日田については大分の基準局が予防対策要綱をつくってチエーンソーに準じて指導いたしております。

○村山(富)委員 あなたのはうから徳島にこういふ事例はないというふうに聞きましたので、私がおられたのですよ。そうしたら、ないのではなくて、ちゃんと石井所もあるわけですね。電話をかけて聞いたのです。そうしたら、三十七年ごろそういう事例があって、そして機械を改善して、もうかるばかりか、ますますふえつてあるわけでございました。そして勤務時間なんかも規制して起こる事例がまた起つてくるわけですね。それでおりますと言つておるわけですよ。少なくとも十年近く前にあつたような事例があるわけですね。したがつて、そういう事例があつたら、同じような機械を使っておる事業所を調査して、それが大事ではないかと思うのです。そうでないと、いう病気が起つたらそこへ行って規制する、あとは何もない、また起つて、こういうことが繰り返されたのでは、ほんとうの意味で基準監督行政といふものがうまくいっているとは思われないのであります。したがつて、そういう事例があつたら、同じ官その他の職員、まだまだできるだけその整備をしまして、現在の人員で決して十分であると考えておるものではございません。私どもいたしまして、私どもそういうことに対する体制といつたとしておるところでございますが、必ずしもそれはからなければならぬと考えておるのでございまして、毎年予算要求の際には相当人員増を要求いたしておるところでございますが、必ずしもそれはからなければならぬと考えておるのでございまして、先ほど多賀谷委員にお答えいたしました、労災の通勤途上以外の分につきましては、官その他の職員、まだまだできるだけその整備をしまして、現在の人員で決して十分であると考えておるものではございません。私どもいたしまして、監督官はもとより安全専門官、衛生専門官その他の職員、まだまだできるだけその整備をしまして、現在の人員で決して十分であると考えておるものではございません。私どもいたしまして、監督官はもとより安全専門官、衛生専門官その他の職員、まだまだできるだけその整備を

ちゃんと石井所もあるわけですね。電話をかけて聞いたのです。そうしたら、三十七年ごろそういう事例があつて、そして機械を改善して、もうかるばかりか、ますますふえつてあるわけでございました。そして勤務時間なんかも規制して起つて、今後も十年近く前にあつたような事例があるわけですね。したがつて、同じような機械を使っておる事業所を調査して、それが大事ではないかと思うのです。それでないと、いう病気が起つたらそこへ行って規制する、あとは何もない、また起つて、こういうことが繰り返されたのでは、ほんとうの意味で基準監督行政といふものがうまくいっているとは思われないのであります。したがつて、そういう事例があつたら、同じ官その他の職員、まだまだできるだけその整備をしまして、現在の人員で決して十分であると考えておるものではございません。私どもいたしまして、私どもそういうことに対する体制といつたとしておるところでございますが、必ずしもそれはからなければならぬと考えておるのでございまして、毎年予算要求の際には相当人員増を要求いたしておるところでございますが、必ずしもそれはからなければならぬと考えておるのでございまして、先ほど多賀谷委員にお答えいたしました、労災の通勤途上以外の分につきましては、官その他の職員、まだまだできるだけその整備をしまして、現在の人員で決して十分であると考えておるものではございません。私どもいたしまして、監督官はもとより安全専門官、衛生専門官その他の職員、まだまだできるだけその整備を

○渡邊(健)政府委員 おつじやるとおり、基準行政がしなければならない仕事は非常に多方面であるばかりか、ますますふえつてあるわけでございました。そして勤務時間なんかも規制して起つて、今後も十年近く前にあつたような事例があるわけですね。したがつて、同じような機械を使っておる事業所を調査して、それが大事ではないかと思うのです。それでないと、いう病気が起つたらそこへ行って規制する、あとは何もない、また起つて、こういうことが繰り返されたのでは、ほんとうの意味で基準監督行政といふものがうまくいっているとは思われないのであります。したがつて、そういう事例があつたら、同じ官その他の職員、まだまだできるだけその整備をしまして、現在の人員で決して十分であると考えておるものではございません。私どもいたしまして、監督官はもとより安全専門官、衛生専門官その他の職員、まだまだできるだけその整備を

○村山(富)委員 もう時間もだいぶたちましたので、最後に総括的に申し上げたいと思うのですが、さつき申し上げました今度の通勤途上災害の一部自己負担の問題ですね。二百円の問題とか、あるいは待機期間中の三日間の問題とか、そういういふ事例はないというふうに聞きましたので、私がおられたのですよ。そうしたら、ないのではなくて、ちゃんと石井所もあるわけですね。たとえば休業補

償なんかも六〇%でしょう。これはもう諸外国の例を見ましても、はるかに六〇%をオーバーしていますよ。しかも実態から判断いたしますと、労働協約なんかで六〇%をこして一〇〇%の休業補償をしておるところがあるわけです。したがって、この労災補償法で位置づけられておる六〇%という額はきわめて実情にそぐわないものになつておるわけですね。こういう問題についてはどういうふうにお考えですか。

○加藤国務大臣 休業補償給付の六〇%の問題であります。これは從来から労働基準法、健康保険法、失業保険法の関係諸制度を給付率の基礎として算定いたしました。ILOの百二十

一号条約でも、いまの役所の考えではそう水準に達しておらぬとは思つておらぬのでありますけれども、最近給付率全般の問題を改定せよというような議論も出ておりますし、この問題につきまして、全般の問題を——私は必ずしも懇談会や審議会を尊重するほうのあれではありませんが、労働省がやつたらいいと思うのでありますけれども、いま労災保険基本問題懇談会というものをつくりてここで検討させております。ただ検討するといふことでなくて、前向きでやつてくれ、こういうふうに奮励しておりますので、この六〇%の休業補償給付の問題について、この一環として至急これが成案を得るよう、そしてこれが改善をはかるように対処いたしたい、こういう所存であります。

○村山(富)委員 ILO百二十一号条約、これは最低の基準ですから、やはりこれを乗り越えていく努力をしていく必要があると思うのです。

そこで、これは時間もありませんから一緒に聞きますが、六〇%という率は低いといふうに判断をされるかどうかといふことが一点。もう一つは、給付基礎日額が千円です。かりに千円の日額でもつて計算された場合に、六〇%で六百円でしょ。六百円で現状に合うかどうかといふことを判断した場合に、こういう給付基礎日額というものは毎年毎年変えていつてもいいのじや

ないか。これだけ物価変動が激しくて賃金の変動が激しいときに、そのままやつていくということは実情にそぐわないいろいろな問題があるのじやりますか。

○渡邊(健)政府委員 現行の六〇%の問題は、ただいま大臣もお答え申し上げましたように、基準額の千円の問題についてどういうふうに判断しておられますか。

これは最低の基準でございますから、これだけ経済力のつきました日本といたしまして、業務災害にかかるれた方々の補償は少しでも手厚くしてあげるように努力すべきことはもう申すまでもないことでございまして、私どもそういう意味におきまして、給付改善という観点から、大臣も申し上げました労災保険審議会への全面検討の諸問題をいたしておるわけでございますので、そういう改善の方向で今後検討いたしたい、かように考えておられます。

それから最低給付基礎日額、これは四十七年度改定いたしまして千円にいたしたわけでございますが、これはその後の最低賃金の動向、あるいは賃金水準の一般の動向、あるいは失業保険その他のそういうようないろいろな関連、諸費用との関連で、これはもちろん逐次改定していくべきものと考えておりますので、現行の千円につきましても今後前向きにもう一回検討してみたい、かように考えております。

○村山(富)委員 最後に大臣からその決意のほどを聞きたいと思います。

さつきかられる申し上げておりますように、いまの監督者あるいは基準局の陣容から申し上げますと、どうぞ見つけてからなわをなうような場合に、いまの基準法や労災法には時代にそぐわない低い部分が多くある。そういう部分に対して今後取り組む大臣の決意というものを最後に聞きたいと思います。

○加藤国務大臣 もう御指摘のとおりで、私も感です。役所が必ずしも怠慢であるというわけではありませんし、一生懸命やつておりますが、しかしなお一そら労働者の立場になつて懇切丁寧にやれ——先般も県の責任者数十人を呼びまして、よく私から指示なり訓示をいたしました。

日本の経済が成長して労使の関係が大いに変転しているが、どうも法規その他のこれに伴わない

が起らないように未然に防止するという予防対策を十分にしてもらおう、それから新しい職業病が起らないように職場環境の整備をさせる必要がある、同時に労働条件の改善もはかる必要がある、こういう仕事もやはり持つておるわけでしょう。それが行き届かないと起る原因といふものもありはあるわけですから、しかもどこかで一ヵ所起つた、これと同じような事業場が全國にたくさんあるのですから、起るのではないかということを想定して、すみやかに規制をするなら規制をするで未然に防いでいく、こういう仕事もある。同時にまた災害が起つて申請があつた場合に、さつきから何べんも言つておりますように、被災者にたいへんな荷重がかかつていて、それは監督官がもつと親切丁寧に便宜をはかつてやる、あるいは手をかしてやるということも必要であるといったような業務をいろいろ考えた場合に、いまの陣容ではほどだい無理な話だ。したがつて、もっと大幅に人員をふやす必要がある。人員をふやすのは、人件費にかえられない大きな社会的プラス面があると思うのです。そういう意味で、いまの監督行政の充実について大臣はどう考えているかということが一つと、もう一つは、さつき申しましたように六〇%問題やら、あるいは給付日額の問題やら、あるいは今度改善されました通勤途上の問題やら、あるいは今度改善されました場合に、いまの基準法や労災法には時代にそぐわない低い部分が多くある。そういう部分に対して今後取り組む大臣の決意というものを最後に聞きたいと思います。

○加藤国務大臣 もう御指摘のとおりで、私も感です。役所が必ずしも怠慢であるというわけではありませんし、一生懸命やつておりますが、しかしなお一そら労働者の立場になつて懇切丁寧にやれ——先般も県の責任者数十人を呼びまして、よく私から指示なり訓示をいたしました。

日本の経済が成長して労使の関係が大いに変転しているが、どうも法規その他のこれに伴わない

その他あらゆる法律は、改正すべきは前向きにすむ、ILOの批准の問題もどんどん前向きにしたい、こういかないかたい決意であります。

最後に、これに対処するには、やはり親切といつても人が足らなかつたら困る。これはほんとうにありがたいことばで、私も四十九年度の予算に対しましては重大な決意と重大な熱意をもつてこれが改善を推進したいというかたい決意で、御趣旨のとおり進みたいと思います。どうもありがとうございました。

○村山(富)委員 では終わります。

○竹内(黎)委員長代理 坂口力君。

○坂口委員 先ほどからいろいろ御審議がありましたが、おきましたけれども、去る二月二十七日のこの委員会におきましたけれども、保母さん、それから看護婦さん等の頸肩腕症候群あるいは腰痛症の問題を質問させていただきました。そのときには、腰痛症につきましてもすでに労災等の対象になつて、しかしながら頸肩腕症候群についてはまだそこまでいっていませんでした。そのときには、腰痛症につきましてはすでに労災等の対象になつて、しかしながら頸肩腕症候群についてまだそこまでいっていませんでした。この保母さんあたりにそういうふうになつておられるかということからまたお聞きをしたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 頸肩腕症候群につきましては、昭和四十四年に専門家の御意見をちょうだいいたしまして認定基準を作成いたしておりますが、その認定基準は、キーパンチャーやレジスターなど、いわゆる手指作業に従事している方に付けての認定基準でございまして、保母さんといつての手指作業以外の方についてまでカバーするような手指作業の方には、頸肩腕症候群がかなり出ているのではないかという御指摘もございました。そこで先般の社労委員会におきましたが、その認定基準は、

近、手指作業以外の方にも頸肩腕症候群がかなり出ているのではないかという御指摘もございました。そこでこれらの問題については早急に検討したいと申し上げたわけですが、その後頸

肩腕症候群の業務上外の認定基準の検討についての専門家会議というのを三月の二十九日に設置をいたしまして、慶應大学の先生あるいは大阪市立大学の先生あるいは労働科学研究所の専門家の方あるいは労災病院の部長あるいは労働サービスセンター所長といったような専門家の方々に委員になつていただきまして、現在それら手指作業以外の方についての類肩腕症候群の問題も含めて認定基準の再検討に着手していただいているところでございます。

○坂口委員 そういたしますと、スタートしていただいたわけでございますが、大体どのくらいのスケジュールで結論をお出しにいただく予定でござりますか。

○渡邊(健)政府委員 おそらくも年内と思つておりますが、できるだけ早く、できれば秋くらいにでも結論を出していただくよう取り急いで検討を進めたいと存じております。

○坂口委員 その点はひとつよろしくお願ひいたします。

それから、きょう午前中にも多賀谷先生のはうから、いろいろこまかに問題につきまして御意見が出ておりました。私も一、二だけ聞かせていただきたいと思いますが、たとえば通勤途中で交通事故等でけがをいたします。そのときのがはさほどでなかつたが、半年なり一年あとになつて、たとえば腰痛症だとかあるいはむち打ち症だとかいうような症状が出てきたような場合、これはやはり医学的な因果関係さえはつきりすれば取り上げられるということです。

○渡邊(健)政府委員 御説のとおりでございまして、そのとき直ちに発生しないものであります。出張の場合には、いつも通勤しておる、いわ

ゆる会社と住まいとの間のいつも行き来をしておる場所ではないわけで、その日その日によって行き先の違う人がございます。その場合に、いわゆる任務は現地で終わりと、もうような考え方のことながございます。たとえばどこかへ出張いたしました。そこで話が済めば、あるいは仕事が済めば、その終わった時点で出張はもう終わり、そこからあとは出張の時間に入らないというような制度になつておるところがあるやに聞くのですけれども、これは出張から帰りのときでもこの法律の中に入りますか。

○渡邊(健)政府委員 出張中は、これは会社の業務と全般的に見られておりますので、出張中は、これは通勤と、いうことはなしに業務上ということがになるわけでございますが、これは、会社に戻らなければ、会社に戻らざるまますぐ家へ帰つていい場合には自宅に戻らざるまでが出張ということに相なるわけでござります。

○坂口委員 現地で仕事を終わつて、それからあとも出張の範囲に入るのであれば、これは問題ないわけですが、そうじやなしに、現地で仕事を終わつたその時点で出張といふ考え方もあるわけですが、そういうふうに、現地で仕事が終ったときに、日赤等ではそういう考え方をしていていたように私は記憶いたしております。現に私が日本赤におりましたときに、日赤等ではそういう年金額は、平均いたしまして一人四十五万八千六百八十一円、そくなつております。

○坂口委員 年間ですか。

○渡邊(健)政府委員 はい。

○坂口委員 私のはうで調べたものを見ますと、平均年齢四十一・七歳ということになつておるわけです。一人の労災補償、月額でござりますけれども、平均しまして三万一千円という数字が出ておりますので、これは私の場合は数字がちよつと違うのですが、いずれにいたしましても若い年齢層の人には比較的多い。それから月額三万円、これが一応四万円であったとしたとしても生活のできる額ではないと思うわけです。

これは労働省の婦人少年局で四十六年三月に脊髄損傷者に対する実態調査をおやりになつておるところではなしに、大阪へ出かけるということ自身が業務命令に基づくものでござりますから、会議が終わりまして、一たん会社に寄るべきものであれば会社に帰るまで、会社に寄らず出張先から自宅に帰つていい場合でござりますと自宅に帰る

までが出張ということで、業務上になるわけでござります。

○坂口委員 ありがとうございます。それはそれでけつこうでござります。

その次は脊髄損傷の方ですね。最近労働災害がふえるに従いまして脊髄損傷の方が非常にふえてきたわけでございますが、脊髄損傷者というのは労働能力が一〇〇%喪失するわけでござりますし、再び職場へ帰るということの困難な人も多いわけです。現在どのくらいの年齢の人が脊髄損傷者には多いのか、あるいはまた、こういう人たちが労災補償として月額どのくらいもらっているのか、そちらでわかりますか。

○渡邊(健)政府委員 年齢のはうは、これはいろいろな年齢に分布しておると存じますのでちょっとわかりません。

しかし脊損で年金を受けている人がどのくらい受けているかという数字につきましては、四十六年度の新規裁定の数字でござりますので二年ほど前でちょっと古いのですが、脊損患者の年金額は、平均いたしまして一人四十五万八千六百八十一円、そくなつております。

○坂口委員 年間ですか。

○渡邊(健)政府委員 はい。

○坂口委員 私のはうで調べたものを見ますと、年齢四十一・七歳ということになつておるわけです。一人の労災補償、月額でござりますけれども、平均しまして三万一千円という数字が出ておりますので、これは私の場合は数字がちよつと違うのですが、いずれにいたしましても若い年齢層の人には比較的多い。それから月額三万円、これが一応四万円であったとしたとしても生活のできる額ではないと思うわけです。

これは労働省の婦人少年局で四十六年三月に脊髄損傷者に対する実態調査をおやりになつておるところではなしに、大阪へ出かけるということ自身が業務命令に基づくものでござりますから、会議が終わりまして、一たん会社に寄るべきものであれば会社に帰るまで、会社に寄らず出張先から自宅に帰つていい場合でござりますと自宅に帰る

三割は御主人が寝たきりのために、働きにはいきたいんだけれども奥さんは仕事に出られないで、泣く泣くわずかな月額三万一千円ぐらいで生活をしなければならない。四四・九%の家庭が子供の学業を断たねばならぬ。七五%の人がほんとうに生生活困窮者になつていて、こういう実態が報告をされております。

こういうことを思ひますと、現在の体制ではいかんともしがたい。特に最近のように物価高になつてしまいまつたらなおさらのこと。これはいかないのじゃないか。この点も今後改正の何かスケジュール等はございませんでしようか、お伺いします。

○渡邊(健)政府委員 婦人少年局が調査いたしました四十四年の調査は、私どもも十分承知をいたしております。なお、当時の額につきましては、その後賃金の上昇もござりますし、年金等についでもスライドもかかつておりますので向上升はいたしております。それから、年金額等につきましても、四十五年に給付改善をいたしておりますので、当時はよくなつておるとは存じますが、それでも、それにいたしましてもやはり相当数の方が、家族の方も働くなければ生活ができないという状況にあることは、今日においても同様であると推察をされるのでござります。

なお、脊髄損傷といつてもいろいろな程度がございまして、家で寝たきりというのは、おそらくもう症状が固定して病院から退院された方であろうと思います。そういう方で特に重い方は大体一級ないし三級といふことになつておりますが、一級といふような重い方、家族の介護を要するような方は、それらの点も含めて年金も高くなつておるわけでございまして、たとえて言いますと、昭和四十六年の裁定のことで申しますと、障害年金のほうで、一級の方の平均は年額五十六万円、三級の方ですと四十四万円といふことでやはり家族の介護を要するような方は年金額自身が多くはなつておるわけでござります。

それにいたしましても、この程度ではどうで

生活上非常に苦しいことはわれわれも推察できるわけでございます。これらの給付の改善につきましては、先ほど労働大臣からも村山委員にお答えがございましたように、ことしの一月に労災保険全般の再検討をする必要があるというふうに考えまして、労災保険審議会にその御検討をお願いいたしましたわけでございます。同審議会におきましては、労災基本問題懇談会といふものを設けて目下銳意検討を続けられておるわけでございます。私もといたしましては、できるだけ早く同審議会から結論を出していただきまして、結論が出来ましたならばそれを尊重して、給付の改善をはかつてまいりたい。その中にはこれらの育児等の長期傷病者の方の補償の問題、あるいは症状が固定された方の障害年金の問題も含めて、給付の改善について、審議会の御結論を待つて対処いたしたいかようになります。

○加藤国務大臣 この問題は重要な問題があるよう

でございますから私からお答えいたしますが、

いま政府委員から話があつたように、各方面から

全般について給付の問題を改善してくれ、こうい

う声がありますので、これはただ審議会にはかっ

ただけでなく、労働省自体といたしましても前向

きでこれが改善に進みたい、でき得べくんば今秋

までに案を得ていろいろの決意をいたしたいとい

う前向きの姿勢で、これは本腰でやっております。

○坂口委員 ゼひ給付の改善に取り組んでいただきたいと思います。

次に、従来から労災保険法の適用労働者の業務災害につきましては、年金制度によりまして必要

な期間必要な給付が行なわれているのに対しまし

て、労働基準法のみの適用労働者については一時

金のみによる保護が行なわれているという不均衡

があつたわけでございます。今回労災保険で通勤災害に関する保護が行なわれることになるわけであります。この労災保険では、従来から原則と

してすべての事業所の労働者に適用するたてまえ

になつておりますけれども、けさからお話をございましたが、五人未満の零細企業なんかにつき

ましてもは任意加入ということになつておるわけでございます。

○渡邊(健)政府委員 先生御指摘の通り、現在

なお五人未満の商業、サービス業などが労災保険

の強制適用外になつておるのであります。したが

いまして、もちろん任意適用を受けておられる方

も幾らかはござりますけれども、それらの方大部

分が労災保険の適用ではなくしに基準法だけの適用

になつておるわけでございまして、労災保険の適

用を受けておられる方との間にかなりのギャップ

があつらうと思ひます。これにつきましては、その

ギャップをなくするにはやはり本來的にはすみや

かに労災保険の全面適用を実施することが必要

だ、かようになりますのでござります。そな

いう意味で、暫定的な任意適用事業は逐次少なく

していくところで、四十七年度も製造業、運

輸業法の一部につきましては従来暫定適用であつ

たものを強制適用に入れるということで、強制適

用の範囲を拡大いたしておるわけでございます。

零細企業が企業としては非常に数が多くございま

すので、事務的な処理能力からもなかなか一挙に

はまいませんけれども、私もすみやかに適用

範囲の拡大をはかつて、一日も早く全面適用を実

現したい、かようなことで努力をいたしております

ところでございます。

○坂口委員 今後のスケジュールとしましては、

「竹内(黎)委員長代理退席、委員長着席」

労働者の方としてはどちらでも選択によりまして

給付を受けることができますし、結果としてはど

ちらを先に受けられましても受ける内容につきま

して損得がないようになつておるわけでございま

す。

○坂口委員 ちょっと労働省の範囲からはずれる

かもしれません、医療費のことです。この自賠の場合は自由診療、それから健保等の場合には

一点が十円、それから労災の場合には一点が十一

円五十銭ですか十二円ですか、こういうふうに多

少しばらはらになつておりますけれども、これは通

勤途上災害の場合には労災と同じということだと

思ひますが、この点は今後の問題としてはいかが

でございますか、何か一本化していかれるような

用意がござりますか。

○渡邊(健)政府委員 先生も御承知のように、労

災保険も昔は慣行料金ということであったわけで

ござりますが、そうなりますとそれぞれの地域地

域ではらばらでございまして、いろいろその辺の

トラブルが起きましたので、漸次その辺の調整を

はかつてまいりまして、最近では点数は主として

健保の点数に準ずる、ただし労災の特有な問題、

それが非常に多いと思われますので、先生御指摘の

ように、労災保険による通勤災害保護の制度と自

然保険とが競合する場合が非常に多くなると思

うのです。両保険の給付の関係は今後どのように

なるのか、これをひとつ御説明いただきたい。

○渡邊(健)政府委員 通勤災害は自動車による事

故が非常に多いと思われますので、先生御指摘の

ように法律では調整規定が設けられておりまして、労

災保険が先に給付をいたしますと、自賠保険に対

して自賠保険の限度内におきまして労災保険から

求償をして、それで労災保険が自賠保険からその

分だけをいたぐ、それから自賠保険に先に労働

者が請求をされた場合につきましては、自賠保険から給付をなされた範囲で労災保険は給付しなく

てもいい、こういうような調整規定を設けておる

わけでございます。

○坂口委員 ちよつと労働省の範囲からはずれる

かもしれません、医療費のことです。この自賠の

場合には自由診療、それから健保等の場合には

一点が十円、それから労災の場合には一点が十一

円五十銭ですか十二円ですか、こういうふうに多

少しばらはらになつておりますけれども、これは通

勤途上災害の場合には労災と同じことだと

思つております。いまのところ労災としましては、

きた関係もございまして、御指摘のような問題は

確かにあるかと思ひますが、いま直ちにそういう

問題に手をつけることはなかなか困難であろうと

思つております。いまのところ労災としましては、

労災の中で昔からの慣行料金の残存がございま

してお伺いしたいわけでござりますが、通勤災害の

うちの多くのものは自動車事故だらうと思うわけ

でござります。このような場合に、自賠保険の給

付と労災保険の給付とが競合する場合があると思

うのです。両保険の給付の関係は今後どのように

なるのか、これをひとつ御説明いただきたい。

○渡邊(健)政府委員 それはひとつよろしくお

願いいたします。

○坂口委員 このほかの、健保とたとえば労災と

いま同じにする、そういうふうなことについては、それぞれの歴史もあるでしようから、一足飛びにはいきがたいと思いますが、たとえば労災の内部で私立の場合には十二円、官公立の場合には十一円五十銭という同じ中での差、これは一つにまとめてみることができるのではないかでしょうか。

○渡邊(健)政府委員 先生御承知のように、健保の場合には、それに基づく医療収入については非課税が相当大幅に認められておるわけでございますが、労災については健保並みの非課税がない、そういう問題がございまして、民間の医療機関でもいろいろ課税の問題があるわけでございます。そこで、課税がある民間の医療機関と課税がない官公立の医療機関といったような問題もあって、現在十一円五十銭と十二円というふうに官公立の医療機関と民間の医療機関と分けておるわけでございますが、これらについては今後それぞれの医療機関でいろいろ御意見がござりますので、十分それらとお話し合いを進めながら合理的な形に持つていいかと思っております。

○坂口委員 わかりました。先ほどもI-L-Oの問題が出ておりましたけれども、わが国のI-L-O条約批准の現状から見まして、今後もこの批准をさらに促進していくべきだというふうに思いますが、特に百二十一号、業務災害の場合における給付に関する条約ですね。今回の通勤災害保護制度を内容とする法案が成立した暁には、これはすみやかに批准すべきものと考えますけれども、労働大臣、この点いかがでござりますでしょうか。

○加藤国務大臣 当然この問題も、改正案が通りましたら批准する方針でございます。

○坂口委員 一応、批准をされるというふうに理解さしてもらつてよろしゅうございますね。

○加藤国務大臣 そうです。

○坂口委員 それは、今までこれが、批准が非常におくれていたのは、やはり今回のこれができなかつたからですか。

○渡邊(健)政府委員 現在の労災の給付水準は一般的には百二十一号条約の水準を満たしておる

かように考えております。この百二十一号条約では業務上災害の定義の中に通勤途上災害を業務上とみなす条件を含むというような規定がございまして、従来われわれといたしましては、会社の専用の通勤バスによる通勤中の事故、それから緊急呼び出しによって就業場所におもむく途中の事故だけを通勤の場合は業務上といたしておりまして、それは明確でございましたが、大部分のものが通勤につきましては業務上の扱いをいたしております。そこであつたとしてこれでいいのかどうかと申しますと、はたしてこれでいいのかどうかともいう点も疑義があつたわけでございますが、今回この通勤災害保護制度を設けることによりまして、I-L-O百二十一号条約の七条の二号のほうで、他の社会保険制度等によつてこの条約に沿うようなら給付がされる場合には、通勤災害を必ずしも業務上にならぬものと見なしておられるのです。それで、I-L-O百二十一号条約に適合するものと私ども考えておりますので、その暁には批准とし、このことについて検討をするつもりであります。

○坂口委員 最後に、この労災保険の給付水準の問題でありますけれども、給付の基礎日額の問題ですが、現在、給付基礎日額といいますのは労働基準法の平均賃金に相当する額とされております。

○渡邊(健)政府委員 御指摘のように、現在の労災の給付基礎日額は基準法の平均賃金に準拠いたしておるわけでございまして、基準法の平均賃金と

同じにしておくことがいいかどうか、あるいはさらに平均賃金自身にいたしましても、三ヶ月と一年でなくとも長期間をとるべきかどうかといふ問題があるところでございまして、ボーナスを含めるかいなかどうかと申しますと、企業の中でできるだけ災害の件数を減らそうと申しますか、押えておこうといふ傾向があります。大部分のいわゆる常用的な人にはボーナスというものはかなりございますが、たとえば日雇いであるとか、あるいは季節労務者であるとか、そういう方にはボーナスという制度は必ずしも適用されておりませんので、そういうことの関係もございまして、いろいろの議論があるわけでございまして、この点などは先ほどお答え申し上げました。百二十一号条約に適合するものと私は考へておりますので、その暁には批准とし、このことについて検討をするつもりであります。

○坂口委員 最後に、この労災保険の給付水準の問題でありますけれども、給付の基礎日額の問題ですが、現在、給付基礎日額といいますのは労働基準法の平均賃金に相当する額とされております。

○坂口委員 もう一つ、この給付水準の問題で、今回の通勤災害にかかるこの給付というのを業務災害の給付水準に準ずることになつております。この準ずることになつてある業務災害の給付額、それをその期間の総日数で割った値、こうされておりますね。通常、ボーナスというのは算定の基礎には含まれていないわけでございますが、給付総額の中占めるボーナスのウェートといふのはかなり多いわけでございます。今後の問題は、この給付水準そのものについて、これはすみやかに検討をしていただく必要があるのではないかと思います。

○加藤国務大臣 当然のことです、災害が統計上出なかつたといつても実際はあつたということがあつたらたいへんなことでございますので、行政的につの点はよく御趣旨を体して、さように指導いたします。

○田川委員長 大橋敏雄君。
○大橋(敏)委員 私も関連をいたしまして若干質問をいたしたいと思つております。
生命が大事なこと、貴重なものであることは申しあげるまでもないわけでございますが、これは古いことわざといいますか、標語といいますか、健全なるからだには健全なる精神が宿るとかいい

けでございます。それが改善されなければ、通勤途上は業務災害と同じ給付ということになりますから、こちらの内容も同じく改善されるだけでございまして、現在はむしろ先生がいま御指摘になりました業務災害そのものの給付の内容のほうの検討を進めていただいておるわけでございます。

○坂口委員 最後に一言要望しておきたいことがあります。それは別にお答えをいただかなくていいでございます。

いろいろ災害が起つておりますが、ややもいたしまして、企業の中でできるだけ災害の件数を減らそうと申しますか、押えておこうといふ傾向がございます。減らすといいますと、件数を減らすように努力をする、これはいいことでございますが、そうでなしに、実際に起こりましたものを災害としてではなくしてはなしに、ほかの一般疾病として取り扱うというようなケースがあることを私知つておられますし、そういった問題が私のほうにも持ち込まれております。これはやはり災害は災害としてはっきりと数字を出していただきたいことが、今後災害を減らすということで一番重要なことだと思います。その点行政指導というような点で、特にそいつたことがないようになります。これは今後お願いをしておきたいと思います。

そういうことでござりますので、最後に大臣の所信をお聞きいたしまして、先輩委員にかわりたいと思います。

○加藤国務大臣 当然のことです、災害が統計上出なかつたといつても実際はあつたということがあつたらたいへんなことでございますので、行政的につの点はよく御趣旨を体して、さように指導いたします。

○渡邊(健)政府委員 いま労災保険審議会で全面的検討を願つておると申しますのは、これはまさしく上昇するまでもないわけでございますが、これは古いことわざといいますか、標語といいますか、健全なるからだには健全なる精神が宿るとかいい

ますけれども、その生命をささえている健康といふのは一切の根源であろうと私は思うのであります。ましてや労働者にとりまして、健康というものは言うならば資本である。したがいまして、からだ、その健康、それがいわば職業の内容によつてこわれる、害されるというようなことがあるとすれば、これは直ちに排除せねばならない。また、直ちに予防措置を講じてその影響を防ぐことが肝心であろうと思つてあります。万一、職業によってかかれた病気があるとするならば、これは国あるいは社会的な責任において、いち早く手当をし治療をしてあげて健康を取り戻す、これは最も大事なことではないかと思うのでござります。

実は、これから私がお尋ねすることは、事実の問題でありまして、むしろ事務的な問題ではなくて政治的な問題にならうかと思ひますので、大臣とお話し合いをしていくのが一番いいのではないかと思うのですけれども、わが党がかねてから問題にしてきましたのは、鉱山従業員にけい肺病患者がかなり発生しているということでございました。これに非常に関心を払いまして、九州におきましても、かつて三井串木野鉱山あるいは大口の鉱業所等について調査を行ないまして、それなりにいろいろ成果をあげまして、微力ながらけい肺病患者の救済の一助になってきたつもりでございます。

先般、と申しましても、ことしになりまして三月、四月、五月にわたりまして、鹿児島県の旧山ヶ野鉱山の調査をしたわけでございますが、ここに勤いていた人の調査でござりますけれども、大体鹿児島県の薩摩町、栗野町、横川町にその実情調査を進めたわけでございます。ところが、元従業員中に数多くのがい肺病の疑いがあることを突きとめたわけでございまして、その調査の概要を申し上げますならば、元従業員のがい肺病の疑いのある者が二百十三名、そして元従業員のがい肺病で死亡した者が百三十人というような実態がわかつたわけでございますけれども、これに対し

てほとんど教済の措置がとられていないかったといふところに問題があるのでござります。というの

は、同鉱山の関係で労災法の適用を受けた者はわずか十六名、その十六名中もう四名は死亡してい

る昭和二十二年以前につとめをやめていたといふ

とになっております。その実情を申し上げるなら

ば、その患者のうち八割以上は労災法が施行され

る鹿児島局が実施しました検診をお受けになつたと

いう報告を受けております。

○渡邊(健)政府委員 御指摘の方々はほとんど健

康診断をお受けになりました。報告を受けておるところでは、二百二十四名の方が、その六月中に

明党の公害対策調査団が派遣されました。その実態をつぶさに調査してまいりまして、事こまかに

ざいました。私はここに問題の中心を運んできました。その救済対策の要請を行なつてまいりました。

○渡邊(健)政府委員 先生御指摘の山ヶ野鉱山の元従業員にけい肺病患者と思われる方がたくさん出

が、たしかあのときに、具体的に健康診断等行な

いますということでありましたので、その後どの

よな対策をとられたか、具体的に御説明を願いたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 先生御指摘の山ヶ野鉱山の元従業員にけい肺病患者と思われる方がたくさん出

が、たしかあのときに、具体的に健康診断等行な

いますということでありましたので、その後どの

よな対策をとられたか、具体的に御説明を願いたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 先生御指摘の山ヶ野鉱山の元従業員にけい肺病患者と思われる方がたくさん出

が、たしかあのときに、具体的に健康診断等行な

いますということでありましたので、その後どの

よな対策をとられたか、具体的に御説明を願いたいと思います。

○大橋(敏)委員 先ほど申し上げましたように、

公明党が調査しただけでも二百十三名の名簿ができていたわけでございますが、そういう方々はほとんど健診はなされたのかどうか。

○大橋(敏)委員 御指摘の方々はほとんど健

康診断をお受けになりました。報告を受けておるところでは、二百二十四名の方が、その六月中に

鹿児島局が実施しました検診をお受けになつたと

いう報告を受けております。

○大橋(敏)委員 いま結果をまとめているといふ

ことでございますが、おそらくその中で、はたし

て、法の救いの手はないということで、患者はも

ちろん家族の方々の悩みは非常に深刻なものでございました。私はここに問題の中心を運んできました。五月の六日、七日、公

明党の公害対策調査団が派遣されました。その実態をつぶさに調査してまいりまして、事こまかに

ざいました。私はここに問題の中心を運んできました。五月の六日、七日、公

す。

○加藤国務大臣 御指摘のとおりであります。

もう少しこれら

の問題

とをいたします

ことに対しましては、よく出先機

関も反省しなければならぬ、こういう意味で、こ

の間県の責任者百人近くを呼んだときに、この問

題に私は触れまして、こういうことでは困る。

指摘があつてから手配するようでは同じことだか

ら、今後、かような問題に対しましても、親切に、

役所自体も反省をいたしておりますが、私もこの

点につきましては、まことに申しわけない、こう

いうことをおわびをする以外に道はないと思いま

す。

○大橋(敏)委員 政治のいわゆるあたたかい手が

差し伸べられるか伸べられないかということに

よつて、住民の幸、不幸が左右されているわけで

すね。私も現地に参りました非常に胸を打たれた

ことは、その山ヶ野鉱山といふのは、国の政策、

いわゆる国策によつて運営されていた、それに

よつて休業もさせられたといふような事業所で

あつたわけですね。そして、その金を振り出すた

めには、ハッパをかける。何発ハッパをかけたらハッパが終わりだから、すぐ中に入つて掘り出し

なさいといふような強力な指示があつて、ハッパ

の音が予定された数が鳴り終わるや終わらぬや同

時に穴の中に、突撃隊みたひなかつこうで飛び込

んでいく、もうもうたる中で作業をやつたとい

うのですね。これで病気にならないほうがあつしき

だといふわけですよ。そういうことで、非常にか

わいそうな状態で今日まで放置されてきたわけでござります。幸いに、今度労働省の手厚い、きび

しいといふますか、厳格な診断がなされました

で、相当数私は救済の線に浮かび上がつてくるで

あります。

わいそうな状態で今日まで放置されてきたわけでござります。幸いに、今度労働省の手厚い、きび

しいといふますか、厳格な診断がなされました

で、相当数私は救済の線に浮かび上がつてくるで

あります。

わいそうな状態で今日まで放置されてきたわけでござります。幸いに、今度労働省の手厚い、きび

しいといふますか、厳格な診断がなされました

で、相当数私は救済の線に浮かび上がつてくるで

あります。

わいそうな状態で今日まで放置されてきたわけでござります。幸いに、今度労働省の手厚い、きび

しいといふますか、厳格な診断がなされました

で、相当数私は救済の線に浮かび上がつてくるで

あります。

康診断はしたもの、それを認定する基準がきびしければ、これはまた何をかいわんやで、救済の実はあがらぬわけですね。

そこで、私は、ここで発表する前に、あるいは認定する前に、その認定基準をもう一回見直すべきではないだろうか、大きく緩和すべきではないか。大幅に緩和をして、そしてそういう方々を実質的に救済していくべきである、私はこのように思うのでございますが、従来の認定基準を見ますと、管理区分が一から四まであると思うのですけれども、その四の区分になつて初めて労災の対象になるわけですね。もうこの管理区分四なんといふのは、廃人同様だ、これはなくなつていく寸前だ、こうしたことなんですね。地元の皆さんが泣くように言つておりますけれども、倒れる前にえをくれ……。悲痛な叫びでございまして、管理区分四度になれば、もう助からぬのだ、そのときに認定されてみても何にもならない、ありがたいと思わない、こうしたことございます。そういうことで、私は、現在のいわゆる認定基準のあり方、これについて労働省の見解を承りたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 じん肺の診断の結果の管理区分につきましては、先生御承知のように、じん肺法という法律がございまして、そこで詳細に管理区分一、二、三、四という認定の基準が明確に規定されておるわけでございまして、法律上管理区分四のものが療養を要する段階である、こういふうに相なつておるわけでございまして、これは三十五年、法施行以来、全部のじん肺職場で働いている人に対しまして毎年、これによって検診をし、診断をいたしておりますところでございまして、昔は管理区分四になるとあぶないといふことが言われましたけれども、近ごろにおきましては、医学の進歩によりまして、管理区分四の方も治癒される方も多いでおるわけでございまして、われましたけれども、近ごろにおきましては、医学の進歩によりまして、管理区分四の方も治癒されますので、私どもいたしましては、現在はじん

肺についての診断結果の区分は、じん肺法の規定に基づいて、それでじん肺法の管理区分四といふことで、じん肺法上療養をするという人が、労災法上におきましても療養の対象者である、こういふことは、これは非常に先進的な立法だということです。現在じん肺の診査医会あるいはじん肺審議会等で検討にとりかかるべく準備中でござります。なお、昭和三十五年にじん肺法ができましたときは、これは非常に先進的な立法だということです。専門家の間でも高く評価された法律でござりますけれども、その後いろいろ医学面の進歩もございまして、特にこれについては、じん肺法そのものもさらに検討する必要があると考えておりますので、現在じん肺の診査医会あるいはじん肺審議会等で検討にとりかかるべく準備中でござります。

○大橋(敏)委員 管理区分四度でも最近は助かる方がかなり出てきたというお話をされますけれども、これは患者の立場になるとたまたまものじゃないと言ふのです。それはあなたのおっしゃるところも、現在じん肺法そのものがそういうふうになつて、いるからいたし方ないと、ええ、それまでですけれども、私はけい肺病患者はんとうに救済していくこうと思うならば、このじん肺法の本法から改正をしていくべきである、それが実は言いたいところなんです。それが一つ。

それからもう一つは、この鹿児島の山ヶ野鉱山関係者は、労災法の施行以前の方が多いわけです。かれらも、労災法の施行以前の方が多いわけですね。かりにその方がけい肺病にかかるといふのが、じん肺法の適用にならない、こうしたことなんですよ。先ほど二百十数名の関係者がいたと私は話しましたけれども、現在までいわゆる認定を受けているというのは、現在十四名ですね。ところは、施行以前にわざらつた方がほとんどだかうともうことです。ということは、もう救いようがないわけでしょう。ここに二つの問題があるわけですね。労災法が適用になる方については、じん肺法を適用されしていくけれども、そのじん肺法そのものがきびしいといふ問題と、労災法適用以前の労働者、この人についてはどうするかといふ問題があるわけですね。これはどうお考えになりますか。

○加藤国務大臣 この問題はほんとうにお氣の毒な谷間というか、関係で、この問題は前回の委員会でもいろいろ御質問がありまして、私から命じまして関係省と折衝いたしました。法律上は保険給付は困難ですが、また特にいまの鹿児島の問題は事業主は存在していないという関係で、事業主にもたれぬ。しかし、法律上、保険の施行前でありますので給付は受けられない、こういふ方に対しまして何とか救済の道、援助の道がないかというので各省と相談いたしまして、いまお答えいたしましたとおり何とかこれが救済の道を講じたい、こういふので、これが具体化しておりますので、最近はその数字などもまきりかかっておりますので、特に渡邊局長がその間に当たつておって各方面にも走り回りましたので、渡邊より詳説説明させます。

○渡邊(健)政府委員 労災法(後)に紛じん職場に就業歴がある方につきましては、現行のじん肺法の管理区分に従いまして療養を要するとされる方につきましては、これは労災法によつて保険の療養の給付がなされることになるわけでござります。しかし、労災法施行前の就業歴しかない方につきましては、一般的には従来、労災保険より給付を行なうことができませんでしたので、これまで、当時の事業主が現存する場合にはその事業主、あるいはその鉱業権等を承継した事業主がおられる場合にはその方に、所要の補償を行なうよう行政指導いたしましてそれでやつてもらつたわけでございましたが、この山ヶ野鉱山のようすでにそういう山が休廃止になつておる、当時の事業主がいないうといふ場合には、そういうものとの事業主によつて保護をはかるということでもできませんでしたので、そこでそういう方が労災法の施行前の就業のためにじん肺にかかるれて、現在療養を要すると、いう診断がありました方につきましては、労災保険の保険給付は不可能でござりますけれども、保険施設によりまして入院、通院を含めまして療養費の全額、それと若干の手当を支給するよろにいたしました。手当は入院の方につきましては月一万円、通

院の方につきましては三千円ないし四千円、これは通院日数によりまして、月に七日未満の方は三千円、七日以上通院の方は、四千円ということです。手当を支給するようになつたいということで、関係者とも検討を進めまして、大体そういうことで詰まつてきておりますので、最終的な決定次第すみやかにそらいう方々に対しましては、その処置によりまして所要の保護をはかつてまいりたいと考えておる次第でござります。

○大橋(敏)委員 労災保険施行以前の救済措置について具体的なお話を私はいま初めて聞きましたので、最近はその数字などもまきりかかっておつて各方面にも走り回りましたので、渡邊より詳説説明させます。

○渡邊(健)政府委員 もうごく近々のうちに決定いたしましたからすみやかに、直ちに実施するようになります。○大橋(敏)委員 もうごく近々のうちに決定いたしましたからすみやかに、直ちに実施するようになります。

○渡邊(健)政府委員 セっかくの善政でござりますので、もう少し身を深くしていただけませんか。いまの入院は一万円だ、通院は三千円だということでござりますけれども、現在の高物価、あるいは経済情勢からいきまして、もう少し支給すべきではないかという感じを持ちますので、もう一度検討を深められて、できることならばもう少し上乗せしていただきたいということを強く要望しております。

それで実は私どもが調査してまいりました二百十三名の中身を見てまいりますと、入院なさつている方が三名、病臥中が四十四名でございました。静養していらっしゃるのが二十三名、軽労働が五十三名、稼働、いわゆる働いていらっしゃる方が九十名、その働いていらっしゃる九十名の方も実はある程度自覚症状があるのでけれども、働くことができるを得ないと、いう立場でやむを得ず働いている方が多かったのです。ですから少なくとも入院中あるいは病臥中、静養、軽労働、合計しまして百二十三名、少なくともこういう方々はある程度の姿で手当が受けられるような措置をとつていただきたいのだ、いまの措置の中に何とか含まれていくようにならぬものだろうか、これも

強く希望する次策でございます。

しては、いま生きておる方で病気の療養を要するのだということで、特別に先ほど申し上げましたような措置を保険施設という方法によつて考へ出しましたわけでござりますけれども、なくなられた方々について今まで何らかの措置が可能かどうか、これは非常にむずかしい問題があると思ひますので、今後検討させていただきたいと思うわけでございます。

○大橋(敏)委員 (話題) 皆さんのはうから私の聞いていふと、おんぶにだっこみたいな話を聞えると思う、ますけれども、実際にじん肺の病氣で主人を若死にさせた、それでいまお後家さんでいぶん苦労してこられたという立場から見た場合は、そんな冷たいことを言わずに助けてくださいよ、これは当然の声だと思うのですね。

〔委員長退席、塩谷委員長代理着席〕

労働省としては、精一ぱいのことといまなさつてゐると思います。労災法の適用以前の従業員の皆さんを救済しようということをいま考えられたわけですから、非常に前進的な内容だと、私は高く評価いたしますが、同時に、その当時働いていたことがはつきりして、けい肺でなくなつたということが明確になれば、遺家族にも何らかの姿でやはり救済措置を特例措置でつくつてもらいたい、大臣、お願いしますよ。どうですか。

○加藤国務大臣 これは山ヶ野だけだつたら何とかできますけれども、全国に波及すると、これは調査の対象がなかなかむずかしくなつてきますので、気持ちちはありますが、これはまあ一度現地でやはり——山ヶ野のほうをやりますと、これはわかつと、こうなつてきますので、なかなかこれはいま御質問のような、ぶつぶつ言つておるのが、ほかに波及したら困る、いろいろなことも考えたりしております。と言つて、薄情な気持ちではありませんので、渡邊君も検討すると思いますが、何とかよく現地の実情で、いろいろ理論的なことを見出して、それによつて対処するという以外にないと思いますので、なお一そく現地の調査をし、検討いたします。

○大橋(數)委員 いろいろ事情はありますようけれども、いいことは全国的に波及したほうが、私はいいと思います。それで、今後の重要な課題として提起しておきます。

もう一つお尋ねしますが、元従業員で、現在結核で、結核予防法の対象で治療を受けている人がおられるのですね。しかも、その人は、けい肺病だともうはつきり見える方がいるらしいのですよ。ところが労災のほうでは適用にならないで、こうしていま結核予防法の立場で受けているのですけれども、これなどはもうはつきりしているならば、労災法の適用で救済していくべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○渡邊(健)政府委員 じん肺法におきましては、じん肺による活動性の結核のある者が管理区分四に相なることに規定されております。したがいまして、もしそれらの方が業務に基づくじん肺で、それに活動性の結核が合併しておる、こういうものであれば、健康診断の結果は管理区分四になるわけでございます。したがいまして、労災法施行後の就業歴があれば、労災保険によりましてもちろん所要の保険給付がなされますし、労災法以前の就業歴でござりますれば、先ほど申し上げました処置によって保護をいたす考え方でございます。

○大橋(敏)委員 おつしやることはよくわかるのですが、現実問題として、進行性だらうと思うのですが、現にいらっしゃるわけですよ。その人が労災の対象にならない。いわゆる戦中、施行以前の人ならばならないでしょうけれども、施行後の方にも、なっていない、という方が何人かいらつしゃるような話も聞いておりますので、今度の調査のときに、それも念頭に置いて行なっていただきたいことを強くお願ひいたしておきます。

時間が参りましたので最後にいたしますが、金山というのは多いですね、鹿児島県をはじめ全国的に総点検をしていただきたいと思いますが、けい肺病で苦しんでいる人をとにかく救済してほしいということです。大分県の星野金山あるいは宮崎県の土呂久鉱山ですか、これなどは、労災適用

前年の患者に対しても、もうすでに県のほうでもいろいろ救済の手を差し伸べていたとも聞いておりましたけれども、先ほどの労働省の基本的な、施行前の救済の具体的な内容を聞きまして、非常に希望を抱いておりますけれども、一日も早くこれが実施されることを要望しておきます。

それからまた、このけい肺関係ですね、これは鹿児島県のみならず、九州そのほかにもあろうかと思ひますので、全国的に、労働省基準局として調査の手を打つかどうか。最後にこれを聞きまして、私の質問を終わりたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 古い方々はなかなか把握が困難な場合が多いわけございますが、できる限り把握につとめまして、特に山ヶ野などの例のこと、集団的にそういうような方がおられる例につきましては、把握が容易であると思ひますので、調査いたしまして、必要な保護をやりたいと考えております。

○大橋(敏)委員 終わります。

○塩谷委員長代理 小宮武喜君。

○小宮委員 私は、この労災問題を考えますときに、労働者が不幸にして災害にあわれて、それを救済することはもちろん大事ではございますが、その前にやはりわれわれとしては、いかにしてこの労働災害をなくするかということが一番大事なことだと思うのです。その点、大臣どうですか。

○加藤国務大臣 もうお説のとおりであります。

○小宮委員 三、四日前に発表された四十七年度の労働白書によりますと、四十七年度の労働災害について、休業八日以上の死傷者は前年度を四%下回って、約三十二万五千人に減少しているけれども、一方この死亡者数は五千六百人とほぼ前年と同じ水準にとどまつておるということが白書で指摘されておりますが、死亡者が減少しないといふ原因是、大体どこにあるのでしょうか。

○北川(俊)政府委員 先生御指摘のように、災害防止の最重点は、負傷者の中でも特に死亡者をなすということがたいへん大事なことだと考えております。一昨年、昭和四十六年は、労働災害に

より死亡者が十年ぶりに六千人の大台を割りまして、五千六百人になりましたけれども、昨年は、御指摘のように五千六百人、横ばい状態にとどまつておる。その原因としましては、四十七年はかなり景気が上昇しまして、なかなか災害の多ります。そういう点から死亡者が多くなつた。これが一つの原因かと思ひます。

それから第二は、この白書の中でも指摘をいたしておりますけれども、近時、工事規模あるいは生産規模が大きくなつておる、あるいは機械が大型化いたしておる、非常に高速の運転をやつております。そういうような機械の大型化、高速化に伴いまして重大な災害が一度災害が起りますと非常に多くの方が災害を受けられる、こういう重大災害があえておる。この二つが、死亡者が一昨年と横ばいにとどまつた背景じゃないかと思ひます。

○小宮委員 休業八日以上の死傷者は三十二万五千人というのを、業種的に見ればどうなりますか。それから死亡者の五千六百人については、業種的に見ればどうなるのか、ひとつ教えていただきたい。

○北川(俊)政府委員 昭和四十七年の休業八日以上の死傷者数を業種的に見ますと、製造業が十二万二千八百人でございます。建設業がそれに続きまして十万二千四百人、さらに道路貨物運送業が一万八千百人、これが目立つております。これらの業種の中で、前年に比べてふえましたものは、建設業ということになつております。

それから一方、死亡数でございますが、建設業が二千四百人、これが最も多くございまして、製造業が千二百人、道路貨物運送が四百人、こういふふうになつております。死亡者につきましては、前年に比べまして増加しました業種は、建設、鉱業、それから道路貨物運送業でございます。いずれにましても、建設業が一番重点でございまして、建設業は死亡の四割、それから休業八日以上

の約三割を占めておる、こういう実態でございます。

○小宮委員 いまの製造業の千二百人、建設業の二千四百人というのは、労働白書を見れば書いてあるわけです。

問題は製造業の中で、業種的に見てどの業種が多いのかということを知りたいのです。そうしなければ、先ほど労働大臣も答弁されたように、どういうふうな対策を立てればこの死亡災害をなくしていくけるのか。また労働災害全体をどのようないい対策を立てれば減らしていくけるのかということを幾らだと言われても、なかなかその対策が立てにくのではないか。

この労働白書を見ますと、労働省は何人かがをしました、死亡者が何名出ました、理由はこういふことのようございますと、何か評論的な書き方をしておる。このよろんなことで、ほんとうに労働災害を撲滅するための対策をどうするかといふ、対策そのものは何らとられていない。しかも、先ほどから申し上げておるよう、度数率において、強度率においては減少しながらも、災害件数自体は減少しておりますけれども、死亡災害は減っていない。むしろ強度率は高くなつておるといふのは、重大災害が多く発生しておることを意味するわけです。そのためには、たとえば建設業に対してはどのような対策を立てるか。たとえば、建設業の中での業種が災害が高いのかといふことを、その業種に対してもう一つの対策を立てるなど、その業種に対してもう一つの対策を立てるなら答弁してください。わかつていらないなら、やむを得ません。

○北川(俊)政府委員 建設業ではやはり土木建築、建築よりもむしろ土木工業のほうが非常に災害が多くなつております。なかなか隕道関係、トンネルを掘るとかそういう関係で死亡災害がた

の約三割を占めておる、こういう実態でございます。

○小宮委員 いまの製造業の千二百人、建設業の二千四百人というのは、労働白書を見れば書いてあるわけです。

問題は製造業の中で、業種的に見てどの業種が多いのかということを知りたいのです。そうしなれば、先ほど労働大臣も答弁されたように、どういうふうな対策を立てればこの死亡災害をなくしていくけるのか。また労働災害全体をどのようないい対策を立てれば減らしていくけるのかということを幾らだと言われても、なかなかその対策が立てにくのではないか。

この労働白書を見ますと、労働省は何人かがをしました、死亡者が何名出ました、理由はこういふことのようございますと、何か評論的な書き方をしておる。このよろんなことで、ほんとうに労働災害を撲滅するための対策をどうするかといふ、対策そのものは何らとられていない。しかも、先ほどから申し上げておるよう、度数率において、強度率においては減少しながらも、災害件数自体は減少しておりますけれども、死亡災害は減っていない。むしろ強度率は高くなつておるといふのは、重大災害が多く発生しておることを意味するわけです。そのためには、たとえば建設業に対してはどのような対策を立てるか。たとえば、建設業の中での業種が災害が高いのかといふことを、その業種に対してもう一つの対策を立てるなど、その業種に対してもう一つの対策を立てるなら答弁してください。わかつていらないなら、やむを得ません。

○北川(俊)政府委員 労働時間、なんぞく所定外の労働時間が減りますと、肉体的疲労がやはり減ります。安全に対する注意力あるいは安全の指示の徹底、そういうものに伴つておそらく災害が減少すると私はちは考えております。最近統計調査部で、たとえば月一時間の実働時間が減れば、強度率、度数率がそれに比例をして減少する、こういう結果を出してあります。さらにまた、時間外労働でございませんけれども、週休二日制に踏み切った場合に労働災害減少に役立つたという答えが、全体の一三%程度返つてきております。

そういうことから考えまして、やはり労働時間だけではなくて、総労働時間においても、労働時間の短縮が労働災害の防止あるいは減少にたいへん寄与するものであると考えております。

○小宮委員 確かに労働時間が、所定外労働時間だけでも、労働災害が減ります。それが減少すればそういう傾向があります。しかしながら、この資料を見ましても、これは四十二年の労働災害の動きですが、この場合は、所定外労働時間は二〇%も伸びておるにもかかわらず、災害は逆に減っているわけです。それからまた、四十四年の後半期においてもそういうようなことが見られます。それはそれとしていまい

いへん多くなつております。それから製造業の中では、私たちがたいへん注目いたしておりますのは造船、それからその他重工業関係のものに非常に災害が多い、こういう結果が出ております。

なお詳細な資料につきましては、いまちょうど持ち合わせておりませんので、また別途先生のほうに御報告いたします。

○北川(俊)政府委員 白書の中では所定労働時間が減少したところでは災害が減っている、ということをうたわれておるわけですが、所定外労働時間と労働災害との関係を、私自身が労働白書を見てみますと、必ずしも正比例はしていかないわけです。だから、その意味において、所定外労働時間と労働災害との関係を労働省としてはどう見ておられるのか。その点いかがですか。

○北川(俊)政府委員 労働時間、なんぞく所定外の労働時間が減りますと、肉体的疲労がやはり減ります。安全に対する注意力あるいは安全の指示の徹底、そういうものに伴つておそらく災害が減少すると私はちは考えております。最近統計調査部で、たとえば月一時間の実働時間が減れば、強度率、度数率がそれに比例をして減少する、こういう結果を出してあります。さらにまた、時間外労働でございませんけれども、週休二日制に踏み切った場合に労働災害減少に役立つたという答えが、全体の一三%程度返つてきております。

○小宮委員 いまのよう、結局減少したといふのは一三・六%ですね。残りの八六・四%の企業は週休二日制を実施したけれども、必ずしも労働災害が減ったということにはなつてないわけですね。したがいまして問題は、所定外労働時間と週休二日制の問題が必ずしも労働災害の減少に結びついていない。大体傾向としては結びついていない。それでも、労働災害を減少するにはならないことがあります。そうしますと、そういう労働災害が減ったということにはなつてないわけですね。

○北川(俊)政府委員 労働災害の発生といいますのは、やはり施設、機械、そういうものが不備で、そのために災害が起きるというものが原因の一番大きいものであります。それともう一つは、働く人が不安全な行動をする、不注意な行動をする、そのための発生、いわゆる物の面と人の面との不安全状態ないしは不安全行動の結びつきが災害の一番多い原因でございます。

私たち、安全の一番大事なことは、本質安全のことは、やはり施設、機械、そういうものが不備で、そのために災害が起きるというものが原因の一番大きいものであります。それともう一つは、働く人が不安全な行動をする、不注意な行動をする、そのための発生、いわゆる物の面と人の面との不安全状態ないしは不安全行動の結びつきが災害の一番多い原因でございます。

せんけれども、いすれにしましても、今度は週休二日制の問題について、いま答弁がありましたように、週休二日制を実施したことによつて労働災害が減ったという企業が一三・六%というふうな実績が出ていますか。

○北川(俊)政府委員 週休二日制の効果につきましても、たとえば生産性があがつたとかあるいは欠勤者が減つたとか、そういうことでアンケート調査をしておりますが、そのアンケートの一つの項目としまして、労働災害減少につながつたというふうに御報告いたしました。

う設備にする、あるいは安全な施設にする、こういうことを第一に考えております。あわせまして働く人の側から安全教育を徹底して、安全な行動、作業をしていただくということを第二の重点にしております。

ただ、いかに安全な施設をし、あるいは安全な教育を徹底しておりましても、働く時間が非常に長時間である、そのため疲れ、そういうことは災害がでますので、あわせまして安全衛生法ではそういう災害防止のための施設改善、教育とともに、労働条件の改善をはかる、こういうことを考えております。

○小宮委員 白書によりますと、規模別に見ればやはり中小企業のほうが災害が多いということを指摘しておりますけれども、中小企業の場合に、大体所定外労働時間の平均はどれだけになつておりますか。

○渡邊(健)政府委員 所定外労働時間につきましては、毎月勤労統計の四十七年平均で申しますと、調査産業計では一ヶ月十五・四時間、かように相なっております。これを規模別に見ますると、三十人から九十九人規模では百八十九時間それに十人ないし九十九人では十四・五時間、百人から四百九十九人では十五時間となつておらず、それに対する五百人以上では十七・一時間ということです。特に中小企業のほうの所定外労働時間が長いとはいえない状況にあるわけでございます。しかし産業別にこれもいろいろ違いますがございまして、所定外労働時間が多い産業としたしまして、製造業のうちでは機械、金属関連業種、それから製造業以外では建設業、運輸通信業などが所定外労働時間が長くなつておるわけでございます。

○小宮委員 十四・五時間というのは一月ですか。

○渡邊(健)政府委員 そうです。

○小宮委員 それから中小企業の災害の大きな原因として指摘しておるのは、安全管理の問題や労働時間が比較的長いことというのが原因とされてゐるわけですね。そうすると一月に十四・五時間の所定外労働時間になると、一日に〇・五時間く

らいになります。大企業の場合は所定外労働時間の平均は幾らになつていますか。

○渡邊(健)政府委員 ただいま申しましたように、五百人以上でございますと月に十七・一時間、三十人から九十九人規模では百八十九時間それに三十六人から九十九人規模では百八十九時間それに三百人から九十九人規模では三百六十時間それに五百人以上でございますので、所定内、所定外を含め所定外労働時間でございまして、根っここの所定内労働時間は、大企業のほうが短くて中小企業のはうが長うございます。ただこれは所定外労働時間でございまして、根っここの所定内労働時間は、大企業のほうが短くて中小企業のはうが長うございます。

ます。

○小宮委員 中小企業の労働災害が多いという原因是、これは安全管理の問題もありましょうし、それから比較的労働時間が長いということがありましょうが、私はそれ以外に、やはり中小企業の場合は設備の近代化が非常におくれておるということが一番大きな問題ではなかろうかというふうに考えます。そのことについては白書では全然触れられていないわけですね。この点はどうですか。

○渡邊(健)政府委員 中小企業の災害の大きな原因は、やはり先生御指摘のように設備が十分でない、あるいは近代化されていない、こういうことはいえん大きな原因だらうと思います。その点は御指摘のとおりでござります。

ます。

○小宮委員 時間がありませんのでかけ足でいき

ますが、今後労働者として重大災害を撲滅するた
めにどういうような対策を立てていくかということになりますと、先ほどからいろいろ言われてお
りますように、労働災害の件数そのものは減つて
きたけれども、かたわら今度は重大災害が発生し
ておるという点をどうするかという問題、それか
らもう一つは、いま言われておるよう、特に災
害件数の中でも中小企業の災害が非常に多くなつて
おるという問題、それに建設業が非常に多いとい
う問題、こういった問題が三点ほど指摘できると
私は思うのです。したがって、労働者として災害
の所定外労働時間になると、一日に〇・五時間く

を未然に防止をして災害を減少するために、こ
ういうふうな三点に重点をしほって対策を立てて
いかなければ、ただ漫然と行政指導をやつても、
いつまでたつても労働災害が減少しないのではな
いかと、どういうように考えますか。

くるということも考えております。

それから第三には、やはり中小企業の災害を減
らすということがたいへん大事でございます。こ
れには従来のように、法律でこうきまとておるか
らこうしなければならないというような監督一本
やりの行政では不十分でございます。先生御指摘
のよう、設備が不十分ならばそれをどう直すか、
あるいは直すための資金をどうするか、そういう
問題でございます。

○北川(俊)政府委員 最近の災害発生につきま
しては、御指摘のよう災害件数そのものは減つ
ておりますけれども、災害の重大さ、あるいは中小
企業における災害の多発の問題、あるいは特殊産
業における災害の問題、こういう問題がたいへん
えてやられるのか、ひとつ答弁を願いたい。

それには、中小企業の労働者が受けける健康診断の機関
に対する補助金の問題、さらには監督官、専門官が
法律で考えておりますのは、そのための融資制度あ
るいは中小企業の労働者が受けける健康診断の機関
に對する補助金の問題、さらには監督官、専門官が
手不足でございますので、中小企業のそういう人
たちのための安全衛生コンサルタント制度、こう
いうもので補足をしていきたい、こう考えており
ます。

○北川(俊)政府委員 第一は、やはり新しい工法、新しい原材料
といふものが入つてきますと、ともすれば、先ほ
ど言いましたように工事が大規模化していく、ある
いは機械が高速化していく。そういうものを事
前に安全性のチェックというものをやらないで機
械を使う、原材料を使うがために災害が起きる、
あるいは非常に多くの職業病が起きる、こういう
問題がござりますので、新しい工法、新しい原材
料を採用する場合には事前にそれをチェックす
る。最近はやりのことばで言いますとテクノロ
ジー・セメント、そういうものを行政に導入す
ることを行政の一つの大変なことにいたしております。

それから一番最後の御指摘の建設あるいは金属
鉱山、石炭鉱山も含めてございますが、港湾労
働、陸上運送というような業種的にたいへん災害
の多発する産業がございます。こうしたものにつ
きましては、業種が自主的にまず災害防止のための
いろいろな施策をやることを助成するのがたいへん
大事でございますので、現在これらの業種につ
きましては、災害防止協会というものをつくらせま
して、国から若干の補助をいたしまして、自主活動
を促進しておるところでございます。

○小宮委員 いまの答弁に対しても質問がありま
すけれども、一応先に進みます。

次は労災補償の問題について質問します。これ
は大臣も局長あたりも、ほんとうに労災事故に
あって悲嘆のどん底にくれておる家庭の方々を見
られたことはないと思うのです。私はこれまで何
回となくそういうふうな場面にあっております。

○小宮委員 いまの答弁に対しても質問がありま
すけれども、一応先に進みます。

次は労災補償の問題について質問します。これ
は大臣も局長あたりも、ほんとうに労災事故に
あって悲嘆のどん底にくれておる家庭の方々を見
られたことはないと思うのです。私はこれまで何
回となくそういうふうな場面にあっております。
特に重大災害の中でも死亡災害にあわれた家族の
方々の悲惨な姿は、実際われわれも行ってみて、
見るにたえないような状況なんです。もう奥さん
は遺体を取りすがつて、夫を返してくれと泣き叫
んでおるし、そのかたわらにはまだ小さい子供が

何事が起つたのかわけも知らないで無心に笑つ

ておるのをわれわれは見るとき、やはりこの労働災害だけは何としても撲滅しなければならぬということをいつも考へるわけです。それと同時に考えますのは、労災補償が非常に少ないとこなんです。このために、いまから質問しますけれども、皆さん方もそういった遺族の生活の実態なんかも一回くらい見られたらしいと思うのです。その意味で質問しますけれども、特に中小企業に働く労働者の補償給付の基礎になる平均賃金、つまり給付基礎日額は平均幾らになつていますか。

○渡邊(健)政府委員 労災保険受給者の全産業の平均の給付基礎日額は四十八年の三月末現在で二千四百二十四円と相なつております。

○渡邊(健)政府委員 中小企業についてお尋ねでございますが、規模別の基礎日額についての資料はございませんが、毎月勤労統計の調査から推算をいたしてみます

○渡邊(健)政府委員 と、四十八年四月現在の事業所規模別の一日前当たりきまつて支給する給与を推算いたしますと、千人以上では三千百三十三円であるのに対しまして、五百人から百人までは二千七百四十九円、百人から三十人までは二千六百八十九円、それから三十人以下五人までの零細規模になりますと二千三百二十一円、こういうふうに推算がされております。

○小宮委員 先ほどから質問が出ておりましたけれども、この労働基準法の十一条ではボーナスは入っていない。もちろんこれは平均賃金を算定する期間の関係で入っていないと思うのですが、十一条には「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他の名稱の如何を問わず、労働の対價として使用者が労働者に支払うすべてのものをいふ。」ということで、十二条で「この法律で平均賃金とは、「云々と出ているわけです。いま平均賃金の三ヵ月の平均」というのは、何月と何月の平均をとつていますか。

○渡邊(健)政府委員 基準法上の平均賃金は、算定すべき事由が生じたそのつどに、それ以前三ヵ月についてやるわけでございます。したがいまし

て、労災補償の場合などではありますと、事故が起きました日からさかのばつて三ヵ月をそれぞれの場合にとつて平均賃金を算定するわけでござります。

○小宮委員 それが、入る場合もあれば入らない場合もあるということですか。

○渡邊(健)政府委員 そういう場合にボーナス――三ヵ月をこえる期間ごとに払われるものは算定から除かれることに相なつておりますので、ボーナスは全部入らないことになつております。

○小宮委員 労災法の第十二条の二の二項の「給付基礎日額」とすることが著しく不適当であるとき

は、前項の規定にかかるらず、労働省令で定めるところによつて政府が算定する額を給付基礎日額とする。こういうふうになつてます。この労働省令で定める給付基礎日額の最低は千円ですか。

○渡邊(健)政府委員 現在は四十七年度から千円となつております。

○小宮委員 この千円も去年までは七百七十円昇がりますとそれにスライドして二〇%年金を上げるということになつております。

○渡邊(健)政府委員 と、四十八年四月現在千円となつております。

○小宮委員 それで計算してみてください。

○渡邊(健)政府委員 年金につきましては、毎月勤労統計によりまして二〇%刻みで、二〇%の上昇がありますとそれにスライドして二〇%年金を上げるということになつております。

○小宮委員 それで、具体的にこの労働省令を適用した例がありますかどうか。あるとすれば、何件ぐらいありますか。

○渡邊(健)政府委員 この千円も去年までは七百七十円だったわけですね。今度千円に上げたわけですが

○小宮委員 それとも具体的にこの労働省令を適用した例がありますかどうか。あるとすれば、何件ぐらいありますか。

○渡邊(健)政府委員 たとえば三十人以下の二千三百二十一円ですから、二十一円は切り捨てて、二千三百円の人で、本人が死亡した場合に労災補償年金は幾らもらうのか、月幾らになるのか、計算してみてください。

○小宮委員 と、二千三百二十一円ですから、二十一円は切り捨てて、二千三百円の人で、本人が死亡した場合に労災補償年金は幾らもらうのか、月幾らになるのか、計算してみてください。

○小宮委員 それで、賃金スライドをやつたとしても、結局もともと基礎になる年金そのものが低いわけですね。その意味では、労災法の十六条の六の一号、

○渡邊(健)政府委員 これは労働者の死亡當時遺族補償年金を受ける人がいない場合の遺族補償一時金、これも給付基礎日額の千日分ということで、たとえば二千三百二十一円にしても結局三百三十二万にしかならないということになります。これは一時金ですから賃金スライドはあり得ないのでしょう。そうしますと、四人家族の人たちが二百三十二万ぐらいで生活できるかどうか。この点から見ても、この二百三十二万というのはあまりにも――たとえば三十五、六歳、四十歳という働き盛りの御主人がなくなりた場合に、家族に対する遺族補償年金にしても一時金にしても少ない。いまごろの航空機事故

にしても自動車事故にしても、こういうような額ではないはずです。そのことを考へた場合に、いまの労災法全体を私は見直しをすべきだと思う。

私の計算によりますと補償年金が三十六万円、月三万円にしかならないわけです。そうしますと、四人家族で一ヵ月三万円で生活できるかどうか、ということをひとつ労働大臣――もちろん賃金スライドの問題もありますけれども、問題は、給付基礎日額二千円の場合にはそういうような計算になります。それで私が言わんとするところは、労災法のこれは非常に低いということを指摘したのです。その意味では、賃金スライドをやつておるという話ですが、賃金スライドはどういうふうな方法でやつているのですか。

○渡邊(健)政府委員 年金につきましては、毎月勤労統計によりまして二〇%刻みで、二〇%の上昇がありますとそれにスライドして二〇%年金を上げるということになつております。

○小宮委員 それで計算してみてください。

○渡邊(健)政府委員 たとえば三十人以下の二千三百二十一円ですから、二十一円は切り捨てて、二千三百円の人で、本人が死亡した場合に労災補償年金は幾らもらうのか、月幾らになるのか、計算してみてください。

○小宮委員 と、二千三百二十一円ですから、二十一円は切り捨てて、二千三百円の人で、本人が死亡した場合に労災補償年金は幾らもらうのか、月幾らになるのか、計算してみてください。

○小宮委員 それで、賃金スライドをやつたとしても、結局もともと基礎になる年金そのものが低いわけですね。その意味では、労災法の十六条の六の一號、

○渡邊(健)政府委員 これは労働者の死亡當時遺族補償年金を受ける人がいない場合の遺族補償一時金、これも給付基礎日額の千日分ということで、たとえば二千三百二十一円にしても結局三百三十二万にしかならない

○小宮委員 といふことになります。これは一時金ですから賃金スライドはあり得ないのでしょう。そうしますと、四人家族の人たちが二百三十二万ぐらいで生活できるかどうか。この点から見ても、この二百三十二万というのはあまりにも――たとえば三十五、六歳、四十歳という働き盛りの御主人がなくなりた場合に、家族に対する遺族補償年金にしても一時金にしても少ない。いまごろの航空機事故

にしても自動車事故にしても、こういうような額ではないはずです。そのことを考へた場合に、いまの労災法全体を私は見直しをすべきだと思う。

障害補償年金にしてもそだと思うのですよ。とえば障害等級一級の場合、一級というのは最もひどいのですが、この場合でも給付基礎日額の二百八十日分、二千円とした場合、年金額は五十六万円、月額にして四万七千円ですね。こうなりますと、賃金スライドがあつたとしても、いまの労災給付といふものはあまりにも低いのじゃないかと、いうことをいつも感じてゐるのです。話に聞けば、労災保険審議会で検討しておると、いうような方法でやつているのですか。

○渡邊(健)政府委員 年金につきましては、毎月勤労統計によりまして二〇%刻みで、二〇%の上昇がありますとそれにスライドして二〇%年金を上げるということになつております。

○小宮委員 それで計算してみてください。

○渡邊(健)政府委員 たとえば三十人以下の二千三百二十一円ですから、二十一円は切り捨てて、二千三百円の人で、本人が死亡した場合に労災補償年金は幾らもらうのか、月幾らになるのか、計算してみてください。

○小宮委員 と、二千三百二十一円ですから、二十一円は切り捨てて、二千三百円の人で、本人が死亡した場合に労災補償年金は幾らもらうのか、月幾らになるのか、計算してみてください。

○小宮委員 それで、賃金スライドをやつたとしても、結局もともと基礎になる年金そのものが低いわけですね。その意味では、労災法の十六条の六の一號、

○渡邊(健)政府委員 これは労働者の死亡當時遺族補償年金を受ける人がいない場合の遺族補償一時金、これも給付基礎日額の千日分ということで、たとえば二千三百二十一円にしても結局三百三十二万にしかならない

○小宮委員 といふことになります。これは一時金ですから賃金スライドはあり得ないのでしょう。そうしますと、四人家族の人たちが二百三十二万ぐらいで生活できるかどうか。この点から見ても、この二百三十二万というのはあまりにも――たとえば三十五、六歳、四十歳という働き盛りの御主人がなくなりた場合に、家族に対する遺族補償年金にしても一時金にしても少ない。いまごろの航空機事故

にしても自動車事故にしても、こういうような額ではないはずです。そのことを考へた場合に、いまの労災法全体を私は見直しをすべきだと思う。

ルではありません。そういう意味で、今後向きて対処いたします。

○渡邊(健)政府委員 先ほどの数字、わかりましたのでお答えいたします。

計算をいたしてみまして、給付基礎日額が二千三百円といたしまして、妻一人子供三人のお話の

場合を計算してみますと、年金額は四十六万五千七百二十五円、一月当たりにいたしますと三万八千四百円ということに相なるわけでございます。

○小宮委員 いまの計算から見ても非常に安いとということははつきりしているわけですから、いま大臣が答弁されたように、やはり現行の労災保険法全体を抜本的に見直しを早くやってもらいたいということを特に要望しておきます。

それから、わが国で通勤途上災害を業務上災害と認めている企業が、労働白書の中にも大体二%ぐらいあるということが書かれておりますけれども、企業数から見れば大体どれくらいありますか。

○渡邊(健)政府委員 昭和四十七年六月に労働省が、常時三十人以上を使用する製造業の事業所を対象に行なった調査によりますと、通勤災害につきまして何らかの保護制度を設けております事業所は、事業所全体の八%と相なつております。これにつきましては、企業規模別に見ますと大企業ほど実施率が高くなつておりますと、五千人以上の企業の場合は四・九%でございますが、百人から四百九十九人ぐらゐが八・四%、それから百人以下、三十人くらゐまでになりますと四・一%といったようなことで、規模別によりましてそういう取り扱いをしておる事業所の率に違ひがあるわけございます。

○小宮委員 保護制度ではなくて、私が言っておるのは業務上災害とみなしておる企業、労働協約なり就業規則で取りきめてある企業はどれくらいあるかということなんです。

○渡邊(健)政府委員 業務上災害と申しますのは、業務に起因性がある負傷、疾病、死亡等の事故であるわけでございまして、業務中になくなれました場合に、それが業務に起因性があれば業務上になりますけれども、たまたま業務上であるけれども、その原因是業務との因果関係がないという場合には、これは業務との関係がないことになります。

○小宮委員 それは早急に調査してみてください。

それからもう一つ大事なことは、たとえば今回おの改正案にしても、業務上の災害としてみなすことのできないだとかいうように見るところにまた問題があると思うのですよ。やはりよってきた原因というのは、ほんとうに因果関係があるのか

いるものの割合は、さっき申しました割合になるわけでございます。

○小宮委員 わからなければやがて得ないとして、それでは通勤途上災害が年間何件ぐらい発生しているのか。その中で死亡者は何件ぐらいあるのか。

○渡邊(健)政府委員 年間の発生につきましては、昨年の七月の調査をもとに推計をいたしますと、年率にいたしまして千人に対して約四人が一年間に通勤途上で休業一日以上の災害をこうむる

というふうに予想されます。したがいまして、それに休業するに至らない程度の災害も含めますと年間に約二十七万人の労働者が何らかの通勤災害をこうむつておるだろと推定がなされるわけでございます。なお、それに伴う死亡は、これも推定でございますが、年間約二千二百人ぐらいと推定いたしております。

○小宮委員 この改正案では、やはり労働基準法の適用はされないし、業務上の取り扱いもされぬということで、長期療養を要する場合問題になるのは、昇給とかいろんな問題についての不利益があつたとしても、また三日間の休業補償の問題もあります。その小さい問題は抜きにしても、解雇という問題が出てくるわけです。したがつて各企

業で解雇制限という、たとえば長期療養を二年以上とか一年半以上とかした場合には解雇するとい

うような協約なり就業規則なり取りきめがあるわけです。大体いま各事業所でそういうような解雇制限についての取りきめの実態はどうなつておりますか。

○渡邊(健)政府委員 そういう解雇制限の取り扱いについては現在調査中でございまして、現在までのところはまだ状況がはつきりいたしておりません。

○小宮委員 その因果関係というのはなかなかはつきりしないのですよ。たとえばその人が持病であれば別です。しかしやはり工場で働いて、長時間労働で疲労度が濃かつたとか、作業環境、労働環境によって発作的に出てくる場合も、これは医学的にはつきりしているわけですから、そういうような問題を、ただ因果関係がないんだ、たとえば直接品物が落ちたとか何かに巻き込まれたといふだけを業務上災害として取り扱って、そのような心臓麻痺でなくなつた、それは業務上の問題ではないだとかいうように見るところにまた問題があると思うのですよ。やはりよってきた原因というのは、ほんとうに因果関係があるのか

下にないので管理、監督はできないから、自分たちのほうはその責任がないんだということをいつておるわけですよ。それでは現在、現実に職場の中に入つて作業中に脳溢血、脳卒中、心臓麻痺で倒れてなくなつた方に対しても、いまのように通勤途上災害においてすら将来業務上災害として考えなさいということが労災保険審議会の答申の中にも出ているくらいですから、少なくともこういった会社の中で突然なくなる方、なくなりたい方、これは全国的に見ればかなりの数になされずに私病死扱いをしているわけです。こういうような現実に職場の中に入つて作業中に心臓麻痺とか脳溢血で倒れてなくなつた方に対するものか。

○渡邊(健)政府委員 ちょっととそういう調査はいまだございません。

○小宮委員 この問題については、経営者側も、工場内にいるわけだし、管理、監督下にあるわけです、支配権が及んでいます。それがどうして私病死扱いされているのか、理由はどこですか。

○渡邊(健)政府委員 業務上災害と申しますのは、業務に起因性がある負傷、疾病、死亡等の事故であるわけでございまして、業務中になくなれました場合に、それが業務に起因性があれば業務上になりますけれども、たまたま業務上であるけれども、その原因是業務との因果関係がないという場合には、これは業務との関係がないことになりますので、業務上にはならないわけでございます。

○小宮委員 その因果関係というのになかなか近は人命尊重、人命尊重でありますから、当然さういう方向に進ませたいと思います。

○小宮委員 私が聞いておる範囲では、そういうような人はいないのです。経営者側に聞けばそういうようなことをやつておるといふところがあるかもしれません。それはやはり判断の問題が非常にむずかしい。たとえば会社に入る場合健康診断をして入るわけです。それがつとめている間に、本人の注意とか本人の持病だといつてみても、長い間の

そういう工場生活の中でもういう問題が起きて

くる場合もあるわけです。だから少なくともそういうことをいっておつたのでは、適用されるといふことは非常にむずかしい。これは十中八、九どころじゃない、全部がおそらく除外されます。その意味で、この際、大臣も言われたようにこの問題については特にひとつ審議会等で問題提起をして、ぜひ業務上の扱いにするよう私からも強く要望しております。

それから今回の改正案について、これは午前中も質問が出ましたけれども、特別加入者の問題について、たとえば労働組合の委員長——特別加入者はいろいろありますから、私はそういうような人たちを全部とは申しません、なかなか実態がむづかしい問題がありますから。しかしながら労働組合の委員長、それから一人親方の場合は、これはやはり考えなければならないのではないか。これは通勤の実態にしても、労働組合の委員長だって自分のうちから労働組合事務所まで行くわけだし、帰りはまたそのまま帰るわけだから、これほど通勤実態がはつきりしているものはないのです。一人親方の場合も、それは材料を買いやに行く作業場までまっすぐ行って、また帰る。それはいろいろなことがあります。先ほどからマージャンとかたばこ買いとかデーターの問題も出たけれども、そういうような問題はあっても、一人親方の場合には通勤の実態というものははつきりしておる。したがって、こういうような人たちを除外したいということがよくわかりませんので、もう一度、どういうような審議がなされたのか、特別加入者ということで十巴一からげで論議されたのか、その特別加入者の中で個々の問題についてはどういうふうに検討されたのか、その点いかがですか。

○渡邊(健)政府委員 いま先生御指摘の組合の委員長のような場合でござりますと、労災保険の関係では、組合事務所につとめております書記などは、これは組合事務所の労働者、こういうことに

なるわけでございますが、委員長はそれらの労働者を使う、いわば中小企業の企業主、こういうことで労災保険の特別加入の対象者になつておるわけでございます。特別加入についても通勤途上災害を適用すべきかどうかという点は、いろいろな見地から議論をされたのでございますが、中小企業の企業主ということになりますと、一般的になかなか勤務時間が雇用労働者のように明確でございません。したがつてそれが出勤でそれが退勤なのが、あるいは出先から帰るような場合に、出先でたとえばお客様の接待などをする——労働者でございますと業務命令というものがござりますから、もし業務命令によってお客様の接待をしたというごとにになると、その出先から帰るのは退勤になるわけです。中小企業の企業主ということになると、それは業務命令といふことが明確にございませんので、私的にやつたものか業務としてやつたものか非常に判定が困難であるといったような問題があるので、一律になかなか判定しがたいではないか。あるいは一人親方にいたしましても、毎日外へ行く親方もあるだろうし、あるいは石工のようにあるときは自分のところで朝から仕事をやる、あるいは注文を取りに行くこともあるし、材料を買いや行くこともあるし、その辺が、どれが通勤でありどれが通勤でない、業務そのものであるかといったような判断は非常に困難で、これは相当個々の場合ごとに考えておかなければいかぬだろう。したがつて、そういう問題を特別加入について議論していると相当の時間を要して、すみやかに一般労働者の通勤災害について保護制度を設けることがまたおくれるのではないか。それは雇用労働者であつても、先ほども御審議がございましたように、未遂の事業などでござりますと通勤災害の保護を受けられない、そういう問題もございますので、労災とみやかに通勤災害の項を起こす、あるいは労働者であつて今回の保護の対象にならない人に早く及ぼしていく、そういう過程で今後特別加入者につ

いてもこまかく個別に検討する必要があるではないか、そういうことで今回は通勤災害の保護の対象からはすすこと相なったわけでございますが、そういう審議の過程もございまして、労災保険審議会の答申では、この問題についてはすみやかに検討するようにということが答申の中に書かれた経緯があるわけでございます。

○小宮委員 この通勤途上災害の取り扱いの問題は非常に長い間の懸案事項でございましただけに、われわれも、不十分とはいながらここまで前進したということについては大いに賛意を表しますが、いま言われたように、特に加入者の、特に労働組合委員長、一人親方の問題、こういうような問題も前向きで取り組んでいただきと同時に、やはり問題は、今回の場合は労働上災害とはみなさず、単に労働者保護という立場からとらえられておりますが、この審議会の答申にもありますように、この問題についても、今後とも前向きで積極的に取り組んでもらいたいということを要望します。

最後に、これは船員保険法の一部改正の問題についてであります。現在船員保険に対する国庫補助は六億円の定額補助になつておりますけれども、これは現行のまま据え置くのかどうか、あるいは今度健保に対する国庫補助も一〇%に増額したわけでございますから、やはり私は船員保険に對しても国庫保助を増額すべきだというふうに考えますが、ひとつ所見をお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思います。いかがですか。

○北川(力)政府委員 ただいまのお尋ねは船員保険の疾病部門の問題でございまして、大体の財政状況は四十二年度以降おおむね健全な推移をとどめています。そういう意味では、今回の健康保険法の改正案で御審議をわざわしました、いわゆる一〇%の定率国庫負担を伴つております政管保険の財政基盤とは、かなり趣を異にいたしております。しかし御指摘の点もございましたので、明年度の予算編成にあたりましてはそういうふうに考えておりましても十

○塙谷委員長代理 次回は、来たる十日火曜日、午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

昭和四十八年七月二十五日印刷

昭和四十八年七月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局